

令和6年6月11日開会

令和6年6月21日閉会

令和6年第4回  
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和6年第4回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月11日(火)から6月21日(金)までの11日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月11日	火	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月12日	水	午前9時	休 会(本会議) 議会全員協議会 午前9時～
第3日	6月13日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	6月14日	金		休 会
第5日	6月15日	土		休 会
第6日	6月16日	日		休 会
第7日	6月17日	月		休 会
第8日	6月18日	火	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第9日	6月19日	水	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第10日	6月20日	木		休 会
第11日	6月21日	金	午前9時	本会議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

## 令和6年第4回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	6月11日(火)	.....	1
◎第 8 日	6月18日(火)	.....	25
◎第 9 日	6月19日(水)	.....	55
◎第11日	6月21日(金)	.....	81

令和6年第4回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和6年6月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年6月11日 午前9時00分開会 午後0時10分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 井上 輝昭	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 西本 幸司	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	上下水道課長 柚本 賢治
総務事業部長 永宗 宣之	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 赤田 裕靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	会議録署名議員の指名について	3番 我澤隆司 4番 從野 勝
日程第2	会期の決定について	11日間
日程第3	諸般の報告	議長、町長
日程第4	報告第1号 令和5年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第2号 令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第3号 令和5年度和気町上水道事業会計繰越計算書について	説明
日程第5	議案第43号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第44号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第45号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第46号 和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第6	議案第47号 令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第48号 令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第49号 令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第50号 令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
日程第7	議案第51号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	委員会付託
日程第8	議案第52号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託
	議案第53号 工事請負契約の締結について	委員会付託
	議案第54号 工事請負契約の締結について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第55号 工事請負契約の締結について	委員会付託
日程第9	請願第1号 介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める請願書	委員会付託
日程第10	陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 我澤隆司君及び4番 従野 勝君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る6月4日、議会運営委員会を開き、本定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 改めまして皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る6月4日午前9時より本庁舎3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部課長出席の下、令和6年第4回和気町議会定例会の会期、日程及び案件等を協議いたしました、その結果を報告いたします。

会期は、本日6月11日より6月21日までの11日間に決定いたしました。

次に、日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。また、本日、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目は、6月12日、本会議は休会とし、午前9時から議会全員協議会を予定しております。終了後に、議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、6月13日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目から第7日目までの4日間は、休会といたします。

第8日目、6月18日、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第9日目、6月19日は、一般質問の予備日としております。

第10日目、6月20日は、休会といたします。

第11日目、6月21日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。本会議終了後に、議員人権啓発研修会を予定しております。

なお、今定例会に付議されます案件は、報告3件、条例改正4件、補正予算4件、その他5件であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月21日までの11日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。それでは、諸般の報告をさせていただきます。

本日ここに、令和6年第4回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和6年第3回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、5月21日に、アークホテル岡山において、備前県民局管内の生き活きミーティングが管内正・副首長の出席により開催され、令和6年度の主要事業の説明や意見交換などを行いました。

次に、町内の小・中学校において、5月25日に3小学校で運動会が、6月1日には両中学校で体育大会が実施されました。

次に、5月26日、第74回全国植樹祭が岡山市のジップアリーナ岡山を会場に開催され、出席いたしました。この植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林や緑に対する理解を深めるため、例年天皇、皇后両陛下の御臨席を賜り、国土緑化推進機構と開催都道府県の共催で行われており、岡山県では第18回大会の開催から57年ぶりとなる2回目の開催で「晴れの国 光で育つ 緑の心」をテーマに開催されました。

次に、5月27日、岡山県庁において、少子化の中で子供たちの確かな学びと成長を支える高等学校教育体制整備の在り方について、首長が議論する県立高等学校の在り方を考える会が設立され、教育体制整備実施計画の策定経緯や現状について意見交換などを行いました。

次に、5月28日、東備食品衛生協会の表彰式が商工会館で開催され、出席しました。

次に、5月29日、天満屋グループとの包括連携協定の締結式を行いました。今後、マーケティングをはじめとしたグループ全体の多岐にわたる分野のノウハウを活用し、町内の特産品の開発、魅力の向上、都市部への情報発信といったシティプロモーション、そして町の職員も含めた地域の人材育成などの取組を一緒に進めてまいります。

次に、5月30日、身体障害者協会の総会が和気鶴飼谷温泉で開催され、出席いたしました。

次に、6月5日、特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会の理事会に出席いたしました。

次に、6月6日、タンチョウ愛護会の役員会及び総会が自然保護センターで開催され、出席いたしました。

次に、本年1月1日に発生した能登半島地震の義援金について、和気町では募金箱を設置しておりましたが、5月末で終了させていただきました。町民の皆様の御協力いただいた義援金の総額は973万4,736円でございます。御協力ありがとうございます。

次に、日笠バラ園で5月13日から31日まで開催をしておりましたバラ祭りでございますが、期間中は町内

外から6, 315人の入園者があり、満開のバラを楽しんでいただきました。

次に、町政懇談会についてでございますが、今回は子育てしやすい環境づくりに向けて保護者の皆様と直接お話をさせていただこうと、町内のにこにこ園と子どもひろばで実施することにいたしました。6月12日に和気こにこ園、14日に本荘こにこ園、24日に佐伯こにこ園、26日に子どもひろばで開催する予定にしています。議員皆様におかれましては、会場の状況から、各会場に3人ずつの参加でお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本年5月27日から28日の豪雨により、和気町では日雨量、1日の雨量131ミリを記録し、農地や林道等において一部災害が発生している状況です。現在、災害箇所を調査中であり、事業費が確定次第、災害復旧の補正予算を計上する予定にしていますので、よろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、報告第1号から報告第3号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日提案いたしております報告第1号から報告第3号までの3件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号は令和5年度和気町一般会計繰越明許費の繰越計算書、報告第2号は令和5年度和気町鶴飼谷温泉事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でありまして、いずれも令和5年度から令和6年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号は、令和5年度和気町上水道事業会計の繰越計算書でありまして、令和5年度から令和6年度へ繰り越した事業について、地方公営企業法の規定により報告するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、報告第1号から報告第3号までの3件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 報告第1号説明した。

○議長(当瀬万享君) 鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人(大竹才司君) 報告第2号説明した。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 報告第3号説明した。

○議長(当瀬万享君) 以上で報告第1号から報告第3号までの3件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(当瀬万享君) 日程第5、議案第43号から議案第46号までの4件を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、議案第43号から議案第46号までの4議案について提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第43号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。佐伯地域小・中学校の今後の在り方について検討するための佐伯地域小・中学校の今後の在り方検討委員会の設置に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第44号の和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号の和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号の和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例についてであります。和気町三保高原スポーツ&リゾートの各施設について、指定管理者による管理運営から町による直営方式に変更するに当たり、使用料規程の修正をはじめ、所要の改正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第43号から議案第46号までの4件について順次細部説明を求めます。

教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 議案第43号・議案第44号・議案第45号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 議案第46号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第43号から議案第46号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第43号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第44号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第45号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第43号から議案第45号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号から議案第45号までの3件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号から議案第45号までの3件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 運営についてはまた後ほど議案第51号があるんでそちらのほうで申し上げますが、まず料金改定があるわけですね、これ。ログハウスが、ちょっと表の対比が非常に難しいんですけど、改定後は

1棟当たり2万2,400円、今までが1万7,000円という解釈でよろしいんですよね、これは。この辺りがかなり施設が古くなって、ログハウスも結構細いログで、隙間だらけで、虫がたくさん入ってくるとか傾いてるとか、いろいろ御批判は受けてるんですけども、そのあたりがあってもこれは値上げしていくというふうに解釈していいのかどうか、それが1点。

もう一点については、キャンセル料です。今までなかった分を取り入れるということですが、我々もいろいろビジネスホテルとかによく泊まるんですけど、結構早い設定かなど。かなりきめ細かいというか。このあたり、捉え方によって結構強気なやり方だなとも思われるんですか、これを何か参考にしたような施設があるのかどうか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

我澤議員のまず1点目、料金改定についてでございますが、現在は指定管理者で運営をいたしておりますので、施設の使用料金等については、町長の承認を得て指定管理者が定めることができるという運用の中で運用を現在行っております。実質的には値上げ改定ということにはならず、現行料金に条例を手直しをしたというのが、もう正直申し上げて現状でございます。今度は指定管理から町管理ということになりますので、指定管理者が承認を得て設定をするということではなくなりますので、今回現状に合わせた形での改正といたしております。

それから、2点目のキャンセル料についてでございますが、こちらは今現在の運用と内容的には実質的には変更はございません。ただ、条例上取る根拠の規定がなかったということでございますので、この機にそういった規定を整備したというものでございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） よく分かりました。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） テニスコートの料金についてなんですけれども、平日利用が1時間1,100円で、土日、祝が1,500円というふうな設定になっておりますが、例えば和気鵜飼谷温泉のテニスコートですと1時間500円で、また備前市のほうにありますテニスコートだと、センターコートだと1時間1,350円、サブコートだと1時間450円、また岡山市南区にあります浦安のテニスコートになりますと、市内の方だと2時間が720円、市外の方だと2時間が1,080円といったような料金設定になっておりますが、ちょっとそれに比べると高いなというふうな感じがするんですけれども、この料金設定はそういった周りのテニスコートの状況とかを考えて決められたのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

テニスコートの使用料についてのお尋ねでございますが、見たところ若干高いかなということも感じないではないですが、今現在の運用がこういったような形になっております。鵜飼谷温泉あるいは近隣の市町の社会体育施設としてのテニスコートの使用料金というのも承知はいたしておりますけれども、あそこの施設の性質上、観光施設に附属するというような整理で、現行料金がこういった設定で運用されておりますので、それを踏襲したということでございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今、現行料金で踏襲されたということで、これから直営とかにして変える気はないとい

うことですね。もうこのままでいくと。私は、このキャンセル料にしても、現行ではこういうふうになっていることですが、現状では指定管理者の方の裁量で1週間前ぐらいまで無料というものもあると思います。ですから、こういうふうな2週間前、5棟以上となっておりますが、5棟も4棟も一緒にいいんじゃないかと思うんですが、そういうところはいかがでしょうか。

それと、テニスコートの料金も、観光施設ということで高いというのはちょっと納得がいかないんで、この際やっぱり他市町に少しでも合わせたほうがお客の獲得という面ではいいんじゃないかと思われるんですが、そういうところは考えなかったんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 7月以降は町の直営運営ということになってまいりますので、改めて近い将来的には、こういった今議員の皆さんから御指摘をいただいたような点については検討見直しの必要もあるかなというふうには考えておりますが、今現在指定管理者が6月末をもって下りられるということが決定事項ではございませんので、今現在7月、8月の施設利用についての予約を受け付けている状況でございます。そういった中では、予約を受けた以上は御案内をさせていただいた現行料金を維持するということが当面は必要ではないのかなど。将来的なところでは課題はあるという認識はいたしております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 大体、ログハウスにしてもやっぱり値上げというふうなあれで見れるし、それからいろいろな施設、皆さん御存じないかなと思いますが、天体望遠鏡なんかもあるんですけど、そのあれもなくなって、感じとしたらもう……

○議長（当瀬万享君） マイクを近づけて。

○11番（西中純一君） すいません。感じとしたら、この事業についてももうやめていくような感じ、その辺もわからないんだけど、一方ではいわゆるSNSを見てみると、大阪のほうのそういうスポーツ団体が春頃来られて、小川さんが写とって、来てる人もいるのかなという感じなんですけれども、今現状として合宿とか、夏、この7月、今年の8月という利用予定はあるんですか。

それから、今後の運営方針というか、もうやめていくつもりなのか、事業として。それとも、また指定管理者がもしやられるようなことがあれば、今後とも続けていくのか。その辺の方針というのはどういうふうに分かっているんですか。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

今後の町としての方針、考え方はというお尋ねであろうかと思っております。この春に、現在の指定管理者から職を辞したいという相談を受けました。今回、7月からは町の直営で当面は運営をしていくという方針を決めたところでございます。あれだけの施設でございますので、今後あの施設をどのように活用していくのか、観光宿泊施設として新たな指定管理者等を求めていくのか、あるいはもう宿泊事業から撤退をして、あの施設の有効利用をしていくのか、そういったところをいろんな多方面から、皆様方の御意見も伺いながら検討していく時間が必要であろうというふうに考えてます。その時間をいただくために、当面直営で検討の時間をいただきたいというのが今回の御提案でございます。ですので、現時点で方向性というのは定まってはおりません。

（11番 西中純一君「答弁漏れ。予約はねえんか、夏の。あるん」の声あり）

すいません。現在のところは、大学等の本館ロマンツェでの宿泊の受付は停止をしております。予約受付は、ログハウスの宿泊受付のみという形で、今現在も運用をさせていただいております。

(11番 西中純一君「はい、分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 今、総務事業部長のほうから当面はということなんで、もうここに先に町がこの6月末で引き受けてやるということになってるんですけど、町がやると決めた理由、経緯は今のことで分かりましたが、私はこの指定管理選定委員になってました。ちょうど1年半前に私は出て、そのときA社、もう一つありました。そのA社は、私自身のことを言えば、赤字も食らって新しい方策も出ないし、やる気がいま一つ感じられない、現況の人から変えたいんじゃないかということの意見を言いましたが、駄目で、結局こうなったわけですけど。新しい入札者が出るまでっていうのは、例えば二番煎じとかいうか、繰り上げて、前回から1年半ぐらいますけど、そこへアプローチというのはもうできないんでしょうかというのが一つと、7,500万円つぎ込んで、3,000万円はコロナ関係で国の金であります。国の金ではあっても、あと4,500万円はいわゆる一般財源。これだけ大きな費用をつぎ込んでおきながら、もうやめますと。この春には、我々議員団も説明を聞きに行った。そういう経緯もありますが、辞めると言って、すんなりはいそいですかという話なのかという、その経緯がよく分からない。ただ、今後のことを検討するためにも時間が必要だから当面はっていう事業部長の話で、そこはある程度理解はできるんですけど、何かしら町民としてはやるせないものがあるなど。もっと言えば、例えば250万円は完全に指定管理者であれば渡すけども、その辺は今年、例えば春、6月にやるんだったら4分の1しか渡さんしあと4分の3は渡さんと言うのか、あとそれからこの指定管理者を選定にした人間、私それから副町長以下ですけど、それに罰則はないのか。あまりにもひどいなという私自身の気持ちがあります。私なんか、本当にある種選択ミス、もしくは我々の判断が間違っって町にこれだけの負担をかけさせたのかなぐらいの痛い気持ちがあるので、例えばその委員については給与を何分の1は返上せえぐらいの話かなと私は思いますよ。大きな金をつぎ込んでるにもかかわらず、たったこんなできませんなんかと言ってええ話なのかというが分からない。そのあたりで、言えること言えないことあるでしょうけど、非常に私は委員として責任も感じるし、こんなええかげんなことで指定管理を任せたんかなと思うと、何か恥ずかしい。これは私が言っているだけで、町はそれでいいんだということであれば、回答のしようもないでしょうけど。ただ、もう一遍言いますけど、入札者があった、この入札者にコンタクトをするのは御法度なのか、いやいや、もう新しく入札を開始してやらないと駄目なんだということなのか、そのあたりと、それから、多くをつぎ込んだこのお金、何がしか回収する方法はないのかなと。それと、懲罰委員会的なことやないけど、私のようなこうやって間違っった指定者を決めたなという責任を持った人間に対して罰則がないのか、この3点をお聞きします。

○議長(当瀬万享君) ちょっと待って。名前が出たが。副町長に答えてもらおう。

お願いします。

(5番 神崎良一君「そりゃあ、今僕も議案第51号かどうかも分からなかったのですが、時間の関係もあるし、トイレ休憩もあるから、後にしてもらっても構いません、議案第51号のところでは言うことはできるんでしょうかね、これを議案第51号で答えてくれっていうふうなことは。もしよろしければ、議長に御判断をお任せします」の声あり)

副町長、考えといてください。議案第51号で再度質問をするということで、よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第46号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第47号から議案第50号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第47号から議案第50号の4議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第47号の令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に2億4,404万5,000円を追加し、予算の総額を96億9,404万5,000円とするもので、主な内容は、歳入では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金、過疎対策事業債等の追加、歳出では価格高騰緊急支援給付金に係る経費、太陽光発電設備に係る調査設計委託料、ロマンツェ管理運営に関する経費等の追加をするものであります。

次に、議案第48号の令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は収益的支出において130万円を追加し、予算の総額を7,863万5,000円にするものです。内容は宿第1水源地の水位計の修繕費を追加するものであります。資本的収入及び資本的支出においては、予算総額に430万円を追加し、収入の予算の総額を3,013万8,000円、支出の予算の総額を3,014万2,000円とするもので、内容は和気駅地下道内水道管布設工事に伴う企業債、委託料を追加するものであります。

次に、議案第49号の令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に130万円を追加し、収入の予算の総額を6,825万4,000円、支出の予算の総額を9,041万7,000円とするもので、内容は田土水源地取水ポンプ更新工事に伴う企業債及び工事請負費を追加するものであります。

次に、議案第50号の令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に500万円を追加し、収入の予算の総額を2億8,948万3,000円、支出の予算の総額を6億2,215万3,000円とするもので、内容は塩田浄化センターの曝気攪拌装置2号機の更新工事に伴う企業債及び工事請負費を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第47号から議案第50号までの4件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第47号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第48号・議案第49号・議案第50号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第47号から議案第50号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第47号令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） まず、1点目なんですけれども、31ページのロマンツェの施設使用料、また37ページの観光費もロマンツェの部分だったと思うんですけれども、直営になるということでこういったものが上がってきていると思うんですが、先ほども少し出たと思うんですけど、当初予算で施設管理委託料が250万円上がっていましたが、その減額はどうか教えてください。

2点目、37ページ的环境衛生費のところ、太陽光発電の公共施設への設置というふうに言われてたと思うんですけれども、その公共施設がどこなのかを教えてください。

3点目、35ページ、これは総務文教委員会のほうに入る内容なんですけど、同窓会の支援事業補助金というのがあると思います。岡山県がこの同窓会の支援事業を行う市町村に対して2分の1を補助するという、その制度を使うものだと思うんですけれども、今県内で4つの自治体がこの事業を行っているというのを確認しております。でその内容も様々あると思いますので、委員会のほうで和気町の取組の詳細が分かる資料の提示をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、3点お願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） それでは、1点目でございます。

予算書の31ページ並びに37ページのロマンツェに係る部分で、当初予算で計上されている250万円の指定管理料はいかにかという御質問であったかと思いますが、小川氏によります指定管理が4月から6月期の実績を精査した後に、その取扱いについては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

37ページの太陽光導入の公共施設でございますが、鶴飼谷温泉を対象としております。この事業が、和気町の防災計画で避難施設として位置づけられております鶴飼谷温泉の防災拠点としての機能強化、そちらと同時に2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組としまして、町全体の電気使用量の35%を占めております鶴飼谷温泉の電気料のカバー、それから平時の温室効果ガスの排出量の削減を目的に、施設内の改修に併せまして、再エネ、省エネ設備の導入と、蓄電池や太陽光発電設備の導入について最適な導入規模、それから具体的な設置方法についてを調査検討の上、設計をする業務として上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からいただきました同窓会支援事業の補助金の関係のものでございます。議員がおっしゃられたとおり、今年岡山県が市町村で補助をする同窓会の事業につきましては、県で補助をするということで、結婚推進というようなことで、少子化対策の一環として県知事がこれを掲げられてやられるということで、県から御案内をいただきまして、町でも検討して、このたびここに予算を上げさせていただいたというものでございます。内容につきましては、基本的には県が35歳以下というか、未満の方としておりますので、そういった形での企画は県のほうに基本的に準じております。また、町のほうでも一部、特例のものもございまして、そちらにつきましては詳細説明できるようなものをまた提示させていただければなというふうに考えております。

それとあと、私どものほうでも、他市町のほうで先行的に、県がやる前にやったものがございまして、ただ、内容的には結婚推進というよりは、どちらかというUターンとか、そういったようなものが主だったというふうにごちらのほうとしても把握しておりますので、内容としては年配の方が使われることが多かったというよう

なことで、あまり利用が進んでないということというのも聞いておりますので、今後そちらにつきましては、町としても結婚推進のほうで使えるような形でアナウンスしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

33ページの今の太陽光発電のことでお伺いをしたいんですが、これは当初予算でせずに、なぜここで補正で上がってきたのか、その理由をお願いします。

それから、41ページ、修繕料が学校給食共同調理場費で上がっているんですが、291万円、これは何の修理を行うのか聞いてないので、そこら辺を教えてください。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

なぜ当初予算で計上しなかったのかという山本議員の御質問でございますけれども、昨年実施いたしました公共施設への再生可能エネルギー導入調査報告の中で、鶴飼谷温泉は電力使用量が全体の35%と多いことが分かっております。近隣の菓草園があるんですけれども、そちらにも太陽光を設置いたしまして、自営線で電力供給をすることも可能性として考えられるという調査報告がありますので、その報告が1月末にありました。当初予算に間に合わなかったということもございまして、町のほうで検討しまして電気料のカバーを、平時だけではなくて、災害時にも防災機能の強化につながるということで、早急に事業をしたいということで今回補正予算で計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

41ページの学校給食共同調理場の需用費、修繕費291万2,000円、こちらですが、緊急修繕が2件発生いたしまして補正をお願いするものでございまして、1つ目は和気の学校給食調理場、洗浄室のエアコンが故障いたしまして、そちらの緊急修繕、それからもう一件が本荘の学校給食共同調理場、調理室の床下の配水管が壊れて、このたび修繕をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今、公共施設の調査をしたとおっしゃられましたんですが、これで公共施設に太陽光発電を取り入れるのに、鶴飼谷温泉が1番に上がってるんですが、ほかの施設も現在太陽光発電のパネルの形状とかが変わってきておまして、体育館の屋根とか、そういった変形した屋根に充当できるものが出てきておりますので、そこら辺でいろいろと太陽光発電を屋根に設置できる場所がまだあると思っておりますが、そこら辺の調査ができていますかどうか。

それで、その導入については当初予算でやるのかどうか。そこら辺のことをまた分かれば教えていただきたいと。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 菓草園の関係につきましては、先ほど担当課長のほうが答弁してましたように、非常に町内といいますか、和気町の公共施設の全体から見ても非常に大きな電力使用ということもございまして、早急に進めるべきだろうということでこのような状況になっています。

あと、それぞれの施設につきましては、学校であるとか、1つ言いますとそこのバスの駐車場だとか、それから庁用舎を置いてる駐車場の屋根、以前は非常にこれはもう困難だというようなことだったんですけども、先ほど議員のおっしゃるとおり、非常に薄くて軽量なもののできたということで、ここにも可能だというようなこと

の調査結果が出ていますので、順次進めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 少し細かい質問で申し訳ありませんが、まず35ページ、宝くじの2か所というのがありましたけども、具体的にいわゆるコミュニティ関係と防災関係ですか、仕組みも差し支えなければ教えていただきたいというのが1つ。

それから次に、同僚議員も言いましたけども、公共施設の37ページ、3,450万円というようなことの大きい金額で、私の聞き違いかも分かりませんが、これ1か所の公共施設、いわゆる温泉の薬草園というそれにしては、私の素人考えですけども、結構金額的にこれ三千何百万円という大きな金額で、どういう調査でということ、それから相手先といいますか、その辺のことの概略のこととか、説明していただければと思います。

それから、39ページの佐伯小学校、中学校絡みの委員会です。このとおり数字がありますけども、これは年度内に、これは1回の金額なのか2回なのか、その辺も開催回数はどういう形で予定しとんか。これは、後の結が定まるとははずですから、その辺のことも簡単に、これはすぐ答えれると思いますのでお願しいたしたいと思ひます。

それから、39ページ、41ページにありますいわゆる中学校の部活の関係です。これは吹奏楽、それから体育部関係ということで、これは結構なことですけども。参考までに、これは外部委託のどういうところへこれからしようとしているのか。概略も、皆さんに周知の意味も含めて質問したいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

議案書35ページのコミュニティ活動助成金ということで御質問をいただきました。

財政課長の細部説明にもありましたとおり、一般財団法人の自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している事業でありまして、今回、令和6年度につきましては一般コミュニティ助成で1地区、これは大中山地区でございます。それから、地域防災組織の育成事業として1地区、これは日笠上地区でございます。それぞれ合計しまして360万円ということで計上させていただきます。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

業務内容の詳細についてでございますが、導入を検討する設備といたしまして、薬草園への太陽光と発電した電力を送電するための自営線、それから避難所としての機能強化を図るため、鶴飼谷温泉への太陽光と蓄電池の設置、それから空調設備ですとか照明設備、LEDの改修等について予定しておりますが、太陽光の設置可能面積ですとか方角、その傾斜角度から、十分に発電が行われるか、それから周囲環境、それから蓄電池の設置場所、それから自営線の配線ルートなどの検討を、現地調査を行いまして、具体的にどのような工事が必要になるのか、最適な導入規模と具体的な設置方法について調査検討の上、詳細設計業務を委託するものとなっております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほど39ページの佐伯地域小・中学校の今後の在り方検討委員会の報酬の件で御質問をいただきました。今回この補正を認めていただけたら、早急に検討委員会を立ち上げたいと思っております。これからお認めいただいたら人選に入るということで、8月の上旬までには第1回を開きたいと考えております。その中で、いろんな検討をする事項が出てまいると思ひますので、今事務局として考えておるのは、本年度3回程度の検討委員

会を開いて、それから来年度にまたぐ感じで来年度も引き続き検討をしていきたいと思っております。ただ、後ろも限られておりますので、来年の12月までには方向性を出して、この議会で御審議いただけたらと、そういう予定で考えております。

続いて、地域移行のことについて御質問をいただいております。40ページに、地域移行に関する予算等を入れておりますけども、このことにつきましては総合型スポーツクラブ和気クラブと委託契約をしまして、そのクラブの中で地域移行のそれぞれの専門部を持っておられますので、そこで子供たちに参加できるようなクラブ運営をしていただけたらということをお願いし、現在7クラブで地域移行が進んでおります。吹奏楽についても、そういう形で行っていききたいと思っております。全部の部活動ではないんですけども、今後できるだけ学校の負担軽減をすることによって、生徒一人一人に教員が向き合う時間の保障に努めていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 色々な説明をお聞きしまして、理解しました。ただ、住民課長のほうから説明がありましたけども、いろいろ結構多岐にわたって設計するということで、正直言って、工事費は含まれてないんですけども、この測量設計でこれだけかかるということで、工事費は一部入るとるように聞こえたけど、入ってないということで理解したんですけども、多岐にわたっての調査ということで、相当な金額、一般的な調査設計といいますがとねと言おうと思って質問しましたが、内容は分かりました。

それから、和気クラブのほうは、多分今のそれぞれクラブは充実して、養成者、指導者、充実しとるとは思うんですけども、その辺はこれまで結構指導者を養成してこられたんでしょうけども、そこら辺はそれ以外の、外部でなくても、十分和気クラブで対応できるというような理解をしていいでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

この地域移行につきましては、各種団体、例えばスポーツ少年団あるいは総合型スポーツクラブ、代表の方に集まってお聞きしまして、3年間をかけて地域移行に対する検討委員会を立ち上げて教育委員会の中で協議をしましてまいりました。その中で、和気クラブが今指導者の関係で何とかこのクラブについては受けれるというようなこととお話をいただいております。全部お任せするというのではなくて、教育委員会も和気クラブと一緒にいろいろな出てきた課題については検討して行って、子供たちがスムーズに土曜日、日曜日、休日を中心にスポーツ文化に触れ合う、そういう時間を確保できたらと思っておりますと同時に、もう一つの目的であります地域のスポーツ文化の育成あるいは文化活動の育成というのもこの地域移行の中に入っております。そういったもう少し大きな意味でこの地域移行を捉えて教育委員会としてもやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

（7番 居樹 豊君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 38、39ページ、40、41にあるんですけど、先ほどから同僚議員からもありますが、部活動の地域移行、これいよいよいつからの正式スタートになるのか。国や県の指導、状況等もあろうかと思うんですが、それを教えていただきたいんと、総務文教常任委員会のほうへぜひ、先ほどソフトテニスと陸上——と言うたんですか——というようなことだったんですけど、野球部、サッカー部、テニス部というような各種の部員の状況についての資料提供をぜひお願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

地域移行についての御質疑をいただきました。この地域移行につきましては、一応国、県が示しておられるの

が、令和7年度末には休日の部活動を地域に移行していくという形で、今、国——スポーツ庁ですけども——そこから示されて、県の保健体育課からもそういったことでそれぞれの自治体に指示が来ております。なかなか難しい面もあるんですけども、和気町では着実に進めてきておるのではないかなと思っております。

今こういった部活動が地域に移行できておるのかというようなあたりの資料につきましては、総務文教常任委員会のほうにお示しをして、その際少し詳しく御説明をさせていただけたらと思っております。

先ほどありました野球とか、そういう団体スポーツについては、なかなか和気町だけでは団体のチームをつくるというのが難しいところがありまして、地域の自治体にも声かけを行っておるところなんですけども、ほんなら一緒になってやろうかと言っていたところがあるんですけども、個人競技であれば比較的やりやすいんですけども、そういったあたりの課題も残しながら、県とも話し合いを進めておる、そのような状況です。今後も、子供たちのスポーツに触れ合う機会の育成、文化活動に触れ合う機会の育成は、教育委員会としても非常に大切なことだと思っておりますので、また議員の皆様にも御報告をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 33ページだと思います。

お話をお聞きしててちょっと不明な点があるので、質問させてください。

和気鶴飼谷温泉の太陽光発電の件です。この中で、和気町の施設の電力使用量の35%を和気鶴飼谷温泉が使っているという解釈でよろしいんでしょうね。それを太陽光発電で少しでも賄うというふうに解釈したんですが、これでよろしいでしょうか。

それから、場所なんですけど、図面が多分ないんで分かりにくいんですけど、薬草園というふうにおっしゃられたんですけど、薬草園が今あるのかどうかちょっと置いて、場所を明確に教えてほしい。その場合、その旧薬草園については、ほかの事業もやられてるようなんですけど、そのあたりの関係ですよね。

それから、先ほど答弁にもありましたけども、環境には十分配慮してあるという話でしたが、ここは一面観光施設でもあるので、環境というのはいかに配慮していく必要があると思うんですが、そのあたりをどのように考えられているか教えてください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

35%の電気使用量が多いと、公共施設全体の35%を占めているということから、太陽光を設置しまして、そちらを使用していきたい、再エネ、省エネ導入をしていきたいというふうなことで、それから避難所としての機能強化も図ってきたいということで、今回予定をさせていただいているものです。

それから、薬草園につきましては、現在サンシュユの会の方が御使用されているんですけども、温泉の上側に位置しております。そちらを町のほうで事業を検討しているということをお話をしまして、土地の返還については承諾のほうをいただいております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 薬草園という言い方でよろしいんですよね。

分かりましたが、先ほど申しましたように、観光施設なんで、そうでなくてもいろいろごみ処理施設とかお墓であるとか、いろいろ重要な施設ではありますけども、観光施設とはちょっとなかなかミスマッチな部分もあるので、どういう影響が出てくるか設置しないと分からない部分もあるのかもしれないんですけど、よく言われるのは、反射であるとか、見た目もそうですし、そのあたりを十分配慮した設計をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第47号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号を、総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで11時25分まで暫時休憩とします。

午前11時07分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第48号令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第50号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号から議案第50号の3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第50号の3件を、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第51号公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第51号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号の公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてであります。和気町三保高原スポーツ&リゾート施設の指定管理者の指定期間を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第51号の細部説明を求めます。

総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 議案第51号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第51号の質疑を行います。

質疑を受ける前に、議案第46号で質疑を受けましたことに関しまして副町長に答弁していただきたいというふうに思います。

副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 先ほど神崎議員のほうから指定管理者の指定についての質疑がございました。そのことについて、簡単に答弁させていただきます。

指定管理者につきましては、町長が指定管理者選定委員会を設置し、そこで意見を聞いた上で町長に答申をいたします。町長を受けた町長は、それを妥当と判断した場合には、議会の議決を受けて指定決定という流れとなります。

先ほど神崎議員が、今回、令和3年12月に選定されなかった業者を優先的というふうなお話でしたが、あくまで指定管理者につきましては公募がもう原則でございますので、一旦決まった業者はここでもう指定管理者が終わります。ですから、指定管理をするようになるのであれば、再度公募をかけて募集をしたいと考えております。

それから、7,500万円の返還のことがありましたが、令和2年から5年まで7,500万円の赤字補填のためにお支払いをしておりますので、それについての返還は考えておりません。

それと、罰則規定の適用はないかということでございますが、損害賠償義務というのが条例でございますが、その内容は、故意、過失によって設備を破壊し、損壊、滅失したときは、それによって生じた損害を町に支払わなければならないという条文がございますが、運営についての今回の赤字についての罰則というのは町としても考えておりません。

○議長（当瀬万享君） 神崎議員、続きは委員会のほうでやってください。

ほかに質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 4点ほど質問をさせてやってください。

まず、6月で指定管理を小川さんが降りられて、町営になる方向だということなんですけど、7月1日以降の実際の現場の運営、これを小川さんが年度の任用職員として受けられて運用されるのかどうか、これが1点。

それから2点目は、降りられる方向なんですけど、町として今後、計画はこれから考えるというふうにおっしゃられたんですけど、今まで考えたことはないのか。もう50年ぐらいやってるんで、当然今の町長に責任があるとか部長に責任があるとかというふうなことは申しませんが、皆さんで、執行部のほうで何も考えてないのかどうか。これから考えると、その考えがないと、外部に意見を聞いたところで、こっちの考えはないけど、あんなたちの意見はどうですかみたいな、そういうやり方でいいのかどうか、その辺を教えてください。

それから、3つ目は、とはいえ小川さんも足かけ30年ですか、活動というか、運営されて、携わっていただいて、一番の功労者だと思いますが、多分そこに一番ノウハウがあると思うんです。その聞き取り調査というか、どうやったらうまくいくのか、このあたりをどういうふうな聞き方をされて、どういう回答があったのか、または聞いたことがないのか、そのあたりを教えてください。

それから、4点目は、名称なんですけど、これも行政の場合いろいろ複雑なんですけど、名称を宿泊施設ロマンツェとなっておりますが、我々が認識してるのは和気町三保高原スポーツ&リゾート、これは表向きなのか。このあたり非常に訴求力に欠けるとかという話もありましたけど、こんな名前がいろいろ複数あるのが一番訴求力に欠けるんじゃないかなど。小川さんと話したときに、やっぱ名前は非常に大事だということを知りました。名前

がこのスポーツ&リゾートに変わると客層もがらっと変わったというふうな話もありましたので、そのあたり教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員の御質問に順番にお答えをしまいたいと思います。

1点目、7月1日以降の運営方針でございますが、あくまで今現在は指定管理者が施設利用許可等の権限を持って今運営をしておりますが、町営に戻すということでございますので、具体的には会計年度任用職員を町職員として雇って業務をやっていききたいというふうに考えております。ただ、あの施設について20年来小川氏にお願いをしてたということですので、施設の状況等を把握できておる者はほかにはおりませんから、小川氏の御協力はいただきながらということになるのが実際かと思っております。今予定しておりますのは、会計年度任用職員を1名採用、あと小川氏は会社の経営をされておりますので、その会社に対して業務委託という形で業務支援をお願いができないかなというふうに考えております。

2点目、町としてスポーツ&リゾートの将来についての計画、考えは持っていなかったかということでございますが、町としましては、現在の指定期間5年間については、小川氏の指定管理の下で小川氏の指定の際に御提案をいただいた運営方針でよかろうということでご現在進んできておったという状況でございます。これまでの小川氏の提案、運営方針を、ここで下りられるということですので、改めて町として具体的なことについては考えていかなくはいけないかなと。大きな路線としては、小川氏の指定管理者に応募されたときの考え方、それをよしとしてきたということでございます。2番と3番と一緒になりましたかね。

それから、小川氏からどのような聞き取りあるいは小川氏からどのような提案があったかということでございますが、今後のことについて小川氏と協議をする中で、小川氏からもいろいろな具体的な提案をいただいております。経費節減のための方策であるとか、今の観光事業の世間の流れからいうと、こういったようなものを手がけてはどうかという提案もいただいておりますが、先ほども申しましたように、新たな大規模な投資をする段階ではないというところで御提案はいただいておりますが、具体的な実行には移ってはいないという段階でございます。

それから、4点目、議案の説明書の記載方法につきましては、御指摘の点もあろうかなというふうに思っております。

あの施設でありますけども、施設整備をした当初は、宿泊研修施設というような名称でございました。それが平成の初め頃から、家族滞在型を目指すというところで、屋外の子供が遊べる遊具を備えたり、ゴーカートあるいはボート、こういったようなものでファミリー向けの公園というようなものに主眼を置いて運営をした時代もございました。そして、小川氏が経営するようになって、ファミリーに楽しんでもいただくだけでは経営が成り立たないというあたりから、せっかくあるテニスコートやコンベンションホールを活用してスポーツに特化した営業路線、こういったようなところで活路を見いだしていったらどうかという御提案の中でこれまで流れてきているというところなんです。その路線変更に伴って、佐伯ファミリーパークという名称からスポーツ&リゾートに改称したというような経緯もございます。名称等も、施設整備も含めて訴求力のあるものにというところに着眼点を持って取り組むということは、今後の施設運営を検討する上でも重要な点かと思っておりますので、参考とさせていただきますと考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 要するに何も考えてなかったというふうなことを言ったようなもので、今までどおりでいいという方針でいくと。いやいや、そうじゃなしに、お客さんが来ないから7,500万円つぎ込んでるわけなんで、何か違うことを考えるのがやっぱり仕事だと思っんですよ。それを何も考えてないような表現——そん

なことはないんだと思うんですけど——小川さんも、いろんな意見を聞いたというのであれば、それを参考にして、こういう方向に持ってきたとか、永宗部長に言うのはちょっと失礼になるかと思うんですけど、そのあたり経営者というか、町長、副町長あたりはどのような方向で今後を考えていらっしゃるのか、教えてほしいんですけどね。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 事あるごとに小川氏の提案を受けながら、我々の思いも伝えながら進めてきたわけでございます。結果としてこのような状態になっているということはおわびをしなければなりませんけれども、何も考えてないということではないわけでありまして。

今回、このような決断をしましたのも、実は専門家にもお話を4月4日に伺いまして、こういう判断に今至りました。そういうことは、いろいろあるんですけども、その後、その方がおっしゃるには、10億円、20億円かけるんなら、町長、いろいろ手はあるよということも言われました。また、もう43年ぐらいたった施設は歴史的な使命を終えてるんじゃないかというようなことも言われました。いろいろなことがありますけれども、我々も一生懸命考えながら、このたびはこういう方向でやらせていただくということで。

今後につきましては、今すぐここで申し上げる方針は、申し訳ないんですが、ございません。少し時間をいただきながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。ありがとうございます。

専門家の意見とか諮問委員の意見というのは当然重要なんですけど、その前にやっぱり執行部の皆さんできちっとした考えをまとめた上で取り組んでほしいなと思います、本当に。そのためには、30年も活動してこられた小川さんの意見を聞くのはかなり重要になってくると思います。私が聞いた範囲では、例えばですけど、小川さんが言われるには、防災に特化した研修施設なんか面白いんじゃないかと。これはある程度、例えば、なかなか類似施設がないんで集客の見込みがあるのではないかと。岡山県には渋川の研修施設なんかありますが、それに対抗するような施設、これも一つの手じゃないかと。それは一つのアイデアですけど。そういうなんを含めて、ぜひ具体的なことを考えて、またよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） すいません。今後の方針として、指定管理者をまた募集するとか、そういったところを考えるとというふうに言われてたんですけど、例えば民間の業者とかが手を挙げたときに、売却みたいな感じの選択肢っていうのはあるんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 売却という選択肢はあるのかということでございますけれども、選択肢の一つではあると思います。ただ、この間のあそこをつくってきた歴史だとか住民感情だとかいろいろございますし、また買い取ってやろうと言われる方がおられるかどうかということもあって、いろいろ難しいですけど、選択肢の一つとしてはあるだろうと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

4番 從野君。

○4番（從野 勝君） 長うなって申し訳ないんですけど、今聞きよたら小川さん、小川さんて言よんじやけど、私は全く反対で、何十年もやってプロで商売してきた人間がけつ割ってした者に今さら意見を聞いたってどうしようもない話なんで、執行部のほうは小川さんの意見を聞いてこれからもやろうっていう、そんなばかな話ない。何を考えとんかもう分からんのか。

それからまた、直営で佐伯町の時代にやりました。さんざんもう大変な目に遭って、指定管理にもしたん。そのことをよく分かっと思うんですが。これから先、長くという話をしたらもう遅うなってあれで申し訳ないからやめますけども、できるだけ短期間で新しい方針を出してもら。それで、もう町の職員、このあたりがああいう商売に手を出すのはやめる。そういうことできちっとやらんと、民間は民間に任さなんたら、本当に厳しい商売の中でやっていくのに、利益が出んでもええわ、赤字が出ようがどねえにしてもええわというもんを次々造るべきじゃないと思います。だから、そのあたりをしっかりと検討されて、できるだけ早く方針を決めていただきたいと思います。もういろんなことを言ようっても切りがないんで、ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 御意見ありがとうございます。

今後の方針というものを早急に執行部の中でも詰めますし、それから様々な方にも相談をさせていただくというふうにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第51号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、議案第52号から議案第55号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第52号から議案第55号の4議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第52号の工事請負変更契約の締結についてであります。令和5年度和気町音声告知放送システム更新工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号の工事請負契約の締結についてであります。令和6年度和気町学校施設長寿命化計画に基づく佐伯中学校の大規模改造工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号の工事請負契約の締結についてであります。令和6年度和気町地域学習交流センター新築工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号の工事請負契約の締結についてであります。令和6年度和気町佐伯グラウンド改修工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第52号から議案第55号までの4件の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第52号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第53号・議案第54号・議案第55号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第52号から議案第55号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第52号工事請負変更契約の締結についての質疑はありませんか。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） すいません。76ページ、参考資料になりますが、用意していた告知端末が1,000台では足りずに、今回約8,500万円かけて500台ほど増加するっていうことになってますけど、今回どのような人がこれを申請して、905件の申請になっているのかっていう内訳を分かれば教えていただきたいのが1つ。

またもう一つが、今回500台を追加というふうになってますけど、500台あれば足りるという考えでよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、2点質問いただいたまず1点目、905件の内訳について、75歳以上のみの世帯、完全無償の対象者が727件、75歳以上の方を含む世帯、通信料のみの世帯が152件、通信料と端末自体に費用がかかる世帯が26件、合計905件、4月末現在、となっております。

現在、4月末では905件で、追加で500件ということで、向こう5年もしくは10年間今後運用するに当たって不足がないように、このたび工事費の増額で、財源としても今回整備すれば有利な起債の対象になりますので、この機会に初期の段階で追加500台の整備をしたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 1点だけ。500台して、結局最終的に10年たっても100台残ったら、100台は戻してくれるっていうか、返金はあるんですか。1点だけお願いします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 今のところ500台は買取りなので、今後それが10年間で交付するであろうと思っているので、先の話なので、返還については、基本的には買取りなんですけれども、そのあたりの交渉も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第53号工事請負契約の締結についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第54号工事請負契約の締結についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第55号工事請負契約の締結についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号から議案第55号までの4件を総務文教常任委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号から議案第55号までの4件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（当瀬万享君） 日程第9、請願第1号介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める請願書についてを議題とします。

これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 医療関係の団体からこの請願を出してほしいという要請がありまして、紹介議員を引き受けているので、趣旨の説明をいたします。

訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたということで、今ここに出てるように、厚生労働省の調査によると、訪問介護事業所の4割が2022年度以降3年連続赤字であるというふうに明らかにされております。それで、今回2%から3%も基本報酬の引下げをしたということで、2023年度の倒産が67件となっておりますが、過去最高を更新したと。それがまだどんどん増えているというふうな状況で、そういうことであると、いわゆる家庭で介護するというふうなことがもうできなくなっているんじゃないかと、そういうふうな危機感があって、ぜひそういう引下げについては撤回してほしい、見直しをしてほしいという、その意見書を出してほしいというのが趣旨であります。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから請願第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第1号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

（日程第10）

○議長（当瀬万享君） 日程第10、今回陳情2件が提出され、これを受理しております。

陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

なお、その他1件については、議員控室のファイルに整理いたしておりますので、御高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から議会全員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後0時10分 散会

令和6年第4回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和6年6月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年6月18日 午前9時00分開議 午前11時52分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 井上 輝昭	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 西本 幸司	産業振興課長 岡 恵一
鶴飼谷温泉支配人 大竹 才司	上下水道課長 柚本 賢治
総務事業部長 永宗 宣之	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 赤田 裕靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 2番 山田浩子 2. 1番 山野英里 3. 7番 居樹 豊 4. 3番 我澤隆司	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

今定例会から質問者席を設置しています。質問者は、質問者席に移動した後、発言許可を得てから質問を行ってください。質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

2番 山田浩子君は質問者席へ移動してください。

2番 山田浩子君に質問を許可します。

2番 山田君。

○2番(山田浩子君) おはようございます。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1番目、補聴器購入費の助成についてお聞きしたいと思います。

①現在、和気町では、聴覚障害で障害者手帳をお持ちの方と障害者手帳の交付とならない軽中等度の聴覚障害のある18歳までの児童を対象に、補聴器購入の助成制度があります。しかしながら、手帳を持たない高齢者に対する補聴器購入の助成制度がありません。

備前市では、65歳以上の非課税世帯の方に、吉備中央町では65歳以上の方に、また今年度から岡山市も65歳以上の非課税世帯、生活保護世帯の方に、補聴器購入の助成制度が始まっております。加齢により耳が聞こえにくくなることにより日常生活に不便さを感じたり、コミュニケーションを取ることが難しくなることで人と会って会話する機会が減ってきたり、引き籠もったり、孤立したりしています。また、そういった要因が認知症の発症や進行につながるきっかけになることもあります。以前の議事録も確認させていただきましたが、障害者手帳を取得すれば、現在の助成制度が利用できる趣旨の内容であったかと思います。それは、聞こえにくいと感じていても手帳交付の対象になるまで待ちなさいと言っているようなものではないでしょうか。聞こえにくいと感じた早い段階で補聴器の購入助成があれば、日常生活への支障が少なくなり、認知症予防にもつながるのではないのでしょうか。

②購入後の定期的なメンテナンスが必要であります。その助成についての考えもお聞かせください。

○議長(当瀬万享君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 失礼いたします。

それでは、山田議員から高齢者の補聴器購入の助成について回答させていただきます。

同様の質問を令和4年度に他の議員からも質問をいただいておりますが、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方のうち、聴覚障害をお持ちの方については補聴器の種類によって基準額が定められているものの、原則1割で非課税世帯については本人負担なしで購入ができることとなっております。直近の実績といたしましては、昨年度5件、本年度は今日までに1件の申請がございます。

御質問のあります高齢者を対象とし、かつ日常生活に支障を来す程度の方への助成につきましては、現在実施はしておりません。また、身体障害者手帳が交付されていない方で、加齢により補聴器が必要な方の助成につい

てでございますが、今のところ考えておりません。相談があった場合には、きちんと相談には乗りまして、先ほど申しました1割の自己負担等で購入できる制度がございますので、そちらを活用できるよう案内をさせていただいております。

また、購入後のメンテナンスに係る費用の助成についても、同様に障害者手帳による助成で購入したものであれば助成がございますけども、それ以外の購入であれば助成はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 手帳を持たない方への助成制度はしないということで、前回と変わらない答弁をいただいたかと思います。やはり高齢者の方が聞こえにくいということで、社会参加の機会が減ったり、孤立したりするようなことがあると思いますが、助成ができないのであるならば、例えば聞こえのセルフチェックの啓発のチラシをつくっていたりとか、聞こえにくいことはないですかという早めの医療機関への受診を促すような、そういった活動というのはされているのでしょうか。

また、和気町の健診の中に、高齢者の聞こえの検査を取り入れたりだとか、最近では東京医療センターの医師が開発したオンラインの聴覚検査のようなものもございます。そういったものの研究等はされていたりするのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

加齢による聴覚、聞こえにくいという相談なんですけども、窓口のほうでは年間二、三件ございます。説明といたしましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、重度であれば手帳を取得して購入していただくという御案内をさせていただいているところでございます。

あと、周知でございますが、これについては特別周知という形ではやっておりません。ただ、やはり気になる方というのは窓口のほうへ来られますので、そのあたりはきちんとお話はさせていただいているところでございます。

それから、高齢者健診等における聴覚の検査でございますが、こちらについては聴覚を調べるには機器等も必要でございますので、健診をする医療機関のほうでそういった聴覚検査ができる機器があるかどうかという問題もございますので、直ちにそういった形で対応するというのは難しいかとは思っております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 他の自治体ではそういったセルフチェックの啓発チラシのようなものを作っているところがございます。そのチラシの中に、高齢者に向けての助成制度がある場合はその内容を記載している。この和気町においては、高齢者に対する助成がない場合の障害者手帳を取得した場合にはこういうふうな制度がありますよといった、そういった内容を記載したチラシを配布しているような自治体もございます。やはりそういったものを町民の方に知っていただくという、そういう制度があるんだということを知っていただくような啓発チラシを作って配ったりするっていうのはどうなのでしょう。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御指摘のとおり、御高齢で耳が聞こえにくくなられた方というのは、やはり御近所等の付き合いも減ってきて孤立しがちということは十分把握しております。御指摘いただきましたセルフチェック、それからチラシ等による周知でございますけども、既に実施している団体等も参考にさせていただいて、今後研究していきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 少子・高齢化といいますが、本当に高齢化が進んでいる地域であるからこそ、高齢者の方に向けた優しい政策といえますか、そういった行動が大事ではないかと思えます。私たちもまだそういう年齢には達していませんけれども、いずれそういうふうな年齢に皆さん達していくと思えます。高齢者の方の気持ちに寄り添った、そういった政策のほうをしていただきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは続きまして、2番の質問に移らせていただきます。

こどもまんなか施策の充実についてお尋ねします。

①和気町には産後ママあんしんケア事業があります。出産後1年以内のお母さんとその赤ちゃんを対象に、宿泊型、通所型、訪問型でお母さんの体や心、また育児のサポートなどが受けられます。この事業の利用状況、また利用された方の感想などが分かればお聞かせください。

また、産まれたばかりの赤ちゃんが小さく生まれて入院しているケースもあるかと思えます。私も経験がありますが、赤ちゃんが入院していることだけでも心配なのに、小さく産んでしまったという自責の念や、母乳を絞って届ける肉体的な負担などが出てきます。この事業は出産後1年以内のお母さんとその赤ちゃんが対象となっていますが、お母さんだけでもこのサポートが受けられるのでしょうか。

さらに言わせていただくと、赤ちゃんが退院してからが本格的な育児の始まりです。それが1人目の赤ちゃんの場合は初めてのことで不安なことも多いと思えます。私の5人目の子供は4か月間入院をしておりました。その場合だと、退院してから8か月しかサポートを受けることができません。そういった場合、赤ちゃんが入院していた期間だけサポート期間を延長するというようなことはできないのでしょうか。

②和気町は、5月10日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。子供の声を聞き、子供のために何が最もよいことかを常に考え、子供が健やかで幸せに成長できる社会を実現するために、町自らアクションを起こしていきましてありましたが、具体的に考えていることがあればお聞かせください。

③その中で、こども条例等の制定は考えられているのでしょうか。川崎市では、子供と大人と一緒に考え、たくさん話し合いをして、川崎市子どもの権利に関する条例を策定しています。また、その条例を基に川崎市子ども夢パークという施設が造られました。その中には、外で遊ぶエリア、音楽ができる防音スタジオ、創作スペース、ログハウスなどがあり、子供たちがやりたいと思ったことにチャレンジすることができます。また、市とNPO法人が協働事業として立ち上げたフリースペースえんとといった公設民営のフリースペースもあります。学校の中に居場所を見いだせない子供や若者たちのスペースとなっているようです。和気町の特色を生かして、子供や若者たち、また地域の方や高齢者の方も巻き込んだ居場所づくりのヒントになるのではないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からのこどもまんなか施策の充実をとの御質問にお答えさせていただきます。

まず、産後ケアの利用状況についてでございますが、現在11か所の施設と契約をしております。令和5年度では18名の方が利用をされております。宿泊型が24件、通所型が18件、訪問型が20件の利用となっております。令和4年度では2名の利用で、訪問型の利用4件のみでございましたが、町の助成金額を令和5年度から見直したことで利用が増加したものだと思えます。今後も、より利用しやすいものとなるよう、利用者の声も聞きながら、利用可能施設の充実など利便性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。また、この利用につきましては、母親のみの利用も可能でございますし、場合によっては死産や流産の方であっても利用することが可能となっております。

サポート期間の延長ということでございますが、この事業は国の補助事業でもございますので、取りあえず1年間という形でさせていただいております。今後、要望等があれば、町独自に延長ができるかどうかについては考えていきたいと思っております。

次に、こどもまんなか応援サポーター宣言後の取組についてでございますが、和気町では今年5月にこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、その宣言も踏まえて現在取組を進めております。まず、本年度事業といたしましては、未就学児の保護者の買物支援として生活用品買物支援事業を実施しております。また、保護者が病気、出産、育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難な場合に御利用いただける子育て短期支援事業の実施と、こども園の園児、自宅保育の乳幼児に対するおむつ助成事業の実施に向けて検討を進めております。

ほかにも、今年度は子育て家庭への支援拡充を目指しまして、こども計画の策定を行っているところでございます。このこども計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法で策定が努力義務化された計画で、子供施策に関する基本的な方針、子供施策に関する重要事項などが含まれ、特徴として計画の策定過程で子供の意見聴取を行う必要があるとされています。

こうした取組のほかにも、地域子育て支援拠点である子育て支援センターや児童館を活用した妊産婦、乳幼児、児童に向けた様々なプログラムを日常的に実施するなど、子供やその保護者に向けた支援に関するアクションを継続してまいります。

次に、こども条例などの制定についてでございますが、こども条例は子供や子育てに関する施策等を推進するための基本理念や基本方針を定める条例でございますので、現在進めているこども計画の策定に併せて、子供自身の計画を取り入れながら今後制定に向けて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 産後ママあんしんケア事業につきまして、実は岡山県内のいろいろな自治体がこの事業に取り組んでおりますけれども、和気町のこの事業というのはかなり手厚いものになっております。昨年度、金額のほうを上げていただいたということで、ほぼほぼ自己負担なしでいろいろな宿泊であるとか通所であるとか、そういったサービスが受けられるということで、本当に和気町の子育てに対する施策というのはすごくいいものだと思っております。

ただ、先ほど赤ちゃんが入院してからのっていう話をさせていただきましたけれども、もしそういったニーズが出てきた場合、そういったところも考えていきたいということで答弁をいただきました。リトルベビーのハンドブックっていうのが岡山県で作られております。リトルベビーというのは、いわゆる未熟児といいますが、早く、小さく産まれてしまった赤ちゃんのためにつくられたものなんですけれども、その利用というか、それを窓口で聞いたところ、利用がないということで、今まではそういったケースがなかったかもしれませんが、今後またそういったニーズが出た場合に検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどの答弁の中で、お母さんが病気の場合とか出産の場合とか、一時的に預かるという子育ての短期の事業を計画しているというふうに言われたかと思えますけど、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

先ほど川崎市の例を紹介しましたが、そのことについてどう思われるのか、それもお聞かせいただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

説明させていただきましたショートステイ事業の件でございます。短期支援事業でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、保護者の方が病気であったり、出産、育児疲れ、また場合によっては御自宅の冠婚葬祭等で一時的にお子様のお養育ができなくなる事情がある場合に、町が契約している施設へ預けることができるという制度でございます。料金につきましては、本人の所得によって、生活保護であれば無償ですけども、所得のある方についてはそれぞれ段階的に費用が決められておりますので、そちらのほうで一時的に預けること

ができるという事業でございます。

それから、川崎市の先ほどお話しいただいた件でございますが、こちらにつきましては私ちょっと勉強不足であまり詳しいことがよく分かりませんので、今この場でどう思われるかという内容についてはお答えしかねますので、御了承ください。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ショートステイの事業は、ファミリーサポートを今後していきたいというふうな流れの中で出てきたようなものなのでしょうか。病気のときに預けれる、冠婚葬祭のときに預けれるといったファミリーサポートも今後考えていきたいというふうに以前にもおっしゃっていたかと思えますけれども、その中での取組として今年やっていくという認識でよろしいでしょうか。

また、川崎市のほうの件につきましては、かなり先進的な事例ではありますし、それが全てできるかどうかというのも分かりませんが、こういったものがあるということでまた勉強してみただけならというふうに思います。

やはりサポーター宣言をしたこれからの取組というのが大切であると思います。和気町というのは豊かな自然環境がございます。そういったものを生かして、子供たちに様々な体験を通した学びができるような取組ができたらいいなというふうに思っております。

また、町全体で子育てを応援していけるような意識の向上、環境づくりができるよう取り組んでいただきたい。現在、町政懇談会でも、子育て世代の方から様々な御意見をお聞きしていると思います。和気町の子育てが楽しいものになるよう、また子供たちが伸び伸びと育っていく和気町を目指して、共に研究を重ねていきたいと私自身も思っております。答弁とともに、また町長の子育て政策に対する思いと今後の決意をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 貴重な御意見、ありがとうございます。

先ほど言われたショートステイとファミサポなんですが、現在検討中ということで、今年度から実施ができるかということのお約束はしかねますけれども、現在検討しているということでございます。よろしく願いいたします。

それから、町長としてどのようにこどもまんなか施策の充実をするのかということでございますけれども、常々私も申しているように、子供は将来を担う希望でありますし、社会の宝だということを私は思っているわけでございます。子供たちが健やかに成長できるように、その力添え、支援をするのは、私たち今大人の責務だろうというふうに考えています。今後も、先ほど議員のほうからもありましたように、今にこにこ園だとかそういう場所を皆さんの声を聞かせていただくために回っています。そうした皆さん方からのニーズをお聞きをして、そのニーズに応えられるように取組を進めてまいりたいと考えているところです。

和気町は、先日こどもまんなか応援サポーター宣言をさせていただきまして、その宣言の一部にもありますように、全ての子供一人一人の個性が生かされるように、子供たちの未来が明るく希望に満ちあふれたものになるように、常に子供の視点に立って施策を進めてまいりたい、そのように考えているところです。そうした地域社会の実現に向けて今後もまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 町長の思いも聞かせていただきました。子育て支援に対する思いをしっかりと現実のものとして実現していただきたいと思えます。様々な子育て世代の皆様の声をしっかりとお聞きして反映をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目。

3月22日に手話言語条例が制定され、関係者の方々も大変喜ばれておりました。制定後の取組について、現在行われていること、また今後取り組んでいきたいと思っていることについてお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からの手話言語条例制定後の取組はについての御質問にお答えいたします。

条例制定後に計画していることはございますが、条例制定後の取組としましては、広報誌5月号で町民に対し条例制定の周知を行い、広報誌の8月号からは挨拶やお礼など日常で使えるような簡単な手話について、記事を毎月順次掲載していこうというふうに考えております。また、今年度につきましては、職員に対する研修などを行い、まずは職員から手話に対する理解の促進を図り、今後の施策推進に取り組んでまいりたいと考えております。また、可能であれば、町が主催する大会等で手話通訳等もお願いをしようかなというふうに考えております。

来年度からは、学校や事業所へ講師を派遣し講座を開始するなど、手話に対する理解を町全体に広げていくことができるよう取組を進めてまいります。今後も、手話に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 今年度の取組、広報誌のほうで手話を紹介していくということでお聞きいたしました。また、職員の方への研修ということもお聞きしました。手話言語条例が制定されたことで手話に対する理解が深まり、手話に触れる機会が増え、それが様々な立場の人に対する理解につながるような取組ができればいいと思っております。

また、学校での講習なども来年度考えているということで、今までももしかしたら幼稚園、こども園でありますとか、そういったところで手話を使ったようなことをされていたかもしれませんが、手話言語条例が制定されたということで、町全体でしっかりと周知をしていきたいというふうなこともお聞きしましたので、ぜひ様々な取組をしていただきたいと思います、これは、担当課のみならず、教育現場、社会教育など、様々な分野で活用していくのもであると思いますので、それぞれの部署の皆様も手話を意識した、そういった取組ができるようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。私も手話のサークルとかで少し勉強をさせていただいていますが、私自身もしっかり手話の勉強もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後4番目の質問に移らせていただきたいと思います。

防災士の実態についてお聞きいたします。

①現在、和気町で防災士資格を持たれている方は何人いらっしゃいますか。また、名簿の作成などはされているのでしょうか。

②防災士資格を持っている方の横の連携や研修会、組織づくりなどはどうなっているのでしょうか。自主防災組織として地元消防団の方の力が大きいと思いますが、防災士の資格を持っている方が自主防災組織の中で担える役割はないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

御質問いただきました防災士の実態はということでございますが、現在平成29年度から和気町防災士育成事業補助金という制度を開始いたしまして、現在までその補助金を活用されて資格を取得された方が30名いらっしゃいます。この名簿は作成しております。本年9月に、日本防災士研修センターの主催で和気町の防災士養成

研修講座を実施しようと考えております。町内の自主防災組織の代表者などに御案内をいたしまして、また岡山県の御協力もいただきまして、多くの方に受講機会を設けまして、防災士の増員を図ってまいりたいというように考えております。

2点目の防災士の資格を持つ連携、それから組織づくりという御質問でございますが、現在和気町では協議会などの防災士の方が集うような機会、組織づくりは行っておりませんが、日本防災士会の岡山県支部というものに参加していただくことで同様の役割が果たせるものというように考えております。これには入会金5,000円だったと思いますが、これが必要になりますので、自主的に御加入いただくというようなことで、県下の多くの防災士の方とのつながりができたり、講演会など関連行事や訓練等の参加によりまして、防災士としての技能を磨くことができるというふうに考えております。

いずれにしても、防災士がこの地元の和気町の中に多くいらっしゃるということは、地域の防災力の向上につながるというふうに認識をしておりますし、今回の研修等で多くの資格者が増えて、災害時の自主防災組織の充実などに向けて協議会等の設置も考えていけたらなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 今年9月に和気町で防災士の研修講座が開かれるということでお聞きしております。私自身も、やはり防災について学びたいと思いますし、防災に関することについての女性の視点というのが大事になっていくと思いますので、この講座のほうを受講させていただいて、防災士の資格も取れるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、協議会等は今設置されてないということなんですけれども、岡山県支部に入会して、そういった技能を磨いたりとか、そういった連携を取るというか、そういうふうな防災士の方との交流が持てるというのはいいんですけれども、地元の和気町として防災士の連携の意識といいますか、またその地域防災に対するその思いというものを深めていくということはずごく大事なことであるかと思えます。

実は、私議員になったときにすぐ防災士を取りたかったんですけれども、赤磐でされていたのがなくなったということでお聞きしております、大阪に受けに行かないといけないのかなとかいろいろ考えているところ、今年和気町でこの防災士の研修講座を開くということで、すばらしいことだなというふうに感じております。そういった思いも含めながら、ぜひ和気町の中でも防災士の協議会でありますとか、そういった発足に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

それで、和気町の防災意識が向上するような取組をしていただきたいと思うんですけれども、前回の議会の質問でも言わせていただきましたが、防災イベントや防災研修会などに積極的に取り組むということで答弁をいただいておりますが、今年度何か具体的な計画があれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） はい。失礼いたします。

ありとあらゆる機会をそういうものに使えないかなということで、研究をしてももちろん取り組んでいくんですが、今現段階ではこれというものは持っていません。例えば11月に行っていますふるさとまつりであるとか、そういったところに何かブースを設けられないかなとか、そういったところをいろんな行事でここでいけるんじゃないかというところを研究していきたいというふうに考えています。ぜひ御参加いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ふるさとまつりで以前に、非常食でありますとか、そういった展示販売をしたというふうにもお聞きしております。ぜひ今年度のふるさとまつりにおきまして、防災啓発のスペースを持っていただけ

るように検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。いつ起こってもおかしくない自然災害に備える体制づくり、町全体での防災意識の向上について危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山田浩子君の一般質問を終わります。

次に、1番 山野英里君は、質問者席に移動してください。

1番 山野英里君に質問を許可します。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回は、大きく2つの内容について質問をさせていただきます。

まず、子供の意見を町政に反映できているのかということについてです。このことにつきましては、同僚議員とも重複する部分があると思いますが、御了承を願います。

現在、庁内ではこどもまんなか社会に向けてこどもまんなか支援室ができ、活動をされています。国では令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めることとされました。こども大綱では、こどもまんなか社会の実現を目指しており、その実現に向けてどんなことに取り組んでいくかなど、こども計画に取り組んでいくことが求められています。子供たちの意見について、こども基本法では、子供施策の基本理念として子供、若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、国や地方公共団体は、子供施策を策定、実施、評価するに当たって、子供、若者の意見を幅広く聴取して反映させるために、必要な措置を講ずることが義務づけられています。

我が子が小学生ということもあり、登校に付き添うことがよくあります。初めは挨拶もしてくれず、目を合わせてくれない子供もいましたが、顔を合わす回数が増えてくると子供たちから挨拶をしているんな話をしてくるようになりました。それとともに、子供と一くりに言っても、それぞれに思い悩んでいることがあることに気づかされました。家庭や学校の問題だけではなく、遊ぶところがない、居場所がないなど、それぞれ悩みや考えがあることを知りました。学校の先生や親に話ができているのかと聞いてみますと、先生は忙しそうだから、どうしてもものときは相談するけど我慢をしている、また親は遅くまで働いているからゆっくり話をしたり遊んだりする時間もないなど、ぽつりぽつりとそれぞれの事情を話してくれます。この子供たちの声は大人たちに届いているのでしょうか。そして、本当にこどもまんなか社会となっているのでしょうか。この声を町政に届ける必要かのではないかと思いますので、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目、町内の子供たちを取り巻く現状についてどのように考えておられるのか、お考えを教えてください。

そして、2つ目、子供の意見を反映したこども条例、こども計画が必要ではないかと思いますが、町の考えのほうを教えてください。

以上、2点の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの子供の意見を町政に反映できているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の子供たちを取り巻く現状についてどう考えているのかとの御質問についてでございますが、和気町では令和元年度に策定した第2期和気町子ども・子育て支援事業計画において、子育て家庭を取り巻く環境等について、未就学児童と小学生の保護者に向けたアンケート調査を実施しております。ただ、この計画では、対象児童の年齢が小学生までとなっていましたので、中学生以上の子供の現状や意見については未調査と

なっております。そこで、今年度はより包括的に子供自身や保護者の現況や意見を拾い上げるため、こども計画の策定に取り組んでおります。この計画では、従来の保護者に対するニーズ調査と併せて、子供の意見を直接聞いた上で施策に反映させることが重要視されております。和気町でも小学生や中学生、また若者本人に向けたアンケートの実施に加え、小学生は計画策定会議への参加、中学生は中学生議会の場を活用し、意見聴取を行う予定でございます。本年度、町内小・中学校に御協力いただきながら、子供を取り巻く現状や子供の意見について調査し、計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、子供の意見を反映したこども条例、こども計画が必要ではないのかとの質問についてでございます。

こども計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度中の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

また、こども条例についてでございますが、先ほどお話しいたしましたこども計画、子供に関する施策全体の方向性を示す羅針盤の役割を果たし、こども条例はその方向性に基づいて具体的な施策を定めるための法的な根拠となる役割を果たすものでございます。こども条例はこども計画で定められた施策の内容を具体化するものでございますが、こども計画にはない施策を定めることもでき、地域の実情に即した施策を定めることができます。このように、こども計画とこども条例はそれぞれ異なる役割を担いながら、子供に関する施策を推進していくために必要不可欠な制度と考えており、今後こども条例の制定に向けた取組も必要であると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 今年度中にこども計画を立てていくということで、これから子供たちの意見を聞いていくということで、ありがとうございます。

アンケートの実施をされてるということや、中学生議会などを開催されているということで、子供たちの意見を酌み取っていることに尽力されていることは承知しております。ただ、アンケートなどだけでは十分に思いを把握できないのではないかと思います。なので、より創意工夫をして、より丁寧に子供たちの気持ちを聞いていくことが必要ではないでしょうか。

神奈川県川崎市では、2001年、全国で初めて子ども権利条例を制定したことは有名でございます。ただ、子供たちや教育に知識がある人たちだけが集まってつくったのではなくて、条例制定に当たっては子供を含む多くの市民が参加をして、200回を超える話し合いを実施されたそうです。その後、川崎市子ども会議が開始され、子ども夢パークもできて、2022年からは子ども会議の拡充も図っており、子供と市長、教育長が直接話し合う機会を設けたりですとか、子ども会議に1回だけでも参加できる参加形態に変更したなどを実施されています。川崎市の考えは、子供と大人がパートナーとして一緒に検討する、そして検討過程も含め子供たちへフィードバックするとしています。

また、宮崎市では、中学生、高校生を対象にしており、大学の准教授をファシリテーターとして迎え、大学生にサポーターとして参加してもらい、意見の伝え方や居場所について、住みやすく活気のある町にするためにどんな活動をすればよいか、そしていろいろな人と交流し合える仕組みを考えるなど、テーマを決めてティーンズ会議も開催されています。町内の中高生からは、町内には遊ぶ場所や居場所がないから面白くない、だから高校は岡山市内にしたという声さえ聞かれます。ティーンズ会議などで中高生の声を聞くということは、若者から見た町の問題点が明確になることかもしれません。その声に真摯に向き合い、町としてできることは対応していくことにより、和気閑谷高校のさらなる魅力アップにつながる可能性さえあります。

また、子供たちの中には、会議に参加できなかったり、意見をうまく言えない子供がいることも考えられます。国も、子供たちは直接意見を言いにくいこともあるので、子供や若者の意見表明のサポートするために、ファシリテーターとして第三者を活用することを推進されています。ファシリテーターを確保できなければ、国が

ら派遣をするという仕組みもあります。このように、工夫をしながら子供たちの意見を取り入れる必要があると思われま

和気町でも、昨年度より中学生を対象にした中学生議会が開催されておりますが、それだけで十分なのでしょうか。子供が対話を通して自分の考えを言葉にすることや、他者の意見に耳を傾ける経験の積み重ねによって、自分の考えやコミュニケーション力だけではなく、理解力、集中力、思考力、表現力など、子供たちの中に眠っていた様々な力が芽生えるきっかけともなります。それだけではなく、自分の学校では出会えない人と出会い、交流を深めることができるということは、社会性を育むこともできます。また、少人数の学校の生徒においては、同学年と交流できる機会ともなります。なので、町におきましても、さらなる工夫を求めます。

そこで、再質問になりますが、町内におきましても大学との包括連携協定も活発に行われているということもありますので、それを活用しながら、川崎市や宮崎市の取組のように、子ども会議やティーンズ会議などは開催できないでしょうか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

今年度でございますが、子ども会議の策定に当たりまして、7月、8月にかけてアンケート実施を予定しております。そのアンケート結果を基に、現在子ども支援会議というのがございます。年間4回を予定しております。その会議の場に実際にアンケートに答えていただいた小学生の方に参加いただいて、アンケート結果を基に小学生視点での具体的な意見をお聞きする場をつくろうというふうに考えております。当然その会議の中には、大学の先生であったり、子育て中の保護者の方、それからあと子育てに支援をしているNPOの代表の方であったりそういった方、それから学校の教員等も含まれております。そうした会議の中で、しっかりと子供の声を聞いていきたいというふうに考えております。

それから、若者の声ということでございますが、こども計画の中では年齢は39歳までということになっておりますので、当然39歳までの方を対象にアンケート等も実施いたします。そのアンケート結果を基に、今後町としてどういった取組をしていくのがいいかと、実際にアンケートだけでなく、御指摘いただいた若者を集めた会議等を実施したほうがいいのかというあたり、しっかりアンケート結果を踏まえて分析して、できることから町としても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど再質問中で、山野議員より、連携協定を結んでいる大学生だとか和気閑谷高等学校の生徒などの意見を聞いたらどうかというふうに言われました。私も全くそのとおりだと思います。すぐに実現できるかどうかは別にしましても、そうした生徒、学生の声を聞かせていただく機会はつくりたいと、そのように考えています。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） アンケートを基に、そのアンケートに答えた子供たちに集まってもらって、また具体的に話を聞くということだったんですけど、もう少し掘り下げさせてもらって、例えばアンケート答えてなかった子とか、意見をなかなか表明できない子に対して、具体的にこうしてあげたいとか、そういう施策とか考えがあればまた教えてもらいたいと思うんですけど。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

アンケートのやり方についてでございますが、現在お子さんにお配りしておりますタブレットを活用したアンケートでございますので、恐らく周りのお子さんの友達等の目を気にすることなく、タブレットで御自身の意見を表明できるのではないかと考えておりますので、自由意見のところもあるかと思っておりますけども、で

きるだけ詳細にお答えいただいで反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） また、いろんな子供がいると思うので、タブレット以外にも、実際に出向いていたりですとか、創意工夫をしながら意見を聞いていってあげてください。

子供という言葉でにくりにされることが多いですが、選挙権もなく、政治への意見を届けにくい存在だと思われれます。だからこそ、より子供たちの発達段階や個性にも考慮していただき、丁寧に意見を聞いていただき、町政に反映させていくことで真の子供施策になるのではないかと思います。また、地域の方ですとか包括連携拠点の大学とも協力しながら、さらに温かみ、深みのある政策となることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、2つ目のHPVワクチンの周知はできているのかということについてです。

数多くのワクチンがありますが、今回は子宮頸がんの予防効果があるHPVワクチンについて取り上げました。ヒトパピローマウイルス、通称HPVは、皮膚から粘膜に感染するウイルスで200以上の種類があります。その中でも、数種類の一部に持続的に感染した場合にがんになることがあると報告されています。また、HPVワクチンは副反応についてメディアなどで取り上げられることも多く、予防接種対象者に積極的な推奨をしなかった時期がありました。その時期の対象者たちが公費で接種できるのが令和7年3月までとなります。まだ時間があるから大丈夫という方もいるかもしれませんが、せっかくなので、参考資料のほうを皆さん御覧ください。

1ページめくっていただきまして、右手の「予防ってどうするん」の真ん中あたり、HPVの予防接種の緑枠のところを御覧ください。対象は、①の本来小学6年生から高校1年生相当の女子だけなのですが、推奨してない時期がありましたので、②の高校2年生相当から平成9年度生まれの女子も令和7年3月までキャッチアップ対象者として無料で接種ができることとなります。

その下の接種スケジュールも御覧いただきたいんですけど、種類によって大体3回程度接種することになりますし、接種間隔も1か月から5か月程度間隔を空けないといけないこととなります。なので、早期に十分に周知する必要があると思われれます。

また、医療者の方でキャッチアップ対象者の方がおられましたが、自分が対象者であるということ、また接種回数や間隔まで知らなかったという方ですとか、公費でなければわざわざ接種はしないとの意見もありました。医療職でも専門の診療科でなければ十分に理解してないということがいるということ、また厚生労働省審議会の調査結果では、HPVワクチンを知らない、または聞いたことがないという方は36.1%を占めていました。このワクチンについて知らないという方も約4割弱いるということについて、どう考えるかということになります。私は想像以上に知らない人が多いことに驚いております。この結果からも分かるように、HPVワクチン対象者は、子供や若者であることが多いので、接種対象者が十分にワクチンについて理解をしていない、知らない子供もいるのではないかと、そしてもっと対象者に情報を伝える手段はないのかと思われましたので、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目、HPVワクチンの効果、副反応、接種率について教えてください。

また、2つ目、現在の周知方法はどのようなことをしているのかということも教えてください。

また、子宮頸がんに関係していることは有名ですが、それだけではなく、最近ではHPVにより中咽頭がん、肛門がんなどにも関係していると考えられるとされています。そこで、自治体によってはワクチンの接種の助成を男性にまで対象を拡大したというところもあります。

3つ目の男性のHPVワクチンの接種を助成した自治体もありますが、町の考えを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からのHPVワクチンの周知はできているのかとの御質問にお答えいたします。

御質問のHPVワクチン接種につきましては、平成25年度から定期接種が始まりましたが、疼痛や運動障害を中心とした多様な症状、副作用の報告がマスコミなどでも多く報道されたことなどから、安全性と有効性を整備し、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種勧奨が差し控えられてきました。令和4年度からは積極的接種勧奨が再開されることとなり、それと併せて接種勧奨を控えていたことにより接種機会を逃した方、平成9年度から平成17年度生まれの方を対象に、3年間の期間を定めてキャッチアップ接種が開始されております。

HPVワクチンの効果、副反応、接種率についてでございますが、HPVワクチンの接種は子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルスへの感染を防ぐ効果があります。ワクチンには2価、4価、9価の3種類がありますが、9価ワクチンでは子宮頸がんの原因の80%から90%を占めるタイプのウイルスの感染をほぼ100%予防することができると言われております。接種後の副反応としましては、2価、4価、9価ワクチンで多少異なる点がございますが、50%以上の割合で接種部の疼痛が見られ、10%から15%で頭痛など、10%未満では嘔吐や腹痛、倦怠感などが起きることがあります。また、頻度は低いですが、アナフィラキシーやギランバレー症候群、中枢神経の疾患など、重篤な副作用も報告されております。

和気町での接種率につきましては、令和5年度末時点で、定期接種対象の平成19年度生まれから平成23年度生まれの方の初回接種率が21.7%、キャッチアップ接種の対象者の初回接種率が35.1%で、定期接種とキャッチアップ接種の全ての方を合わせた初回接種率は30.7%となっております。キャッチアップ接種が始まった令和4年度単年のキャッチアップ接種対象者の接種率では、国が6.1%、県が8.5%という状況ですが、和気町では112人が接種し、接種率が22.7%となっております。

次に、現在の周知方法についてでございますが、積極的接種勧奨が再開された令和4年度には、定期接種対象者とキャッチアップ対象者全ての方に、国が作成しているリーフレットなどで分かりやすく説明した資料を添えて接種の御案内をお送りをしています。令和5年度からは新たに定期接種の対象となる方と定期接種対象者で、過去に一度も接種をされていない方には封書で案内を送付しており、新たに定期接種の対象となる方と定期接種の最終年度の対象者には、岡山県が作成しているリーフレットを併せてお送りをしています。また、キャッチアップ接種の対象者で、過去に一度も接種していない方には、はがきで再度御案内をお送りをしています。キャッチアップ接種につきましては、今年度が最終年度となっておりますので、接種希望者が接種の機会を逃すことがないように、告知放送等でも再度周知を図っていきたくと考えております。

最後に、男性のHPVワクチン接種に対する助成についてでございますが、東京都のほうでは男性へのHPVワクチンの接種の助成をしている自治体もあるようでございますが、町としましては現時点では考えておりません。

国のワクチン評価に関する小委員会での検討、議論の状況としましては、有効性や安全性については一定程度確認されたものの、費用対効果において課題があるとされております。今後も、国の審議会の情報や国、県、他の自治体の動向を注視しながら慎重に検討していく必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 接種率が大体30%前後ということで低い数値だと思われませんが、また周知のほうを徹底していくしかないと思いますので、そこはまた述べさせてもらいたいと思います。

また、③番の男性につきましても、予防医療の観点からも今後考えていく必要がありますので、また前向きに、国の情勢も見ながら検討のほうをよろしく願いいたします。

がんを予防できる数少ないワクチンである一方、副反応が大きく報道されたことで、接種対象者の方、保護者も様々な考えを持っておられます。子宮頸がんは、年間で1万1,000人程度が発症し、年間約2,900人程度が亡くなっておられます。子宮頸がんは25歳から40歳の女性のがんの死因の第2位を占めております。私も、30歳の方で子宮頸がんの方を看護したことがあります。まさか自分ががんになるなんて思わなかったとか細かい声で言っておられて、とても細くなっていったのを鮮明に覚えています。そして、若かったので抗がん剤治療も行われていましたが、やはりがんの進行も速く、最期はお母さんに抱きしめてもらいながら亡くなっていかれた悲しい思い出もあります。

一方で、ワクチン接種により副反応が起こり、苦しんでいる方がいることも知る必要があります。コロナワクチンについてであります。私は医療従事者なので、十分な説明もなくよく分からないまま優先的にすぐに接種をしました。どこかでこういう職業だから仕方がないという気持ちで、誰もがワクチンについて疑問を持っておりませんでした。しかし、3回目の接種あたりから副反応について報道もされるようになりました。医療者の方で副反応によって仕事ができない方も出てきたのを聞きました。それで、3回目以降は、私は自分で考えたり調べたりした結果、ワクチン接種を控えることとしました。しかし、正直なことを言えば、医療職であっても、初めに接種をするかしないかを、十分な説明があつて、自分が納得した上で接種するかしないかを決断したかったというのが本音でございます。

今回のHPVワクチンにつきましても、対象者が十分に理解をして、接種するかしないのかを決めてほしいと思います。そして、ワクチン接種のことを知らなかったから接種できなかったという方を少しでもなくしていく必要があるかと思われまふ。そのためには、郵送、はがきでもされているということなんですけど、また告知放送でも周知をしていただくということで、和気町としても十分な周知をされていると思うんですけど、さらに何か周知をする方法はないかと思つて、今回提案させていただきたいと思つます。

私が学生のときに、産婦人科医の先生がどうしても学生に話がしたいと学校を訪れられて、10分程度、このときは低用量ピルなどについて話をしてくれたことがあります。そして、何か困ったことや気になることがあれば病院に来たりとかメールとかでも相談するよということで、連絡先を提示して帰っていかれました。学生にとって病院や医者は遠い存在ですけれども、歩み寄ってくれた産婦人科医の温かい思いは伝わりましたので、受診やメールで相談した人もいました。なので、この産婦人科医のように、対象がいるところに向いて情報を伝えていくということも大切ではないかと思われまふ。郵送ですと、見ないまま放置してしまつたりですとか、保護者の判断で接種しないかもしれないことも考えられます。また、文書で来てても、ワクチンによって特徴も少し違いますので、理解が難しい方もいるかもしれません。

キャッチアップ対象者のHPVに関する情報源の媒体としては、29.5%が国内のニュースや報道で知つたのが最も多くて、学校での授業や講演会は13.9%。この状況を踏まえても、今までの情報では得る機会が少ないように感じまふ。

そこで、再質問させていただきたいんですけど、周知方法につきまして、対象者がいる場所などで説明をしに行くという工夫などは難しいのでしょうか。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

医療従事者が外向いての説明等をしてはどうかということだと思つますけれども、学校等での周知啓発等についてでございますが、小・中学校では岡山県が作成した啓発資材、漫画などで分かりやすく説明している冊子が置いておまして、生徒が自由に見ることができるようになっております。学校の授業等を活用しての啓発ということにつきましては、個々の意向が尊重されず、同調圧力などを生む可能性もあるということから、現在のところ実施を控えているというところでございます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 学校に行くのは難しいかもしれませんが、若者がいる場所なども町内いっぱいありますので、そういったところで別に医療従事者でなくてもいいとは思いますが、知識がある人が出向いたりとかして、話合いの中でそういうことを若者と話し合ったりとか、学生に伝えていくことはできると思うんですけど、そういうことも難しいでしょうか。すいません、再質問をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 町としましては、当然子宮頸がん、先ほど議員もおっしゃられたように、がんには直接予防効果のあるワクチンということでございますので、最終的に接種するのは御本人の判断ということにはなると思っております。しっかりそういう若者が集まる場等がありましたら、接種の説明のほうはさせていただこうかと思っております。また、ポスター等があれば、しっかりそういったものも掲示をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

健康福祉課長の答弁と重なるところがあるかもしれませんが、学校の状況についてお伝えいたします。

学校のほうでは、県の教育庁、保健体育科からリーフレット等の周知、情報提供を受けております。その情報提供という形ですので、例えば対象年齢となる小学校6年生以上では、参観日ですとか懇談の際に見えやすいところにリーフレットを置き、取っていただくというようなこともしております。

また、少し広くなりますけれども、がん教育というものがございます。このがん教育については、中学校の学習指導要領では内容に含まれておまして、また小学校でも、和気町で使用している教科書については小・中学校ともがんの予防という内容が含まれております。そこで、がんという病気について正しい理解を子供たちが得ること、また自分の健康維持に関心を持つこと、そしてがんの患者でいらっしゃる方にどのように接したらよいかというようなこと、そういったことを授業の中では扱って、子供たちに周知をしている。そこから広げて、こういったワクチンですとか、その他の予防方法、それを自分なりに考えていく、こういった力を育てていきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） また、学校のほうでもいろんな取組をされているということで、取組の紹介のほうをありがとうございます。

HPVワクチンはがんを予防することができる数少ないワクチンになりますので、また今回対象者が若者や子供でありますので、十分に理解するだけでも大変なことだと思います。子供たちと話をする機会も多いのですが、小学生ももう少ししたら対象年齢となります。保護者が決めるのではなくて本人がワクチンについて十分理解をして、納得した上で自己決定ができるように伝えていくのは、やはり大人の責任だと思います。人に優しい町としてさらなる周知の工夫をお願いいたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時35分まで暫時休憩とします。

午前10時14分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、議長から許可をいただきましたので、私は本日の一般質問は2問お願いした

いと思います。

まず最初に、吉井川の河川公園倉庫の建て替え、いわゆる改修と申しますか、ということについての題でございます。

皆さん御承知のように、この本公園は年間を通じて主に高齢者を中心としたグラウンドゴルフや若者のサッカー、これらが中心的に広く利用されているということを皆さん御承知のとおりだと思っております。最近健康志向の高まりによりということで、特にグラウンドゴルフの愛好者が増えているように私は思っておりますけれども、これらは少なからず、私の思うところによりますと高齢者の健康志向、健康保持につながっているということに考えております。

先ほども健康福祉課長のほうからいろいろ健康関係にございましたけれども、私は医療費の抑制のための予防医療と申しますか、各種健診等、生活習慣、これらについては関係部門において、確かに先ほども一般質問がございましたけど、和気町本町においては相当健康福祉、特に子供関係を含めて相当丁寧にやられているということは承知をしております。

ここでは私は観点を改めて、スポーツを通じた健康増進の観点からこの一般質問をしたいということで、そういう愛好者のための施設の環境整備の支援を切望されておるといようにグラウンドゴルフの責任者等々から聞いておりますので、ぜひともその要望等をお聞き願えたらということで質問をさせていただきます。

具体的には、お手元にありますように4点、簡単に言いますとグラウンドの利用状況等、それから2つ目として施設の維持管理内容、それから3つ目として倉庫の現状、改修の必要性、4点目として健康増進策、この健康増進策というのは特に健康増進、利用促進のための当局として社会教育を中心ですけれどもその考え方を一通りお聞きしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

それでは、吉井川河川公園倉庫の建て替えについて答弁をさせていただきます。

まず最初に、グラウンドの利用状況についてですが、令和4年度中に芝生化をしましたサッカーコート等がある多目的グラウンドは、例年50日前後の利用日数となっております。少子化等の影響から町内にサッカークラブがなくなり、現在では町外のクラブチーム等が練習で利用している状況でございます。芝生を植えてからは新たなスポーツやイベントの利用についても広報し、昨年度は環太平洋大学を通じて県内の大学生が集うフライングディスクスポーツの一種であるアルティメットの大会が開催され、8月には第2回大会も予定されております。

また、グラウンドゴルフ場については、近年、先ほど御指摘があったように愛好者が非常に多いということもあって、平均して年間300日前後利用があります。

次に、施設の維持管理についてですが、グラウンドゴルフ場については芝刈り等の業務をグラウンドゴルフ協会に委託をしております。利用者目線で適切なタイミングで芝刈りをしていただいております、非常に良好な状態が保たれていると認識しております。多目的グラウンド部分についても芝刈り業務を委託しており、芝生がよく伸びる5月から9月を中心に、おおむね一月に1回どおり芝刈りをしていただくことにしております。

続いて、倉庫の現状と改修の必要性についてですが、吉井川河川公園グラウンドに附属する倉庫は、平成5年に建築された木造平家建ての建物で、グラウンドゴルフ用品を収納しているほか、乗用芝刈り機、掃除用具等のグラウンドメンテナンスに必要な物品などを保管しております。倉庫にはトイレも併設されており、グラウンド利用者の方々に利用していただいております。

倉庫は建築後30年以上経過しておりますが、多少老朽化は見られるものの十分に利用できる状態と判断しております。今後も必要に応じた改修をしながら、可能な限り長期間利用していきたいと考えております。

一方で、トイレについては和式が残っている部分があったりします。建築物設置に様々な制約のある河川区域においては、このトイレの利便性というのは非常に重要であると考えておりますので、今後利用者等の声をお聞きしながら、時代に即した必要な改修については検討を進めてまいりたいと考えております。

最後にですが、高齢者の健康増進のための利用促進についての考えということについてですが、現在のところ、例えば町長杯グラウンドゴルフ大会の開催など、社会体育という観点から高齢者も参加していただけるスポーツの大会などを開催しており、一定程度健康増進の役割を担っているというふうに認識しております。社会体育の事業はそのほかにも体育館やグラウンド、様々な会場を利用しながら実施しており、今後は河川公園についてはどのような事業を河川公園とするのか、何が最適化、この辺を十分に検討しながら利用促進に努めてまいりたいと考えております。その際、健康増進という視点をどのように組み込むか、関係する諸団体とも議論を深めて研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通り課長のほうからお答えいただきました。考え方は分かりましたけれども、それでは再質問ということでございますが、まず利用状況については共通認識ということで、まだまだあそこは皆さんも御承知のとおりロケーションもいいとこだし、観光等にもいいし、それから屋外のスポーツ用地ということで、どちらかという失礼ながら意外と地元の人が割合とあそこのよさを分かっているようで分かってないかも分からない。というのが、もう少しそういう面では利用促進ということも含めてまだまだ活用方法がこれで十分とは思っていないので、そういうことで今町長杯のグラウンドゴルフ大会とかということで、この前120人ほどですか、相当な人数が来たというのも聞いておりますけども、もっともっとあそこはフル活用ということでもう少し知恵を出していただければということで、関係団体とも協議をしながら進めていただきたいというものでございます。

グラウンドゴルフの300日、それはほとんど、私も1日1回ぐらいは通りますけども、あのグラウンドで時間的には大体午前中の時間ですけれども、大勢の方が使っておられます。そういうことにもう少し着目していただければということでございます。これは直接担当は社会教育と言いながら、これは体育館のほうの主たる管理というように聞いておりますけれども、これは体育館に任すということじゃなしに、もう少し広い見地から社会教育、教育委員会としても、これは健康福祉というかも分かりませんが、これはあそこは屋外のスポーツ施設ということで、そういう幅広い考え方でやらないと、あまり狭く捉えると物事はどうしても発展しませんので、その辺を特に言いたい。

というのは、そういうことを踏まえての私の今回のお願いをしております声として反映していただきたいのは、あの倉庫が約70平米の倉庫だと思います。倉庫の機械なんかを置いておるとこと、もう休憩所はございません。トイレが昔のと言うたら悪いですけど、先ほど今流のこれからの時代に即したということですから、私の勝手な推測ですけども、これは最近のトイレに改修するのかなという勝手に思うんですけども。

それからグラウンドゴルフ協会の役員の皆さんの声を聞きますと、やはり休憩所が全くないんです。あれだけの70平米の建物ですから、その辺を少し思い切って、私はできることならあそこを建て替えということでも十分価値があるということで、全体の町の高齢者のための施設として、あそこをどんどんやってもらえば、目には見えませんが、要は健康福祉のほうで町支援をやっている予防医療になりますけれども、特定健診じゃございませんけれども、あそこでみんなで頑張ってやりよると、必ずや、データはないと思いますが、しかしこれは健康予防につながることは誰が見ても考えておられると思いますけれども、そういう観点で必要性という、建物の設備投資、これもお金が要りますけれど、その辺も含めて考えていただければというふうに考えております。

ですから、改修のほうは今現在、それからその絡みでトイレも今御承知の方も、私もびっくりしたんですけども、平生はあそこを施錠してトイレが使えないようにしとんで、その辺もいろいろ事情を聞いたら分かりますけれども、あそこのトイレはあの広範囲のところですから、ですから改修等を講じてもうオープン開放と。トイレが鍵を締めとるようなことではあれなんで、専用管理ということでやられとるふうですけども、その辺も今までこうじゃったんだからと言わずに、これから今後はこうしていくんじやというような新しい発想でやっていただければというのが考え方でございます。

それで、あそこは特に教育次長とも時々話はするんですけども、あれは実際、リバーサイド和気のほうは産業振興、それから向こうはグラウンドを含めた社会教育、教育委員会というのがありますけれども、私はそのセクションは関係ありませんので、町民の方も町としてどうかということで、少しそういう視点が欠けているんじゃないかなと。誰がどうとかで悪いという意味じゃなしに、そういう広い視点を持ってやらないと。

そういう意味で1つここでお聞きしようと思うたのは、教育次長にその辺の考え方も、庁内での産業振興と教育関係との連携といいますか、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 御質問ありがとうございます。

居樹議員のおっしゃられるように、吉井川の河川公園というのは町民の方の健康づくり、それから社会体育の推進、あと観光振興、様々な役割を担っておりまして、交通アクセスのよさとかロケーション、それぞれの目的で多くの方に日々御利用いただいております。

管理の方向性につきましては、これは利用者の方の御意見を第一に考えて適切な管理運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、施設の修繕等につきましてもこちらのほうも利用者の皆さんに御意見をお聞きして、適切なタイミングで計画的に行ってまいりたいというふうに考えております。これは教育委員会とか産業振興課とかという枠ではなくて、あそこの河川公園を町民の方皆さん御利用いただくわけですから、そういう枠を超えて総合的に考えていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今次長のほうから全体的に考えていくということでございます。意見を聞くということですので、ぜひともグラウンドゴルフ協会をはじめとした意思疎通を図る場面を近々に持っていただきたいと思っております。実際、どこまで生の声を聞かれとんかというのは私も分かりませんが、あまりそういうことのコミュニケーションというのを特に聞いてませんので、その辺ぜひともそういう場を持つということですので、その要望を、あくまでもあそこは本格的にやるというのであれば経費もかかります。相当な建物ですから。最低でも改修といいますか、トイレも時代に合わせたというのがありましたんで、多分私もトイレぐらいは改修するのかなというように勝手に想像しましたが、その辺も含めて踏み込んだ形で考えていただきたいというのが本旨でございます。

それから、今次長からありましたように、あそこについては和気町全体の担当、教育委員会とかそういうところとセットじゃなしに、これは全体として考えていかんとの問題と考えてますので、最後にこの問題について総括的に副町長のほうから考え方をまとめてお願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 河川公園についていろいろ老朽化が進んで、今後の整備についてどのような方向性を持ってやるべきかというような御意見、御質問だったと思うんですが、河川公園は和文字まつりに代表されるように町内外から人が集い、自然豊かな和気町を実感していただける重要な場所だと認識しております。

一方で、公園を構成している施設が老朽化しているのは皆さん御承知のとおりでございます。現在は、産業振興課がリバーサイド和気のトイレの改修計画を進めております。また、議員御提案の高齢者の健康増進につま

しては、先ほど課長から利用状況の説明、報告がありましたグラウンドゴルフ場をはじめ、かわまちづくりで整備した上流の多目的公園も含め河川公園の意義を再確認して、全体を見通しながら計画的に施設改修を行い、健康増進につながる利用促進に努めてまいりたいと思っております。

トイレ改修につきましては、先ほど課長が述べたとおり可能な限り長期間利用していきたいということ、それから休憩所につきましては河川区域であります。新設の休憩所を増設とするには占用の許可が必要でございますので、そのあたりについては十分国土交通省と協議をした上、可能かどうか判断してまいりたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今副町長からございましたように、まずあそこは確かに和文字という一大イベント。ただ年間、ああいういい場所ですので、フル活用するような形で考えていただければということが1つでございます。

それから、休憩所の件については、国土交通省の、ぜひこれを含めてすぐやるというんじゃないしに、こういう課題があるんで、町としてはということで国土交通省と河川事務所がございまして、これは官と官で、現に建物があるんですので、拡張とかという範疇になるうけども、これは話としては何とかなるのかなというように私は思っております。そういう立場でぜひ国土交通省ともそういう場を持っていただくということでぜひともお願いしたいと思っております。

以上で1問のほうはこれで終わりたいと思います。

では、2問目に入らせていただきます。

次に、公共施設の維持管理という課題でございますけれども、御承知のように本町におきましても公共施設等の老朽化対策については重要課題であると私も認識をしております。厳しい財政状況の下で、今後も人口減少等によりまして公共施設等の利用需要が変化していくものと考えております。早急に全体状況を的確に把握しながら、長期的な視点で更新なり統廃合なり長寿命化というようなことの具体的な施策を計画的に行うことが必要であると思っておりますけれども、そういうことをすることによって財政負担を軽減する、平準化するというところでございますが、今現在、どうもその維持管理計画そのものがこれは2017年ぐらいに一度私も質問したような気がするんですけども、一部、水道ビジョンとか小・中学校の長寿命化は始まっておると思います。ここで私が言いたいのは、本庁舎とか図書館とかそういう類いのその他の部分では、私がその内容を分かってないかも分かりませんが、遅々として進んでいないというように。

これはしかしもう避けては通れない大きな課題だし、しかしこれをつくるといいましてもなかなかそう簡単に、ある程度時間もかかると思います。そういう面では、別にプロジェクトチームをつくる必要もございませんけれども、町としてそういうことを、あともう時間がありませんので、それを庁内として全体、各課に、全課にまたがることだと思えます。そういう立場で本格的に取り組んでいただきたいと思っております。そういう観点からこの質問をさせていただいておるわけでございます。

まず1つ目は、趣旨はまず1つ、公共施設等の総合計画の進捗状況。今言うたとおりでございます。具体的にどこまで進んだのかというのが、私はまだよく見えておりません。

それから、2つ目は維持管理経費の現状分析。これは財務課長のほうでされとると思えますけれども、その辺の、これは大きなお金が財政を圧迫することは間違いありませんので、そう意味での立場でお答え願いたい。

それから、施設の現状。これも現状を見ればある程度分かりますけれども、そういう面での現状の分析、仕分といたしますか、その辺の色分けとかということ、それから今後の見直しの考え方、それを含めて考え方をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員からいただきました公共施設の維持管理について、総合管理計画の進捗状況並びに維持管理に要する経費、それと施設の現状と今後の見直しについて、順次お答えしたいと思います。

この公共施設維持管理につきましては、令和3年の6月議会で同様の質問を居樹議員からいただいておりまして、それ以降の進捗も含めて私のほうから御答弁させていただきたいというふうに思っております。

冒頭、公共施設の概要について述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、我が国では昭和40年代から高度経済成長と人口増加に対応するため、全国に多くの学校、公民館、公営住宅などの公共施設や道路、橋梁、上下水道といったインフラが整備されてまいりました。現在、これらの施設の老朽化が進行しており、近い将来一斉に大規模改修、更新等を必要とする時期を迎えようとしております。加えて、社会構造の変化やニーズの多様化により、公共施設等を取り巻く環境は絶えず変化しております。

人口減少の進展と少子・高齢化による社会保障関係費の増大により自治体財政の硬直化が進む中、全ての公共施設等をこれまでと同じように維持管理し、さらに時代の要請に応じて行政サービスを提供することは、大変困難な状況下にあるというふうに認識をいたしております。

このような状況を受け、国では公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するため、2013年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、地方自治体に向けては公共施設等総合管理計画の策定を要請したところでございます。

一方で、本町の財政状況の収入の構造をしてみると、7割程度を地方交付税や地方債に依存している状況でございます。今後予想される人口減少に伴う町税の減収、扶助費などの社会保障費の増加を考慮いたしますと、投資的経費、維持補修費などを極力抑制することで、財政規模を縮小していく必要があるというふうに認識をいたしております。

以上の観点を踏まえまして、1点目の公共施設等総合管理計画の管理運営の進捗状況についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げました本町の状況を踏まえ、議員御指摘のように公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減、平準化と適正配置を実現する指針として、和気町公共施設等総合管理計画を2017年3月に策定いたしました。その後、2018年2月に、国から公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が改定されまして、個別施設の長寿命化計画を踏まえて、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを行うことが要請されております。このことから、本町といたしましては2022年3月に、和気町公共施設等総合管理計画の改定を行っております。

次に、2点目の維持管理経費はどれくらいかかっているのかについてお答えいたします。

維持管理経費につきましては、令和4年度の普通会計の決算統計において、該当する46表の施設の維持管理の状況を基に算出を行ってみました。

主な公共施設の区分としては、先ほど議員おっしゃられたとおり本庁舎、公営住宅、公民館並びに図書館などとなっております。維持管理経費の内訳として、光熱水費、施設の保守管理委託料、備品購入費などの施設管理に係る物件費で金額にして約1億4,600万円、維持補修費で金額として約1,800万円、年間経費となっております。

最後に、3点目の施設の現状と仕分並びに今後の見直しについてお答えいたします。

公共施設やインフラは高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、現在老朽化した施設の更新が同時期かつ大量に必要であることから、維持管理に係る費用が急速に増大することが問題、課題となっております。また、人口減少、少子・高齢化などにより、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところ

でございます。

このような状況において、公共施設等の全体を把握し、長期的視点を持って更新、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進することが重要であるというふうに認識をいたしております。

もう一つ、和気町の公共施設の現状でございます。

整備から30年以上経過している和気町の公共施設は全体の43.7%を占めており、老朽化が進んでいる状況にあると言えます。そのため、近い将来、建て替えや大規模改修といった更新が必要な時期を一斉に迎えるため、これに対応していくことが最大の課題であるというふうに考えております。

特に、道路や水道施設、下水道施設など更新の規模が大きく、多額の費用を要しますが、これらは町民生活に必要な不可欠なインフラであるため、計画的な対応が必要であるというふうに考えております。町民のニーズを最大限に配慮しつつ、人口規模、財政規模などを勘案した施設保有量の適正化を図るとともに、世代間の公平性を踏まえた計画的な改修を進めていくことが最も肝要なことであるというふうに考えております。

このような視点を踏まえ、1つ目には人口規模や財政規模に応じた公共施設の保有量の最適化をしていくこと。2つ目には公共施設に係る生涯コストの削減を図ること。そして、最後3つ目には財政負担の世代間の平準化を図ること。以上の3つの視点を念頭に置きながら、管理運営方法を見直し、財政負担を軽減し、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を今後推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、財政課長のほうからの模範的な回答に対しては特に異論はございませんが、きれいな回答じゃなしにもう少し突っ込んだ、具体的にということ、それは今ここで全てを求めるのは無理ですけども、そういう意味でこれから大きな課題だけど、大きな課題というのはどうしても後へ後へと、目先のことがどうしても忙しいからと思いますけども、これはこれから5年とは言いません、10年、20年というサイクルで考えると、これは町の財政から見ればトップとして一番大きな課題でございます。

そういう意味で、財政課長が担当課というわけにいきません。これは全課で、各セクションそれぞれ財産を持っておられるんでしょから、そういう意味でもう少し取組の体制を私は必要だと思っております。共通認識は持っておられるんだけど、ただいろんな経過があるけど、アクションプランといいますか実行計画、これをぜひともこれについては組織全体ということで、総務部長にはその辺の取組の考え方についても一端を述べていただきたいということでございます。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） それでは、私の全体的な考えといいますか、まず令和6年度の主要事業から見ますと、義務教育施設の長寿命化や大規模改修、太陽光等の発電の導入など、築40年以上経過する施設について、改築よりコストの低い長寿命化に資する改修や再生可能エネルギーを活用した維持管理費の節減に努めている事業を行っております。また、水道事業では、安全で持続可能な水の確保のために、インフラ整備にも着手しております。

一方では、関係人口の増加を目指して、地域学習交流センターの建設や利用ニーズの高い社会体育施設のリニューアルにも予算を計上いたしておりますが、先ほど財政課長の答弁と重複する部分がございますが、現計画に把握可能な施設の状況や現状において取組を整理しておりますが、今後の公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、議会をはじめ広く町民の方々への情報提供を行うとともに、将来にわたって財政負担の軽減、平準化に努めていく所存でございます。

それぞれの施設管理計画等に基づき、担当部局において公共施設等の長寿命化に向けて管理運営が計画的かつ

効率的に行えるように、セクションを超えての周知徹底に努めてまいりたいと思いますので、必要なことについては必要に応じて予算計上してまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 総務部長のほうから意気込みということでお聞きしましたけども、先ほど言いましたように本町全体の事柄でございますので、最後に太田町長にはこれから今後どうしていくかと、先ほども言いましたけどもこれは大きな課題であり過ぎて、どうしても当面の仕事がお忙しいということになかなか取っつきがたいけども、これは避けて通れないという大きな課題でございます。そういう意味で、町長の意気込みといいますか、その辺を総括的にお願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 基本的な点につきましては財政課長、総務部長のほうがお答えをさせていただきました。私のほうは、この公共施設に関する考え方ということで、原則的には長寿命化で進めていくということでございます。長寿命化がかなわなくなった施設につきましては、統廃合というような思い切ったことも考えなければならぬであろうというふうに思います。廃止をするということもございますので、その点につきましては、町民の方々に十分御理解をいただけるような方法で進めてまいりたいと考えているところでございます。

町が所有する公共施設というものは、町民の方にとっては必要な施設でございますので、その点については十分に考えてまいりたいというふうに考えています。いずれにしても、人口減少、少子化というそうした時代の状況の中で、的確に対応していくことが必要であろうというふうに考えています。40年を超えた施設につきましては、常々各担当課で注視をしておいて、必要なときには議会にも御提案をさせていただくということで対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 町長のほうから総括的な答弁がございまして、いずれにしてもこれから取り組んでいこうということでございます。ぜひとも今日の議論した中でできるものから、それからそういう場の設定が必要なものは質問で答えられましたんで、ぜひともそういうことを具体的に小さいことから実行していただきたいということで、最終的な成果を出していただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、3番 我澤隆司君は質問者席へ移動してください。

3番 我澤隆司君に質問を許可します。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） それでは、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは提言型の質問を3つさせていただきます。

まず、男女の共同参画につきまして、こちらのほうは町の重要組織の一員であります区長、栄養改善推進委員、愛育委員などの男女の構成はどのようになっていますか。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） それでは、我澤議員の男女共同参画への取組状況における各種町関係委員の状況についてお答えします。

まず、52区の区長は全て男性であります。

続きまして、町長が委嘱する愛育委員95名のうち、男性が2名、女性は93名であります。

同じく町長が委嘱します栄養改善推進委員60名は全て女性であります。

こういう状況でございます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ありがとうございます。

予想どおりの男女構成ですが、どの組織も和気町にとりましても大変重要な組織であることは当然です。もちろんここで申し上げるのは、現在のメンバーについて批判するようなものでは当然ございません。ただ、和気町として人選をお願いする際に、どのようなアナウンスをされているか。男女共同参画を意識した案内になっているかどうかということです。果たしてこれでバランスのいい意見が聞けるのか。町としてどう思うか。今後どう考えるかを教えていただければと思います。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 人選するに当たっての役場からのアナウンス等はどうなってるかというあたりでありますが、まず区長につきましては、自治組織である区内の意見を聞いて、当該区内において選任がされているものと認識いたしておりますが、町民の健康増進及び保健衛生思想の普及を図るため設置している愛育委員の委嘱については、委嘱替えの際に町長が愛育委員の会長宛、次期候補者の選考並びに推薦について依頼を行い、依頼を受けた会長は委員の委嘱替えについて現委員に対して引き続き委員としての活動への理解を求めています。選出地区の都合により交代が生じる場合は関係区長の意見を聞きながら地元調整を行い、次期委員の選出をいただいているのが現状であります。

また、町民の健康づくりの基盤をなす栄養及び食生活の改善を図るため設置している栄養改善推進委員についても、愛育委員と同様の委嘱替えが依頼されているのが現状であります。

以上、これまで委員等の委嘱替えに当たり、町から男女のバランス等性別に配慮したお願いを行ってはないのが現状であります。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。ありがとうございます。

大きな話をすると、日本は男女平等について、世界146か国中118位。G7では最下位です。アジア太平洋地域で見ても下から2番目。こういう状況です。少し視点は違いますが、例えば、夫婦別姓の問題につきましても、世界で今唯一認められてない国と言われております。ある意味、私たちは非常に変わった国に住んでいるという状況は自覚が必要だとは思いますが。その中でこの状況なんで、致し方ない仕方ない部分があるのはよく分かります。

ただ、近隣では進んでいるところもあります。私も先日、宝塚市には3回ほど訪問していますが、例えばここは市長も岡山市出身の女性市長なんですけども、議員も25名中13名が女性、半数以上です。もっと言えば、区長に相当する自治会長は22%が女性、審議会メンバーについては36%、市の職員は48%が女性という資料は読んでおります。近隣にもこういった先進的な自治体があります。ぜひ参考にさせていただきたいかなと思っております。

あと人選については、いろいろ文書では書いておるといってお話もありましたが、特に女性の組織になってしまっている2つの委員、こちらはどうしても高齢・少子化の問題もありますし、現場間で調整し合ってるんです。もちろん、町長からも直接は当然ないんですが、区長からも特に話なく、ないことはないんでしょうけど、どうしても現場間での調整で、現場間で調整するといろいろトラブルも起こるんです。いろいろ聞いてます。だから、そういうことのないように、ぜひ町のトップからきちんと、もちろん男女もそうですし年齢もそうだし、そういうことはないですよということをきちんとアナウンスして選定に当たっていく方向にしたほうがいい町になってくるとは思います。

改めて、人選のガイドラインについてつくってほしいと、これについていかがですか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） ありがとうございます。

現在の状況で申しますと、女性が主体となって取り組むべき役割や男性が主体となってリーダーシップをとるべき役職等についても、これまでの慣例、固定概念に依存することなく町民一人一人が担うべき役割について、個性や自主性が生かされる形で町職員とかが人選されるべきだとは考えておりますので、先ほど御提案いただきましたガイドライン、どのセクションに関係する委員についても男女を問わず、地元から選出あるいはこちらからのお願いができるような形のガイドライン的なものを今後検討してまいりたいと思いますので、また御教示いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ぜひ推進していただければと思います。

ここで申し上げますと、もちろん執行部の改革もいるんですけど、言い過ぎかもしれませんが、町民の意識改革も要るんです。そのためには例えば言葉なんかも、市町によってはそういうガイドラインをつくってらっしゃるところもあるんですけど、我々もちょっといいかげんな言葉をよく使ってるんですが、例えばですね、私が元いた業界では女子アナとかこれは御法度なんですけど、女流作家とかこういう表現も改めたい文言とかになります。それから、よく普通に使うOLとかサラリーマンとか、これも本当言えば会社員とかという言葉に代えるんですけど、キーマンとかオンブズマンとかこの辺もグレーなんです。非常にそういう部分も含めて、町民の意識改革、家庭で言えば、例えば嫁とか婿とか、例えば結婚して入籍するとか、これは全部アウトまでは言いませんけどグレーなんで、そういうことも啓蒙していくことが町民の意識改革にもつながるんで、ぜひよろしくお願ひします。

ここで実は私が何を申し上げたいかというのを提言型なんで申し上げますと、和気町のような田舎って言ったらあまりにも自虐的なんですけど、若い人の意見がどうしても通りにくいんです。一言で言うと非常に生きづらいというか、女性を含めて何となく生きづらい町に、田舎の場合どうしてもなっている。だから、都会へ流出するというのが私はあると思うんです。ここで言いたいのは、若い人の考え方もどんどん変わってきてるんで、こちらあたりが人口減少の一番の部分ではないかと私は思います。だから、ここを解決しないとますます人口が減るという観点から、この提言型の質問をさせていただきました。男女共同参画っていうのは非常に重要で、力を入れて取り込んでいく課題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の質問ですが、続けてよろしいですね。

今ある施設の有効活用の進捗状況についてという質問ですが、こちらのほうで先ほど同僚議員のほうから重複する質問がありましたので、少しポイントを変えて言っていく部分があります。

まず、これはそのままなんですが、1年前、私が6月議会で小学校跡地について質問させていただきました。その後どうなのか。閉校後7年たってます。約束した文部科学省への「みんなの廃校」プロジェクトへの登録はいまだに1年たってもなされていない。このあたりを端的にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました今ある施設の有効活用に関する質問趣旨の1項目の旧小学校の跡地活用はその後どうなっているか、1年前の質問に対するその後の進捗状況についてお答え申し上げます。

現在、財政課において旧日笠小学校及び旧山田小学校について、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトに登録の事務手続を進めており、今後文部科学省の承認を得て、7月1日にはポータルサイトに掲載の予定となっております。

この「みんなの廃校」プロジェクトは、平成22年に文部科学省が立ち上げ、全国の廃校の活用を推進するた

めに、廃校施設の情報集約、発信に取り組んでいるものでございます。ポータルサイトには、掲載希望のあった全国の廃校一覧や利活用の事例について掲載されております。廃校施設の活用を検討している事業者などには、このポータルサイトを確保して希望する物件の問合せが可能なシステムとなっております。

廃校活用に関しては、文部科学省が立ち上げた「みんなの廃校」プロジェクトのポータルサイトに活用事例もありますし、また新聞記事の情報収集、ウェブ記事等による先進自治体の事例などもありますので、財政課といたしましては有効な活用事例の調査研究を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。7月1日には登録が上がるということで、あまりにも遅いというか、1年たって。昨年12月に財政課長にお聞きしたときには、年度内には何とか上げるとのお話をいただいていたんですが。

これには私も見てて、財政課がどうのこうのという話じゃなくて、全体的に組織に無理があるんじゃないかなというふうに感じております。言ってしまうと、国で言えば財務省がまちづくりの担当をしてくるみたいなもので、それはちょっと難しいのではないかなと。人材ではなくて、組織の問題が1つ。特に、財政課はこの1年、いろいろ事業が重なって、大変御苦勞があったと思いますんで、そのあたりを勘案しても非常に厳しかったかなと思います。

それから、質問ですが、組織の問題という点と、町長にお聞きします。この1年間、どのような指示を出されたのか。

太田町長は昨年6月議会で、若者の創業支援の拠点となるような施設にしたいと。これは総花的なというか希望的あれですけども、財政負担を考えると、民間の協力が必要だとおっしゃられました。その後、そのあたりの進展はありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） まず、旧小学校の跡地の利用について、財政課が担当するのは組織的に無理ではないかという御質問でございました。

学校の施設が普通財産になりまして、普通財産、したがって財政課というような形で今担当がなっていますが、在り方とすればまち経営課などが担当するということがいいのかもしれませんが、今のところそういうふうになっているということでございます。

あと、質問がございました6月議会で質問があった際に、私のほうで若者なんかも集える場所だとか、サテライトオフィスだとかというようなことも含めてそのように答弁したかなというふうには思っています。現状はなかなか進んでいないということでございますけども、基本的な考え方は、和気町が財政を必要以上に投入をして進めていくというのは、なかなか厳しいかなというふうに思っています。ある程度民間の方が来ていただけるときには協議をして、ある程度手を加えるところがあればそのことも必要であろうかというふうに思いますけれども、活用していただける方に主体的に取り組んでいただくという方向で今検討しています。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。7月に文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトにもアップされますので、いろいろ民間の企業の方もいろいろ聞いてこられると思いますんで、そのあたりぜひ対応してやってください。よろしくお願いいたします。

続きまして、吉井川の河川敷公園の利用については、先ほど同僚議員からもありましたので、これについては1点だけ質問させていただきます。

1つはグラウンドゴルフ場なんですけども、こちらのほうは今年間300日ぐらい稼働してるんで、非常に結

構なことなんで問題はないんかと思いますが、以前は和気鶴飼谷温泉のほうといろいろ連携して大会を開いていらっしやいましたけども、いろいろ昨年の4月の人事異動以来、温泉の原因もあったりして滞っておるんですが、そのあたり人事異動をされた町長あたりはどのように考えられているか、教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 吉井川の河川敷のかわまち事業に伴う芝生整備と、洋芝を植えさせていただきました芝生の整備、それからアスファルトの駐車場というようなことで新しいものの施設を造ったということで、これは地域の方々の御要望にお応えをするという形でこのかわまち事業をしたというのが発端でございます。

その後、どのように活用していくのかということにつきましては、当然地域の方々とも協議をしなければいけませんし、それから先ほど言いました温泉のことも含めて、そこも連携ができるようにというようなことでもあったんですが、今コロナ禍のときに温泉が非常に厳しい状況の中で、温泉経営に注力をするというようなこともあったかというふうには思っています。

そのようなことで、今後、吉井川の河川敷の活用につきましては、またその点についても総合的に検討はしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。ありがとうございます。

その点についてはまた別途お聞きしますが、続きまして日笠バラ園、益原の多目的公園について、こちらのほうは盛況で何よりなんですけども、ただこれも角度をちょっと変えてみると、立派なものできて無料で利用できれば人が来るのは当たり前といえば当たり前なんで、このあたりをどのように考えられるか。普通、温泉とかに入ればお金がかかります。温泉でレストラン、御飯を食べればお金がかかる。当たりの話です。だから、日笠バラ園についても、益原多目的公園についても、多額の運営費がこれからかかってくるし、当然機器の更新とか積み立てることも必要であります。

このあたりでいろいろ難しい部分はあるんですけど、受益者負担という考えはあるかどうか。発想はないのかお聞きしたいです。特に、多目的公園は税金で造って税金で運営していくと。非常にいい公園なんですけど、これで果たして続くのかどうか。疑問もないことはないんで、入場料を取れとかという話じゃないんですけど、何かアイデアはないのか。図書館のように図書館法があって、いろいろ公共の図書館は有料にできないとか、いろいろそういう法律がもしかしたらあるかもしれないんで、その辺も教えてほしいです。特に、両者とも町外からのお客さんが多いんです。だから、なおさら私はそのように感じるんですけど、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、我澤議員の日笠バラ園、益原多目的公園の今後の運営方針はの御質問にお答えいたします。

最初に、日笠バラ園についてでございますが、日笠バラ園につきましては平成16年度に地域住民や関係団体を中心に手作りバラ園として整備されました。平成17年にはガーデニングクラブ主催によるバラ祭りを開催するなど、地域に根差した管理運営が行われておりましたが、会員の高齢化により令和2年度から町に管理が移管されております。バラ祭りにつきましても継続的に開催しており、今年度は5月13日から5月31日までの19日間の開催で、6,315の方に御来園いただきました。

開園中につきましては、今回からバラを觀賞していただくことに加え、地域の団体や福祉団体に協力していただき、コーヒー、ジュースなどの販売や休憩スペースを設けるなど、来園客がゆっくり觀賞できるよう整備なども行っております。

今後の運営方針につきましては、多くの方にバラに親しみを持って觀賞してもらえる魅力ある施設、それから

地域の活性化やバラを通じて町内を回遊してもらえ、PR促進など、今後も地域住民や団体の連携を大切にしながら、来園客の満足度を向上いたします。

バラ園の入園料の徴収について、それから多目的公園等の入園料の徴収につきましては、どちらも維持管理、多目的公園について、当然維持管理費がかかっておりますので、入園料の徴収につきましては、近隣の同じような周辺施設等のことも参考にさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 近隣の市町村とかというのは分かるんですけど、そうじゃなしに町内にあるわけです。藤公園でもお金を取っています。入園料が上がってますよ。先ほど申しましたように、温泉に入ったらお金が要るし、御飯食べたらかお金を払うんです。ましてやバラ園なんか割と町外の方が多い。お金がそんなにあるわけでもないです。今年も去年も6,000人からの人が来てる。300円でも取れば180万円になる。

以前、同僚の議員が言われたいい言葉があるんで繰り返しますが、しっかりもうけてしっかり返す。この発想はやっぱり要ると思うんです。やっぱり入園者へのサービスも要るし、例えば日笠バラ園なんかへ行っても、バラの説明も何もないし、お茶の一杯も出ないし、なんかそういうちょっと教養を高めるといふかそういう部分も要るでしょうし、来てよかったなみたいな、何かもらえると、紙の1枚でも、そういう部分も要るんじゃないかなと私思うんで、しっかり入園料を取ればいいと思うんですけど、その辺は執行部が考えることなんでしょうけど、私はそのように思います。分かりました。

あまり時間もないんで、次の質問に移らせていただきます。

2年目に入った漫画を使ったシティプロモーションの成果についてお聞きします。メディアへの露出、それから町外からの来訪者など、経済効果はどの程度ありましたかと。お願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました2年目に入った漫画を使ったシティプロモーションの成果につきまして、こちらのほうでやった事業の成果の部分とか、実際に経済効果がどの程度あったのかといった御質問にお答えをさせていただきます。

まず、こちらの成果といたしましては、町の出身の設定となっているキャラクターの公式インフルエンサーの任命とかを皮切りに、和気町のファンクラブの立ち上げ、それから複製原画展及び商工会との連携したグルメスタンプラリーの開催、東京でのコミックマーケットに出展などといったようなものを行ってございまして、実際の成果といたしましては、令和5年度末でファンクラブの会員数は約1,500人、新聞・TV等のメディア掲載が48件、SNS関連ではXやLINEのフォロワーが約3,200人、表示回数としては約275万回を数えるなど、本町のシティプロモーションの取組としては一定以上の成果が出たというふうに考えております。

実際、経済効果というふうになってきますと、詳細なものというのはこちらのほうで試算ができていないというのが現状でございます。ふるさと納税の返礼品として出したものが二百数十万円いただいたもの、それから実際に和気駅で買っていただいた入場券とかの貼る台紙とかそういうのが数万円とか、そういったものが直接的な売上げにはございます。あと、スタンプラリーで来町いただいた方が町内で飲食をされたら、そういったようなものがありますので、そちらについても一定以上の効果が出たということで、実際に飲食店の方からは大変ありがたいといったお言葉をいただいております。

詳細な経済効果というのが御報告できなくて申し訳ございませんが、以上御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。メディアへの掲載が48件ですか。それから、ふるさと納税が二百数十

万円、それから町内の飲食は計算できませんが非常に好評であったという。金額にしたら、当然その投資額をはるかに超えてる効果が出てるといふように、単純計算ですが私は思います。だから、一般的なデザイン、漫画を使ったっていうのは一般的ではない部分ではありますが、一つの成功事例だと私は思います。

今後、継続的にこの事業を進めていくためには、人材の育成というのが非常に大事なんです。いろいろ東京でイベントがあったりして何名か行かれたりしておりますけど、いろいろ人事異動があったりして、その方も外れられたり、そういう部分の継続性が心配はしておりますが、この辺りはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 事業の継続性、継続していくための人材育成というようなことでございます。

確かに、町の担当者というのは人事異動というのがございますので、これは致し方ない部分があるということで、そういった中でいきますと人材育成というよりは、今回こういった得意な事業をいたしまして、いろいろなノウハウを得ることができました。意外性とかそういったようなところ、それからこういった作品を取り扱ったことによって、作品に対する熱意をしっかりとPRすることで、そういうファンの方から共感をいただいて、東京、北海道、沖縄、それから果てはドイツとか海外のほうからもファンの方が来ていただくというようなことで、しかもそれを多数のメディアの方が取り上げてくださったり、そういうことで波及してどんどんと事業が大きくなっていったと。そういった経験、ノウハウというのは、これは非常に貴重なノウハウでありますので、そういったものを組織として蓄積していくといった形が、役場として考えた場合にはそういった形になるのではないかと思います。

ただ、それとはまた別に、こういったようなものをきっかけに地域の方で地域を盛り上げたいというような形で、任意で有志の方が団体を立ち上げられたりといった動きも出てきておりますので、やはり民間の方とも今後は組んでいくということで、役場では今、例えば予算措置とかいろんなことをしながら、そういう外向けに出していくものしながら、民間の方のアイデアとか自由に考える発想力とか、そういったものをいただきながら地域と一緒にやっていくと、そういった方向でやればいいのかというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ありがとうございます。

やっぱり人材の育成って非常に大事です。特にこの事業の場合は、東京の企業が相手なんです。だから、なかなか1段ハードルが高いんです。だから、専門知識も要るし、一朝一夕に人材育成できないと思いますんで、ぜひ今後、こういうことを継続的にやるのであれば考えていただきたいです。

もっと広く言えば、最近やっぱりコロナもあって、どこの役所もそうなんですけど、人材育成が滞っているんですね。例えば、和気町なんかを見ても、以前は県との交流があって、ここにいらっしゃる方も県へ出向された方もいらっしゃるし、大阪の事務所へ行かれた方もいらっしゃるし、そういうことでそれが今になって何十年もたって生きてくるみたいな話もよく聞きますんで、いろいろ財政課長の話も聞いてるとなかなか厳しい話は分かるんですけど、人材育成というのは一番大切な部分なんで、ぜひよろしく願いいたします。

あと、この質問で私が何を言いたいかと、提言型なんで申し上げますと、全国から人を集めたというのは一つのポイント。ドイツからも来られた。これは他の部局もぜひ参考にしてほしいんです。というのが、例えば和気閑谷高校、これは全国から募集してます。何かここにヒントがあるんじゃないかと私は考えてます。もちろん、漫画を使ってどうのこうのという話じゃないんですけど、このあたりをぜひ他の部局の皆さんも参考にして、まちづくりに頑張っていただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 私としても我澤議員がおっしゃるとおり、それぞれの部署においても創意工夫をして、職員が自由に発想して自由に活動ができる、そのようなことが望ましいというふうに思っています。

このプロモーションの事業は、実施したのが昨年から、非常にタイミングがよかったなというふうなことも思っていますし、おっしゃったように奇抜であったということもよかったのではないかなというふうに考えています。これを政策会議に提案されたときには、もうやめようかというような意見もあったんですが、いやいや、やろうということで、これは私の決断です。手前みそですけども。

そういうことで、新しいものはぜひ職員にも提案をしていただいて、いろいろ取り組んでいきたいと思いますので、この漫画を活用したということに限らず、いろんなことを考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 町長で終わったら申し訳ないんで、私のほうがお礼を含めて。

ありがとうございました。ぜひそういう新しいことに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日6月19日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午前11時52分 散会

令和6年第4回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和6年6月19日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年6月19日 午前9時00分開議 午前11時54分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
5番 神崎 良一	6番 山本 稔	7番 居樹 豊
8番 万代 哲央	9番 山本 泰正	10番 広瀬 正男
11番 西中 純一	12番 当瀬 万享	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
 

欠席 4番 從野 勝
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 井上 輝昭	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 西本 幸司	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	上下水道課長 柚本 賢治
総務事業部長 永宗 宣之	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
 

議会事務局長 赤田 裕靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 8番 万代哲央 2. 11番 西中純一 3. 6番 山本 稔 4. 5番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、会議録署名議員に、5番 神崎良一君を追加指名いたします。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、昨日18日に引き続き一般質問を行います。

それでは、8番 万代哲央君は質問席へ移動してください。

8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き一般質問ということでありまして、議長の許可をいただきましたので、最初に8番 万代、質問させていただきます。

私は、和気橋の架け替え並びに周辺県道のバイパス化について質問をいたします。御答弁よろしく願いいたします。

去る5月29日だったんですけど、今から3週間ほど前に県の東備地域事務所より地域建設部長をはじめ、工務課長、班長、副参事と4人の方が役場にいられて、令和4年度に実施した和気橋の耐荷力調査について説明をしていただきました。耐荷力調査といいますのは、ひずみセンサーというのがあるんですけど、それを使って和気橋のひずみとか応力度、対応の応という字に力に度合い度、応力度、橋に荷重、荷物の重量がかかったときにその橋の内側に生じる反作用といいますか、その力というのがどれくらいあるか、耐えられる力がどれくらいあるかを測定するわけですけど、その和気橋を渡る車の荷物の重さのために橋は負担がかかるわけですけど、その和気橋の各部材が危険な状態に陥っていないかどうか、それを確認する調査であります。調査した結果、そのひずみ、それからたわみ、揺れますけど、そういうたわみ、いずれも許容量の範囲内であって、異常なしという説明がありました。和気橋は現状の交通量に対して十分耐荷力を有していると判断されると、何ら問題はないと、こういうことでありました。橋を管理する県は、今後も、橋梁の長寿命化計画に沿って管理していくと、こういうことでありました。和気橋は竣工以来60年を経過した橋ですので、5年に一度の定期点検の対応だけでなく、もう少しきめ細かい2年に一度か毎年の点検を実施してほしいと私は常々思っておりますけども、60年を経過した橋も県内多々存在するようです。

長寿命化計画の参考にするためということで、県は令和3年度の定期点検に加えて、令和4年度に耐荷力調査を実施してくれたわけでありまして。これは日頃から事あるごとに和気橋の架け替えについて、町長をはじめ、役場の方、繰り返し要望してきたことが、その耐荷力調査につながったのかなと私は理解しております。

その耐荷力調査で和気橋は令和4年度の調査では異常なしと、こういうことでありました。令和3年度に定期点検をやっておりますから、その点検の結果、修繕する箇所が幾らかあったということで、令和3年度に点検実施して、今年度に修繕をするということでありまして、伸縮装置の取替えとか、橋面、橋の面、これに防水を施すというような説明もあったと思います。このような現状で、県のそういった5月29日の説明等々あったわけですけど、こういう今の現状というもの、これを町長、それから西本担当部長、どういうふう到现在感じておられるのかと、こういうことをまず最初にお聞きしたいと思っております。

それからもう一点は、今後、町としてどういう対応をしていこうと考えておられるのか、そういうようなことも併せて質問いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

万代議員の御質問にお答えいたします。

県の説明と意見交換をして思うこと、今後の対応策についてでございますが、令和6年5月29日に、万代議員、町長、副町長、都市建設課と東備地域事務所の建設部長、東部地域工務課長等と話合いの場を持ったところでございます。県といたしましては、和気橋は架設された昭和39年から60年が経過する橋梁であるが、車両の大型化に伴う橋梁への影響につきまして、平成14年度にたわみの調査、令和4年度にひずみの調査を実施し、通行に問題がないと考えておりました、今後も引き続き適正に維持管理を行い、橋梁の長寿命化に取り組む旨の話がございました。

昨年12月の一般質問で申し上げましたとおり、当時の土木部長や道路建設課長が和気橋の架け替え並びに県道のバイパス化はハードルが高く、難しい、橋梁の長寿命化を図っていくとの回答と同様であると、町側は捉えておるところでございます。

今後の対応策についてでございますが、60年が経過した和気橋と、主要地方道岡山赤穂線は、東部地域において生活に密着した重要な路線であるとともに、県内の広域交通を担う重要路線でございます。和気橋の架け替えにつきましては、和気町の1番要望と考えておりますので、あらゆる方面から強く要望していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 万代議員のほうから、和気橋の架け替え並びに県道バイパス化について御質問がございました。

先ほど担当部長がお答えをいたしましたとおり、私のほうも県の幹部は非常に和気橋の架け替え並びに県道のバイパス化はハードルが高いということを、私がトップミーティングでも今まで2回、このことについて申し上げましたところ、そのような回答がされているということで、先ほど議員のほうからもございましたように、先日、町役場で県民局の幹部とも話をさせていただいたときにも同じような回答だったというふうに感じています。

ただし、この問題につきましては、和気町の重要な課題であると私は認識をしておりますので、和気町は吉井川によって東西二分をされた町でございます。この和気橋に何かございまして非常に生活も支障を来すというふうに考えていますので、今後も事あるごとに県のほうに要望してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁聞いていると、和気橋というのは生活に密着した橋であって、それからまた東備圏内でも広域に活用される重要な橋であると、こういう認識もある。しかし、県のハードルが高いということでもあります。ハードルが高いというのは、調査しても異常がないから長寿命化の県の方向性に従って和気橋も対応していくというような意味であろうと思います。また、周辺道路につきましても、制限速度が50キロ、そして歩道もあると、完備されているというようなことで、そういうところは県下どこにでもあって、そこをすぐに修繕するというようなことは考えにくいというようなことが、県がハードルが高いというふうな意味かなと思って聞かせていただきました。

私は、耐荷力調査をして異常なしというのは誠に結構なことだと思っておりますが、この調査だけで即和気橋は問題なしではないと思っております。竣工以来60年を経過して、橋の疲労がいかなるものか、橋にも寿命があります。将来必ず架け替えるときが来ると思っております。専門家がこの橋の限度はあと10年であるとか、もうそろそろ架け替えを考えたほうがいいんじゃないかとかというような判断が下されれば、そこから次の架け替えに向けて準備がされるんじゃないかなというようなことも想像するわけですが、そうなりますと、架け替えの場所の決定とか、工事に入るまでの設計とか、いろんなことがあります。また、着工、それから工事を進めていく、そして完成して、竣工と、こういう順序になっていくということになりますと、最低でも何年かかるか、私よく分かりませんが、4年か5年か、あるいはそれ以上要することは間違いないと思います。令和4年度での調査で異常なしのお墨つきをもらったわけですが、今度令和8年が定期点検のときでありますから、それまでは一応問題なく行くのかなというようなことも思っております。今後、点検とか調査を見守っていきたいと私も思っておりますが、私は県に対して、こういう調査もやってほしいというような思いもありますし、そういう思いも今後、出していきたいと思っております。

そこで、橋の架け替えのことは地元でもよく話が出ます。昭和39年に竣工して以来60年を経過して、老朽化は避けられない点があります。それに加えて、当時とは比べ物にならない交通量の激増、それから物流の手段としての大型トラックの普及です。その激増、それに比べて橋の横幅というのは6メートルと、狭いと、加えて原地内、本地内を通る自動車量の多いこと、交通事故の多発というのはここ数十年間にわたって目を覆うものがあるわけがあります。このことに、交通事故が多発するということに考えが及ぶときに、私は橋を架け替えるまで交通事故が多発する現実というもの、これを置き去りにすることはできないわけがあります。劣悪な公共環境といいますか、交通の環境といいますか、それを放置すること、これは容認できない、こういう立場であります。橋の架け替えはすぐにはできなくても、バイパス化は訴えることはやめるわけにはいかない、そういうことでもあります。やめるわけにはいかないわけです。

では、どの場所にバイパス化を求めるかと言われれば、それは吉井川の今ある堤防、これに求めるのが私はベストだと思います。和気橋の石生側から堤防に入る道路、これを起点といたしまして、熊山橋までの約5キロの区間です。この区間が県道96号線、原地内から赤磐市の吉原地内、あるいは河田原地内に通じるバイパス区間と考えております。役場の方、それから議員の方の中でもこの堤防道路といいますか、これを通行される方大勢おられると思います。全区間通行が可能で、途中幾らか道幅が狭くて、2メートルを告げる標識が2か所か3か所か立っております。道路にはスピードを落とせという白い白線の文字表示があります。また、舗装道路と、それから舗装してない未舗装の道路が一体となっている区間、これもあります。ミニゴルフ場の付近であれば、人が横断するということが、横断者注意の白線、そういった文字も表示があります。もちろん今のままの道路では危険な箇所、改善が必要な場所も多々あります。石生側の起点となる付近というのは改良しないと、これは本当に危ない、多くの車が通るには危険な現状だと思っております。

しかし、この堤防を道路として、バイパス道路として使うことが最善であると思っております。

②番目の質問ですが、和気橋周辺県道のバイパス化に向けて動く必要性を私は実感しておるわけですが、町としての考えを聞きたいと通告しております。どのような答弁がいただけるか、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

万代議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、和気橋とバイパス化は一体的に計画していくべきであるというふうに考えております。原地内の岡山赤穂線につきましては、近年痛ましい死亡事故も発生いたしております。交通事故をなくすために

バイパス化の早期実現が必要であると考えておまして、町長がトップミーティングの場でも毎年和気橋の架け替えとともにバイパス化の要望もいたしておるところでございます。和気橋の架け替えとバイパス化は和気町内でも有数の交通量を有していることから、今後も町民の皆様の安全・安心のために同時に要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 町長が答えられるのかなと思ってたんですけども、答えられないんで、また後でお尋ねしたいと思いますが、今の答弁では一体的に考えるべき、同時に考えるべきというような答弁なんですけど、私が申しましたように一体的では無理だ、今、橋のほうは異常なしで長寿命化計画にのっとってやっていくんだからすぐにはどうにもならないと、こう言ってるわけですから、一体的にあくまでバイパス化と橋の架け替えを一緒にできないから、バイパス化をそれに先行して、あるいは切り離してやるのが大切なことといたしますか、それを私は主張してるわけです。

そういうことなんですけど、そういうことを一応申し上げた上で、もう一つお尋ねしたいと思いますが、私はバイパス化を推進する立場で物を申してるわけで、もう一度西本部長に質問させてもらいたいことであります。バイパス化の実現に向けて、私の知らないことをお尋ねしたいと思いますが、占用道路というのがありますね。堤防上の道路において占用道路という言葉は私も、どっちかといえばあまり聞き慣れない言葉だったんですけど、その占用道路、専らのその専用ではなくて、占うほうの占用道路という、行政の方はなじみのある言葉なんだと思うんですけど、私はすぐにはうまく整理できなかつたんですけど、占用というのは、公共の使用物を特定の人がある期間自分の目的のために使うと、こういうふうなことが辞書には書いてあります。約5キロの堤防道路のうち、和気町の占用道路区間というのはどの区間なんかを教えてほしいという質問ですけども、それに関連して何点か、占用道路の件でお尋ねしたいと思います。占用道路の和気町が許可を得ている占用区間というのはどの区間なのかということと、占用道路というのは国土交通省の出先の出張所に申請を出して許可を得た道路のことなのかどうか、どういう条件が満たされれば許可がされるんかというようなこと。あるいは、未舗装の道路区間というのは許可をされていないのかという、申請すれば許可されるのかということ、そうすれば舗装ができるんかというようなこともお聞きしたい点であります。

また、バイパス化を求める場合ですけども、県が国に申請して、県の占用道路にするその交渉というのはできないのかどうかということ。それから、町が占用道路として取得して、舗装した、その後で県と協議して県道にする方法、そういうのが定石なのかということも思ったんで、お聞きしたいと思います。

要は、占用道路を取得してバイパス化につなげるというのはどういう手法というのがベストなのか。そういうことがお聞きしたいわけでありまして。そういう占用道路の許可をはじめ、バイパス化の実現のために知らないこととして質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

和気町としての占用区間ということでございますが、延長5キロのうち、今資料がございませんので、メートル数は分かりませんが、和気町と赤磐市の境界がございまして、その部分までが和気町が町道として占用させていただいたという物件でございます。その部分につきましては、どういう条件かということでございまして、あくまでも占用物件、設計をしまして、国土交通省、物件によりましては坂根ではなく岡山河川のほうにも御相談するときもございまして、そういった場合で許可をいただくというような形になります。条件としまして、今回の分につきましては、あその部分は、堤防には計画高というものがございまして、計画高を犯してないという部分で、舗装を打ってます。路盤と舗装、その部分で占用を出して許可をいただくと、それを更新していくということでございます。

未舗装ということでございますが、未舗装の部分につきまして占用が可能かということでございますが、未舗装部分で何もしないということにつきましては、町の物件を置かないんで占用とはまた話が違ってくるというふうに考えております。

あと、占用物件につきまして、町が占用したときによりまして、それを県道に格上げ、バイパス化できないかということについてでございますが、あくまでも県道の事項でございますので、町ができる、できないという答えは言えないというふうに判断しておるところでございます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 計画高が足りていれば舗装できるということなのかなと思いますけど、漠然としてよく分からない点もあるんですけど、また占用道路のこと、それからこれは何でそういうことを聞くかといえば分かっていたらと思うんですけど、バイパス化に向けてどういうふうに道路というものを県道というふうに格上げしてやっていけるか、そして広げて、対向車線、対向できる、一応といいますか、安全な道路としてバイパス化にふさわしい道路を造るためにはどういうふうにすればいいのかということでお尋ねしているわけですけど、占用道路あるいは県道に格上げされるというのはいろいろ難しいことはあるんだというふうに、過去にも県のほうにも聞いていただいたことがあるんですけど、いろいろ難しい面はあるんだというようなことでそのときは終わったと思います。また、個別にでも聞かせていただきたいと思います。

4回目の質問ということになるんで、お聞きするわけですけど、その中で、また西本部長の知っておられることがあれば教えてほしいなとも思ってるんですけど、4回目の質問ということで町長にお尋ねしたいんですけど、私もこのバイパス化というのは、先ほど部長がお答えになったような橋の架け替えと同時進行で行くというようなことは私はさらさら思っておりません。先行してやるべきであるというふうに思っております。先行してできないことではないわけでありますから、和気橋の架け替えというのはまた別の問題として考えられるというふうに私は思っております。それをどうして別の問題として考えられるかということもそれなりに考えておりますけど、今日はそういう話をしても時間がありませんので、もう一つ、今日の質問の中でお聞きしたいことをお尋ねしたいと思います。

結論から言いますと、町長にお聞きしたいのは、町としてバイパス化の実現に向けて、もちろん橋の架け替えより先行してということですよ。先行してバイパスの実現を目指して道路整備と、こういうことに取り組んでもらいたいわけですけど、それをやるかやらんかということをお聞きしたいわけであります。現在、その本地内におきましては辺地債事業というのがありますが、それで堤防道路に通じるといいますか、堤防道路に上がる道路を新設しておりますね。この事業は堤防道路を利用するための事業なんです。ほかにも堤防道路に通じる道路というのは何か所かあります。3か所、4か所あります。堤防道路に上がって和気方面、あるいは熊山方面に行くための道路です。上がったその堤防道路を使いやすくすることというのは、バイパス化を実現するためにぜひ取り組んでもらいたいと、ぜひやってもらいたいと、率先してやっていただきたいと、私はそれを今日の質問で言いたかったわけであります。この堤防道路を改良するにはいろんな規制とか制約というのはあると思います。私もよく分かりません。もしあるなら、それがクリアできるようにやらなければなりませんけども、そのネックとなることはどういうことなのか。これは西本部長に答弁をお願いしたいと思いますが、町長にはそのバイパス化に向けて橋の架け替えとかというよりも先行して今すぐやっていただきたいと、これが私の今日の一番質問したいことでもあります。

もう一点申し上げますけども、橋の架け替えに先行してバイパス化を実現するということ、この意義は言うまでもなく、原区、本区、吉原区の住民の生命の安心・安全を守ることが第一義でありますけども、もう一つは、将来その橋を架け替える際にこのバイパス道路、これ全線だけでなく大半、あるいは半分、これは利用することになると思います。ですから、バイパス道路が先行して造って無駄になるということはないと私は確信しており

ます。だから、町としてこの堤防道路5キロメートルの整備をやってもらいたいし、全力でやるべきだと私は考えております。赤磐市と協力してと、こういうことになりますけど、それにつきまして町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

バイパスのネックということでございますが、どのルートに県が乗っけてくるかと、またそれが乗るかどうかということもございますが、あくまでも乗るというふうに想定されたということで行きますと、今の分、辺地債を使わせていただいて工事をさせていただいておるものが、定番線というところでございます。その取り合いによって定番線の取り合い、角度が変わってくる可能性がございます。その部分については、それは県道が造ったら県道がそれをつけていくと、新たな工作物を造っていくというふうになっております。あと、すぐバイパスの上で、赤磐市側になるんで、赤磐市側でもそれぞれの民家の部分で使用しとるところがございまして、そういった部分もネックになってくる場所があるんじゃないかなというふうに想定はされます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 万代議員の思いは原地内、本地内のほうで非常に交通事故も多発をしているということから、そうしたものを解消したいという、そういう思いは非常に私も理解できます。それとは別に、現在、先ほど部長言いましたように定番線の整備を行っていただけますけれども、これ私は聞いているところによりますと、これは学校の統廃合のときのいろいろなそれに付随した跡地利用の中での話であったというふうに私はお聞きをしております、堤防上をバイパス化をしていくための定番線の整備であるという認識には私はないということがまず1点でございます。

それで、まずバイパス化を先行してやったらどうかという御意見でございますけれども、これは部長が答えたとおりでございます、一体化でやると。県のほうも和気橋との架け替えとも一体化だということに言われています。それが可能になるかどうかというのはなかなか分かりませんが、我々としてもそうした姿勢で取組を進めてまいりたいと考えています。私が素人目に考えましても、和気橋の吉井川の右岸側へ出るところがバイパス化をしても、これは大型車は橋を渡るのに非常に難しいような状況にもなっています。そういうことも県のほうも考えられているようでありまして、一体化がいいだろうというようなことは県のほうもこの間の5月29日のときにもそのように答弁があったというふうに私は認識をしています。

万代議員の思いは強く受け止めますけれども、現状として、和気町の取り組む課題とすれば、和気橋の架け替え、それとバイパス化ということで進めてまいりたいと思います。

それで、1点付け加えさせていただきますと、今の県道は2車線同時に歩道があるということで、こうした道のバイパス化はなかなか難しいと、まだまだ細い県道があるんだというようなことを常々県の幹部は言いますので、そういうところも含めながら要望としては強くしていきたいというふうに考えていますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今答えていただいたんですけど、ネックというのを私は、今西本部長がお答えになったのは、こういう場所はネックになるんじゃないかというようなことで2か所ほど言われたんだと思うんですけど、私のイメージとしてあるのは規制とか制約、堤防の上を道路にして使うということが法的にどういふふうないろんな制限があつて時間がかかるとか、そういうことが聞きたかつたんですけど、また個別に聞かせていただきたいと思ひます。

それから、町長に答弁していただいたんですけど、今やつてる辺地債というのは、学校の跡地の問題があつたときに本地区のほうからの要望で、環太平洋大学の野球部の学生が和気、熊山方面へ出るのに便利であるから、

あそこに辺地債でYの字の道路を造って、堤防道路に出ることをお願いしたいということだったと思います。そういうことはそういうことなんですけど、堤防道路を利用するわけですから、その堤防道路をバイパス化して使えるほど整備しようということが言いたいわけであって、町長が言われるようなのは県と同じことを言われとるわけで、結局架け替えと県道というのは同時進行でやっていかなければいけないと言われても、それは理解できないというか、納得できないですよ。説得できますか、そういう答弁で。先行してやってどっかに何か問題があるんですか。そう思いますね。それは予算的なことはありますよ、いろいろ。だけど、どっちが先であれ、どっちが後であれ、それはそれでいいことじゃないんですかね。決して問題じゃないと思うんです。

時間がないんでこれでやめますけど、またいろいろ御相談に乗ってほらいたいと思うんですけど、和気橋の架け替えと道路のバイパス化、それが和気町の優先順位1番の喫緊の課題と、こういうふうにそういうことでやってきたわけですね。そういうことを県のほうにも訴えておるわけですけど、そういうことであれば、バイパス化というのを先にやったって何の問題もないと私は思いますし、むしろ今の橋の状況から見て、先にバイパス化をやるほうが自然だと思いますね。私はそう確信しております。また、話をさせてもらう機会を持ちたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

次に、11番 西中純一君は質問者席へ移動してください。

11番 西中純一君に質問を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 今回私は2問質問をさせていただきます。

まず1問目に、さらなる和気町の産業振興をということで質問させていただきます。

まず、小さい項目で、産業振興というのいろいろありますけれども、取りあえずのもうすぐに来ていただいてもいいような場所というのがここに列記しております。小坂ということにある美作岡山道路の料金所の残地ですね。有料じゃなくて無料にしたということで、県として不要になったということで、町を通じて募集をしているというふうなことがあると思います。それから、昨日も同僚議員からもありました日笠小学校の跡地、それから山田小学校の跡地、それから日本弁柄というのがあります。これ特に新人議員なんかよく御存じじゃない、特に和気の人あまり御存じじゃないかもしれませんが、同和鉱業の関連のそういう工場があったんですが、これが佐伯町と和気町合併前に町へ寄附されたというふうな、そういう土地が、山の間の狭小な土地でありどうかは分からないんですけど、町の物件としてあります。それから、苦木のクリーンセンターの用地が一部使えるのではないかとということで、これは若干、プラスチックから石油をつくるような、そういう話があったやにも聞いておまして、そういう企業誘致、そういう中小企業の誘致をしてはどうかということで質問でございます。その前の前提を説明が遅れましたけれど、今までの企業誘致、私が議員になってからは岡山和気ヤクルト工場が進出したとか、それから今現在進行中の備前化成もそろそろ工事が始まるのではないかと思いますけれども、そういうところが来てるわけですけども、なかなか現状の話を聞くと、ヤクルトもいわゆる本社採用ということで、あそこの会社のパートじゃない普通の雇用という形ではあまり採用が最初はなかったと、今どういうふうになってるか、詳しいことは分からないんですけど、というふうなことがあり、また備前化成は熊山からこっちへ来るということで、直接の雇用にはなかなかつながりにくいというふうなことがあるということで、その次の雇用につながるような戦略を練っていく必要があるということで、この人材、雇用に効果があると思われる、大企業よりも中小企業のほうがあるということで和気町に誘致する必要があるというふうに思ったので、このことについて質問をさせていただいてるところでございます。

それから2番目に、工業用地について、佐伯地区で一旦農協のライスセンターの前に今の矢田の物件よりもも

っと広い10町歩程度の開発というふうなこともあったんですけども、いわゆる農業者とか、いろいろな反対とか、あるいはかなりかさ上げをしなければならぬということで、造っても高いものになるというふうなことで、これはできなかったということがあったわけで、それが矢田のほうに結局変わっていったというふうなことがあったと思います。

そういうことで、さらに今後、佐伯地域では昭和地区だとか、塩田地区、あるいは和気では石生地域、あるいは働、吉田の奥のほうというほうにもあると思いますし、あるいは日笠地域にもかなりのそういう土地はあると思います。そういうふうなところも含めて、工業用地の開発ということはできないのだろうかというのが2番目です。

それから3番目には、和気町は今、農産物ではネギ、それからナス、それからぶどう、あるいは田土のサンショウなど、いろいろと農産物がある程度の産地化というんですか、ある程度生産量が大きくなって、名前も知られてくるような状況になってると思います。そういうものを利用して、それを加工するような会社を興すと、起業すると、そういうふうなことが奨励できないかというのが3番目でございます。

まず、そういう和気町の産業振興をとということでよろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきましたさらなる和気町の産業振興をといった御質問のうち、1番目と2番目、現在ある物件美岡道等の用地に関する中小企業の誘致と、それから工業用地の新たな開発することができないかという2点につきましては、産業振興課長を御指名いただいておりますが、私のほうからお答えをさせていただければなというふうに思っております。

それではまず、要旨の1番目の現在ある物件を活用した中小企業の誘致ということでございますが、もちろん町といたしましても、企業の大小を問わず、町有地または民有地に企業誘致ができればというふうには常々考えておる状況でございます。そういった中で、御質問いただきましたものにつきまして、順次状況等についてお話をさせていただければなというふうに思います。

まず、美作岡山道路の用地につきましては、まずこれは県有地であるということから、町が主導した企業誘致といったものは行っておりませんが、企業から問合せがあれば、岡山県と連携して対応すると、そういった形でのやり方をやっております。ここ数年で何件かのお問合せをいただいておりますが、誘致にまでは至っていないという状況でございます。所在地の関係上、上下水道とかが遠いということで、その整備を別途すると費用がかさむと、そういったあたりのことから、一反はお問合せがあるんですけども、話を進めていくうちに、やめとくといった形でそこまで至っていないというケースが何件かございました。

それから、旧日笠小学校、それから旧山田小学校につきましては、これは私どものほうでも過去にまち経営課のほうでどうにかサテライトオフィスとかで誘致できないかなということいろいろと検討したんですけども、最終的にそこまで実施まで至ってないというのは一つ現状としてはございます。

それ以外では、昨日の一般質問でも出ましたように「みんなの廃校」プロジェクトに応募をしているということですので、今後はそちらの経過を注視してまいりたいというふうに考えているものでございます。

それから、日本弁柄の工場跡地につきましては、先ほど議員のほうもおっしゃられておりましたが、谷間の狭隘なところに建っていると、斜面に建っている部分というのがございます。それからあと、建造物自体もかなり老朽化をしております、ここにつきましては、企業誘致には向く土地ではないというふうに考えておりますので、ここへ企業というものは町としては考えていないという状況でございます。

それから、最後にありました苦木の生ごみ資源化センターにつきましても、現在具体的なものは無いというのが現状でございます。

次に、2番目の工業用地を新たに開発することはできないかという御質問についてですが、こちらも企業誘致を進めていく中で、企業が求める要件といたしましては、工業用水の確保、それから交通アクセスのよさ、そして浸水や土砂災害の危険性の低さ、そういったようなものを上げられるところが多いございます。そういう観点から見ると、和気町内で工業用地の開発に向いている適地が非常に少ないと、もちろん農業の関係の制約もございますしということで、なかなか取りかかるにはハードルが高いと、実際につくった場合でもそういった浸水想定区域とか、そういったところで敬遠されるというようなケースがございますので、そういったようなもので、今、町といたしましては、新たな工業用地を開発しようということは考えてはいないという状況でございます。

企業誘致に当たりましては、企業から問合せがあった場合には、今現在は希望に応じた土地があるかどうかというのを町のほうで確認し、可能であればこういうところがありますよということで御紹介をするといった対応にさせていただいております。

以上が西中議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、要旨3の農産物ネギ、ナス、ぶどう、サンショウなどを加工する会社法人を起業することを奨励できないかの御質問にお答えいたします。

農産物のネギやナス、ぶどう等につきましては、各農業者がそれぞれ経営方針に基づいて栽培、出荷されており、その中には個人農家から経営を法人化し、法人として農業を行っている農業者の方もおられます。

個人農家の方が経営を法人化したいという相談があった場合、県の農業普及指導センターと連携し、法人化までのサポートを行っており、個人経営の方の法人化の支援を行っている状況でございます。

また、町では、特定創業支援等事業としまして、他市町との合同で創業塾という創業についての研修会を行っており、この創業塾を受けた方で、町内で創業する場合10万円の補助金を交付いたしております。

御質問の加工という点につきましても、このような制度の御案内をさせていただき、会社法人の起業に向けた総合的な支援を行ってまいります。

町内に農産物の加工を行う法人が増加することは、町の農業振興にもつながりますので、様々な角度からの支援策を今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 再質問をお願いします。

かなりなかなか企業誘致というふうなのは難しい点もあるというふうなことです。いろいろと努力をさせていただいてると思うんですけど、ぜひともさらなる雇用増を目指して、ぜひよろしく願いしたいと思うんですけど、最初の現在あるそういう物件についての企業誘致ということで、中小企業を中心に、今小坂のほうは工業用水、あるいは下水とか、そういう問題が整備されていないというようなことで、残念ながらつながっていかなかったというふうなこともありました。学校の物件ではいわゆる事務所なんかとしてはすぐに、まだエアコンも使えるでしょうし、実際にそういうサテライトオフィスというものはあり得ると思うんですけど、そういう面をもっと強化していただきたいというふうに思うんですけど。

それから、私が1つ聞いているのは、苦木のクリーンセンターの用地を貸してもらって、そこにプラスチック等からオイルをつくるようなプラント、そういうものをできないかというふうな話があったということは、その申出をするという方から話を聞いたというふうなこともあったんですけど、その点は何も前へ行かなかったのか、即断ったというのか、そういう形になってるんですか。その辺の問題は何かあったのか。その点を教えていた

だきたい。

それから、工業団地ということでは、佐伯でも昭和地区というふうなところで佐伯のライスセンターの前は水害があるとか、いろいろ問題あったわけですけど、そういうところだとか、あるいは和気では働だとか、そういうところでも若干運輸関係というか、そういう話があったということ、以前は聞いていたこともあったんです。そういう点でまだ何ぼか石生地域はいわゆる土地改良区の制限があって、すぐにはそういう規制を外すとか、そういう問題もあって、開発がなかなか難しいかなとも思うんですけど、その点も含めて、さらなる検討というか、そういうのができないんでしょうかね。というのを思っております。

それから、農産物の加工という点では、もう既に岡山県の有名なお菓子業界ではぶどうだとか、そういうものを利用していろいろ作ってるということもあるので、ぜひそういう、それから現実には谷尾工業さん、そういうところがいろいろと食品については前を行かれて、日本でもかなり有名な、そういう工場だというふうなことも聞いております。

そういう点も含めて、すぐにはできないかもしれませんが、今後とも探していただきたいというふうに思っております。

以上、答弁がありましたらよろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） まず、1点目の苦木の生ごみ資源化センターの関係ですけども、廃プラスチックを活用した油の精製というような話も、実は私が議員のときにもその話を私も聞かされていました。私が町長になってからも、そういうことでお尋ねがあったということもございますけれども、それ以降、その話はそのこの違う方向転換するといえますか、そのことについてはもうなくなっているというのが現状でございます。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

先ほどの再質問でいただきましたそういった働とか、そういったほかのところできないかと、石生のあたりとか、議員がおっしゃられたように例えば農業の関係とか、受益地であるとか、いろんなもので制約があるということで、もちろんやりにくいといったもの少し大きな原因としてはございます。

それから、例えば働のあたりだとJRの山陽本線が走ってますので、あそこらあたり広大な土地をとかというふうになってきますと、少し難しいものがあると。そういうJRを突き抜けていくというのはなかなかハードルが高いものがありますので、そういったようなところへ経費が多数かかるというようなことで、なかなかそこが採算的に合わないんじゃないかなというようなこともございます。そういったようなものから考えて、適地がなかなか少ないといった最初の御答弁になってるという状況でございます。

やはり企業のほうが求める、特に大きな企業になればなるほど、アクセスとか、そういったようなところを重要視されます。それから、企業によっては大量に水が要ると、そういうようなことでなりますので、町のほうで何かオーダーメイドでつくるといようなことであれば可能ではありますけれども、先に工業団地という形でつくっておいて、例えば製造業、どんなものでもいいですよといった形で募集かけるというのが結構難しかったというのが、工業団地の公募をかけたときの町としての実感でございまして、そういったような中で行くと、やはり企業様のほうからこういった要件の土地が欲しいというようなことを受けた上で、町として適地を探すといった対応にせざるを得ないのかなというふうに考えているのが現状でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 最初に、町長のオイルを作るプラント、その点についてはそういう話が消えてしまったということで、非常によく分かりました。

それから、町内のそういう農業振興地域というふうなこととか、あるいは働はJRの問題があって、かなりそれは難しいというふうなことで、承りました。なかなかこの企業誘致というのは非常に難しいというふうなことは、佐伯地域で以前桃谷順天館というのが今ありますけれども、あそこも群馬の沼田金属というふうなところが来る予定だったんですけど、それが途中挫折をして、大阪の化粧品会社が変わるというふうなことがあったり、あるいはヤクルトにしてもニッセイという違う飲料会社がキャンセルをした後、その後からヤクルトというふうなことに変わったという、長年かかって企業誘致は行われてるというふうに思います。それに比べて、また備前化成は突然来たような感じがあって、いわゆる赤磐市に土地を求められる予定だったんで、それが成功しなかったということであちこち回ってきたというふうなことを聞いているということでございます。ぜひ今後とも、和気町はこれから美作岡山道路、これもかなり遅れておりますけれども、そのインターと、それから和気インターとできる、それから美岡も山陽道へ将来的にはつなぐということで、瀬戸地域にジャンクションの工事もどんどんやっているには見えないんですけど、少しずつやっているとというふうなことで、将来的にはいろいろとそういう可能性もあるというふうに思われるので、ぜひともこの消滅可能自治体とかと言われないうちにぜひとも今後とも産業誘致というか、雇用増に向けてぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

ということで、2番目の新しい告知放送、次の質問に行かせていただきます。よろしく申し上げます。

先日、新しく契約変更ということで8,000万円程度でしたか、告知放送の契約変更という議案が出されておりました。私が聞いたところでは、75歳以上の方がいらっしゃる世帯というのは1,600件ぐらいあると聞いております。それに比べると、727件の方が75歳以上の方でつけているということで、見ると、45.4%ということで、まだまだつけてもらうべき人につけてもらっていないんじゃないかなということでもあります。ぜひそういうつけるべき人に100%、それからつけた後もそれをうまく利用していただくと、そういうことが必要だというふうに思いますので、今までの説明会だけではなかなか皆さんよく分からなくて、うちの地区でももう音が小さくて困るんだとか、あるいは前の告知端末でよかったんじゃないかと、今ではわざわざそういうスマホなんかだったら自分で操作しないと聞けないとか、そういう点もあって、本当の意味では、このままでは災害が起きては即対応ができないんじゃないかと、いろいろ、いつ来るか分からない、そういう災害というふうなものを考えると、もう少しそういう100%利用していただく努力が庁舎を挙げて、役場を上げて取り組む必要があるのではないかとこのように思うところであります。そういう点で、今後ぜひ努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、具体的に言いますと、緊急時に今、国のほうでも気象庁のそういう緊急時には赤磐市に何かあっても、佐伯の昭和地区あたりではそういう水害の危険があるというふうなことで、携帯に直接自動的に音が出てくるというふうなことがあるわけでございます。ぜひとも緊急時にはそういうスマートフォンでも自動的に音や文字を発するように改善できないかというのが質問の要旨でございます。ぜひよろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

新しい告知放送に関する西中議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の御質問であります導入すべきところに普及できているかについてでございます。

先ほど議員おっしゃられました75歳以上の方に対して普及率が低いのではないかとこの御質問に関しまして、確かにタブレット端末自体の普及率についてはそういった数値のほう出ておりますが、一方で、我々も各地区、告知端末の説明をするに当たって、75歳以上の方でもスマートフォンをお持ちの方はふだんスマートフォンを利用しているので、そちらで活用していけば十分足りるという方も一定数いらっしゃいましたので、そういった方の普及もあるということをおまづ第一に御認識いただければというふうに思ひます。

今回この新しい告知放送システムにつきましては、主にスマートフォンでアプリを使用していただき、いつで

も、どこでも、どこにいても告知放送が利用できるシステムを導入いたしております。スマートフォンアプリにつきましては、広報「わけ」や町ホームページにおいて詳細なアプリのインストールの方法を掲載し、町民の皆様方及び町外の方に向けても広く周知いたしております。この町外の方というのが御親族、息子さん、お孫さんの方についても、町内におられる御親族の方への情報の取得の一つとして利用していただいているというような声もいただいております。

また、スマートフォンを持たれてない方や高齢者などにも配慮し、告知放送専用のタブレット型の告知端末を整備いたしました。この告知端末については、希望者に配布しており、引き続き告知放送を御利用していただけるものとなっております。

しかしながら、希望者の中には身体的な理由などにより、御自身で申請が行えない方もおられると認識をいたしております。そのような方々においては、区長の皆様方をはじめ、民生委員の皆様方にも御協力いただきながら、代理での申請などを通じて告知放送を利用したい方には確実に告知端末が行き渡るよう町としても心がけているところでございます。

次に、持った人に100%利用していただくための努力についてでございます。

若干趣旨がそれるかも分かりませんが、ほかの自治体の先進事例も踏まえながら、告知放送のみではなく、例えば、高齢者向けには健康アプリ、また例えば、若い人向けには子育て支援アプリ、そういった幅広い世代に日常的に利用していただけるようなコンテンツと、しらせあいとの連携について、議員御指摘のとおり今後町を挙げて検討する必要があるのではないかというふうに財政課としても考えております。

次に、2点目の御質問である緊急時にはスマートフォンでも自動的に音や文字を発するように改善できないかについてでございます。

現時点でスマートフォンに対しては自動的に告知放送の音声を流すことができておりません。その理由といたしましては、告知放送が配信された際のスマートフォンの利用者の状況が様々であり、場合によっては利用者やその周りの方に御迷惑をおかけする可能性もあるため、平常時、緊急時を問わず、スマートフォンには自動的に音声流れないシステムとなっております。

しかしながら、スマートフォンにおいては、携帯の通信事業者がJ-ALERTや緊急地震速報など、緊急情報を自動的に発信するサービスを提供いたしております。この機能は、緊急情報をスマートフォンが受信した際にスマートフォンの音量設定を問わず、自動的に警告音を鳴らし、文字情報を通知するものとなっております。そのため、緊急時においてはこの通信事業者の機能も御活用いただき、安全確保につながる行動をしていただければというふうに思っております。

最後になりますが、新しい告知放送の運用を開始し、約3か月が経過しようとしております。議員の皆様方をはじめ、区長の皆様方、町民の皆様方からも運用面並びに操作方法について様々な御意見をお伺いしているところでございます。今後の告知放送の運用に当たりましても、町民の皆様方に定着していただけるために利用者の声をできるだけ反映させるよう開発業者とも密に連携を取りながら進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） じゃ、大体分かりましたけれど、いわゆる申請するのになかなか困難を感じている方もいらっしゃるということで、その辺がもう一遍、区長がどうのって言われたんですが、その点をもう一遍、今後どのようにしていくかということをお尋ねしたい。それで、どれぐらい、タブレットというんか、予定ではこれで、今500プラスということで、700が1,200とか1,000、もうそういう目標値というふうなものはお持ちなんですかね、これぐらいに普及しようというふうな。

それからもう一つは、高齢者には健康情報が見れるようにできるとか、そういうふうなこともあって、今後そういうアプリの、多少そういう変形というんですか、応用というか、改良というような点は今後ともいろいろとできるのでしょうか。ぜひできるのであれば、いわゆるこれから交通問題にも多分応用できるんじゃないかなというのは、私は思ってたんですけど、その点を教えてください。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） まず、先ほど答弁の中でも申しあげました身体的な理由、なかなか家から役場まで申請に行けないというような声を区長はじめ、民生委員からもそういった声を多く受けております。場合によっては町職員が御家庭のほうに行って、その場で申請書を書いてタブレットをお渡ししたり、場合によっては区長が代理、あるいは民生委員が代理で役場で申請書を書いていただいて、それをまた職員のほうが届けるといった形で、なかなか家から出れないような方について、必要な方については、そういった支援のほうも進めているという状況でございます。

目標値につきましては、今回追加の議案で500台整備のほうを上程させていただいて、今後、今、1,000弱で止まっているんですけども、公共施設や福祉施設、あるいは追加で、また年度が変わって申請等も考えられますので、向こう5年間並びに10年間の必要な台数を現状確保しているというような状況でございます。

最後に、高齢者等、日常100%町民の方が利用していただくような町としてできることということで、例えば先進事例、よその自治体では脳トレアプリ、タブレットあるいはスマートフォンで痴呆、物忘れ対策のようなアプリも利用している自治体もありますので、高齢者に関してそういった物忘れにならないようなスマートフォンあるいはタブレットのアプリを毎日一定時間利用していただくようなサービスもよその自治体で行われておりますし、また公共交通に関する利用に関しても先進事例もございますので、そういった事例も調査研究を行いながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 時間もなくなりましたので、まとめをさせていただきます。

6億円というふうなかなりの予算を使って新しい告知端末を導入しているわけでありまして。ぜひともその効果が十分に町民に行き渡って、その災害時には困らないようなそういう利便性が供与できるような体制にぜひ、役場、町全体で取り組む必要があると思います。そういう点で、ぜひまた御努力、御協力よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時40分まで暫時休憩とします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、議長から一般質問の許可をいただきましたので、私からは、通告どおり2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、私大分前から農業のもうかる化、そういうことを常々質問してきて、取組も少しですが手伝わさせていただいたり、いろいろやっております。そこでまた、今回も稲作の農家、小規模農家についてもうかるようにしていただきたいと思って、また今回質問させていただきます。

オーガニックビレッジ宣言を町としてされて、オーガニック米を生産して、高く売れないかというのを私も発案して取り組んでいただいておりますが、給食について、オーガニック米を使って給食に出していただくという

取組は始まっておりますけれども、これ以外にそういうオーガニックでない慣行農法、それについて、今までの化学肥料を少しでも使わないような特別栽培米とかありますよね。そういう農家に対してちょっとでも高く買ってもらえるような仕組みができないかなと。取りあえず高収入を農家が得るためには、高く買ってもらえないと高収入にはなりません。そして、今、オーガニックをしているのは、私は農薬とか、それから除草剤とか使わないので、その分経費がかからない。それで、オーガニック米は高く買ってもらえるんじゃないかということで、もうかるようになるということで取り組んでおりますが、その慣行農法でも極力農薬をできるだけ使わずに、そして機械化を、機械がないとどうしてもできませんので、機械をなるべく使わずに、借りたり、使い回しをしたり、そういうことで少しでも高くもうかるようになる農業を展開していければなと思っております。

そういうことで、その後、ふるさと納税の返礼品とかも吉備中央町が取り組んでいるようなことはできないかも分かりませんが、ふるさと納税返礼品がある限りは、町産のお米を少しでもそこから使って、少しでも高く買ってもらったらと思っておりますので、そういう取組もどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、小規模農家、さっきも言いましたように機械の貸出しをしていただければ、大分助かるんじゃないか、そしてよそから来て、新しく農業を始めたいんだが、小規模だと機械も買わなければいけないし、それから土地も少しなので、大きい機械は要らないと、少し小さい機械があればいいなというようなところもあると思いますので、そういうところに貸出しができるような機械を蓄えて、整備だけして置いておくと。それで、貸出料金を決めて貸し出すというようなことができないか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

私も小規模農家なんで、機械は買いたいんですが、機械高い、もう機械1台買うと何百万円ですよ。それを元を取るの、もうその機械が次買い換えるときまでに元が取れるかというたら、もう元が取れないような状況、もう赤字赤字で、機械貧乏というところがほとんどだと。今、もうかっているのは大規模な、たくさん作っているところの農家ぐらいしかもうかってないと思っております。小規模でも少しでも生産の努力、そういうのに見合った、対価がもらえるような仕組みを町として何とかつくりたいかなと思っております。

オーガニックビレッジ宣言をして、オーガニック米のほうではいろいろな取組ができて、これから進んでいくと思いますが、そういうふうな中にこの機械化を、機械を貸し出とか、特殊な機械がありますよね。オーガニックでも除草機とか、そういうのは高いですから、そういうのを買って貸し出すとか、そういうふうなことができないか、そこら辺を少しお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 山本稔議員の水稻農業の高収入化の取組はという御質問にお答えさせていただきます。

最初に、給食に町産米を使用することについての御質問ですが、現在町内の小・中学校で使用している給食につきましては、岡山県学校給食会を通して調達した町産米を中心に使用している状況であります。

また、昨年度、有機農業事業の推進、PRを目的に化学肥料と農薬を使用していない米を2か月程度学校給食で使用しており、今年度におきましても使用予定でございます。

給食に町産の有機米を使用することにつきましては、安定的な供給ができる体制づくりが必要となります。子供たちに有機米を食べてもらうことで安心・安全な有機米を知ってもらい、また有機農業の推進、普及が進むことで多くの農業者に技術を取得していただき、給食を一つの販路として確立させることで安定供給が可能となり、農業者の収入増にもつながると考えております。

議員から御提案いただきましたとおり、給食は有機米、有機農業を周知、普及させるための絶好の機会であると捉えております。

今後とも、従来の農業の普及と併せて、有機農業の普及推進に努めてまいりますので、引き続き御協力をよろ

しくお願いいたします。

次に、2点目のふるさと納税の返礼品に町産米を使用することについての御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品に町産米を使用することにつきましては、町産米のPR、水稻農業の振興において大変有意義なものであると認識はいたしております。米は日常消費されるものであることから、リピーターの獲得も期待できますので、ふるさと納税制度を新たな販路の一つとして出品いただき、返礼品のラインナップに町内産の米が増えていくことは町としても歓迎すべきことでございます。

しかしながら、ふるさと納税の寄附者から返礼品の申込みがあった際、生産農家が行う発送作業や関係機関との調整に係る手間がネックになっている現状がございます。

ふるさと納税の返礼品での町産米の活用は農業振興にとどまらず、地域の活性化や町のPRにつながります。今後は、近隣自治体の事例等も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の小規模農業に機械貸出しはできないかという御質問にお答えさせていただきます。

現在の農業を取り巻く環境は農家の高齢化や若者の農業離れ、農業生産資材の価格高騰、生産コストの上昇に対して販売価格が上がっていないことなど、依然厳しい経営環境でございます。農業用機械は高額であり、その支出が農業経営に与える影響は大きいものであると認識いたしております。議員御提案の小規模農業に機械貸出しはできないかでございますが、農業機械貸出事業を導入した場合、十分な数の機械を確保することが難しいこと、農業機械の使用時期が重複すること、故障の際の修繕等、課題が多く、導入につきましては慎重に判断する必要があると考えております。

農家の農業機械の確保は継続的な農業経営における大きな課題であります。農業振興は継続的な支援が重要であると十分認識しており、今後とも充実した農業支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、その点は御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、給食についてはこれからも取り組んでいただけるということで、ありがたく思っております。ですが、生産農家の増えていくような方策がないと、給食1年間全部賄えるということはまだ不可能だということで、これは農家の人が給食にこれくらいのお米が必要で、こういう買っていただけるからこういうふうなオーガニックの取組をして生産をしてほしいという訴えがもう少し要るんじゃないかと私は思っております。それで、そういう取組をしていただける農家には、今も指導とか、いろいろと講習とかされるような方策があると思っておりますので、そこら辺の参加を積極的に促していただければと思っております。

それから、ふるさと納税の返礼品についてですが、これ私も伺っております、手間が大変なんだと。私もインターネットで売するのに小さい袋に詰めて、それから名前とかあいうのを打ち込んで袋に貼ったりして出す、そういう手間はかなりかかりますね。それから、今の需要が、大きい30キロ袋とか20キロ袋、そこら辺はあまり需要がないんですね。5キロ、1キロ、それから多くて10キロですね。そういう小さい袋で売らないと、なかなか売れないような感じになっておりますので、そういうところを含めると、袋の購入費とか、それから詰める手間、そういうふうなこともありますので、大量に出るようになると機械化が必要ですね、袋詰め機械とか。そういうところがありますので、そういうふうな仕組みづくりを最初に町として取り組んでほしいなと思っております。場所、生産者が持ち込んで、そこで袋詰めをしたりすればできるようなところ、それから保存もしていけないといけないと思いますので、農家だけで保存がなかなか難しい場合は、そういうふうな保冷ができるようなところと一体化した設備を造っていただければなと私は考えているんですが、オーガニックビレッジの取

組の中でそこら辺のことができるんじゃないかと私は思っております。それから、販売のほうも一体的に取り組まないといけないということで、給食やふるさと納税がうまくいけば、ブランド力がまた販売力に変わっていくんじゃないか。ふるさと納税返礼品でおいしかったというようにリピーターが増えれば、それがそのほかのお米もおいしいということになって、販売力も伸びるような方法になると思っております。

取りあえず和気町産のお米をいろんなところで使っていただきたいんですが、今慣行農法ではなかなか差別化が図れないので、低農薬とか、それからオーガニックを奨励して、そこら辺を小規模な農家にお勧めをして、こういうところが手間なんですけどこういうところがいいですよというような、いいところをアピールして増やすようにしていかないと、耕作放棄地がだんだんと増えていくような感じになっておりますので、そこら辺で歯止めをかけたいなと思っております。そういうところで、拠点づくり、そこら辺はどういうふうな感じで考えておられるか、もう考えておられないか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 団地化で拠点の場所をもう決めているのかということでございますけど、団地化を可能な場所については、担当課のほうで候補地を選定しております。これから農家と話し合いをした中で、どこに持っていか、決定させていただきたいと思っております。

それから、先ほど仕組みづくりという御提案がございました。当然そういった仕組みづくり、これからつくっていかないといけないと思っております。付加価値をつけた和気町ブランドとして流通させるためにはどうしたらいいのか、協議会の中ではいろいろこれから話を進めていきますが、今年度ブランドロゴデザインを今の協議会独自で、JAS規格とか、岡山県が決めてる有機無農薬とか、いろいろハードルが高い面もございますので、和気町独自のブランドを考え、ロゴをつくって、今の米の袋に貼っていただき、流通させていくことも考えていかないといけないということで、当然その前には場所の選定をして、農家が少しでも多くオーガニック米を作ってもらえるようにPRしていかないといけないのが第一なんですけど、そのあたりを含めて、今、検討をいたしております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） なるだけこれもオーガニックビレッジ宣言も期間がございますので、その間になるだけたくさんできるように計画をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、町外からの新規就農者の課題点ということで伺っていききたいと思います。

まず、和気町では和気町の奨励作物として夏秋ナスとか、白ネギ、それからぶどう、そういうところを作っていただくと、補助が出るようになっております。そして、新規でよそから移住してこられて新規就農された方は、その補助金ももらってやるわけですが、中にはその補助金目当てでもうすぐ帰られたりというようなことも聞いております。それから、もう何年もたっておりますが、最初の頃に契約した農家と代替わりして、息子が代わって土地の売買とか、それから契約も前の口約束だけではなかなかうまくいかないということが問題点出ておりますので、私の聞いたところによると、いろんな問題点が出て、よそからの新規就農で定住率が悪いんじゃないかというようなことも思っておりますので、そこら辺の定住率とか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、町のほうで新規就農について問題点をどのくらい把握されているのか、そこら辺の中の問題点もお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の町外からの新規就農者の課題点はの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町外からの移住就農者はどのくらいかの質問でございますが、担当課で把握している過去10年間での移住就農者の人数は24名でございます。

経営の作物としましては、町の振興作物であるぶどうや夏秋ナスで就農される方が多い状況でございます。その他にも白ネギ、ハボタン、リンドウ、大麦、アスパラガスなど、多岐にわたっております。

移住前の居住地につきましては、近隣の兵庫県や大阪府、また東京等の関東圏からなど、様々でございます。

次に、2点目の町外からの移住就農者の定住率はどのくらいかの質問でございますが、先ほどの24名のうち、現在も和気町にお住まいの方は20名でございまして、定住率につきましては83%でございます。和気町から転出された理由としましては、体調を崩されて農業を辞められた方や、経営不振により離農された方、それから自己都合により住居を移られた方がおられることを把握しております。

次に、3点目の現在の問題点については何か把握してるかでございますが、町内町外を問わず、新規就農者が増加することは、言うまでもなく本町の農業振興、農地の保全において大変意義深いものであると認識しております。

本町では新規に就農しやすい環境づくりとして、新規就農準備講座の開催、資材ハウス、資材補助金の活用等の就農支援事業、また本町とJA、岡山農業普及センターが連携した就農営農相談を行っております。町外から本町で就農を希望される方の中には、農業は自然と触れ合いながら仕事ができる、農業は自分のペースで仕事を進めることができ、自分の時間を十分確保できるようなイメージを持たれる方もおられ、就農を目指していただくことはありがたいと思っております。しかしながら、農産物の生産は天候に大きく左右されること、繁忙期には休日返上で朝早くから夜遅くまで農作業に追われること、農業には一般的に農道や農業用水の管理、清掃があり、地域の方と協力して行う作業があること、また農産物の栽培技術の取得ばかりではなく、限られた時間と予算の中で収益を確保することなどの農業の厳しさや大変さなどを就農相談の際に伝えていきたいというふうに考えております。

新規就農者に限らず、既存の農家の方も含めて、持続可能な農業経営、継続的な農業経営は本町の農業振興において大変重要なことでございます。本町といたしましては、引き続きJAや岡山県農業普及指導センターと連携して営農相談に伝えていくとともに、農業者が健全経営、収益を確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、定着率が80%ということで、かなり高いと思っております。辞めて出ていかれた方は体調を崩されたとかの問題があった、私も聞いております。高齢で来られて、農作業をされて、それから病気になったというような方もおられたと思っております。そういうところはしょうがないと思っておりますので、経営面でもうからなくなったというのは大変残念なことだと思います。そこら辺の指導はしっかりとJAとか農業普及センターと連携してもうかるようにしないと、移住をして農業をしようかというような方が来てくれないと思いますので、1番目の質問と重なりますが、和気町の奨励作物を作れば、もうかって何とかなるというようなことをPRしていかないと、新規就農者は増えないのかなと。それで、私は新規就農者の方に来ていただいて、いろんなことをしていただきたいんですが、山間部の田んぼはほとんど作る方がいなくなって、原野に立ち返っているところが結構多いんです。そういうところを新しくできることといえば、ぶどうを作ったりとかはできるというように聞いております。それから、ぶどうだけじゃなしに、山ですので、葬儀に必要なさかきとか、それからしきび、そういうのを作れば需要はあるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺でもうかるようなところがないかなといつも思っておりますので、そこら辺の新規就農者に対しての説明とか、そういうのはどのくらい、どう

いうふうになされとんかお聞きしたいのと、口約束は今頃ないんだろーと思ひますが、新規就農に來られて、農地の貸し借り、それから売買、何年かしたら売ってくださいとか、そういうふうな契約があるんであれば、それを書面に残して間違ひのないようにできるようにというふうな仕組みがあるのかどうか。私らは今は作っていただきたいという田んぼの持ち主から、作る場合は契約で5年、10年作りますよと、こういうふうな条件で作りますよというふうな契約をするようになっておりますので、そういうことを新規就農の方もやっておられるのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、1点目の新規就農者に対する、どのような説明をしてるかということですが、新規就農者の方に御希望等があった場合、まず就農相談、事前の相談も含めてですけども、就農相談を行います。それは、先ほども話もありましたように和気町、それから岡山県、それからJAも併せて就農相談を行いまして、就農講座に勉強していただくとか、その次に農業体験研修であるとか、農業実務研修であるとか、そういう順番に応じて就農に向けての、新規就農へのステップというところで進めております。あわせて、和気町の支援事業としまして、夏秋ナスであるとか、黄ニラであるとかの支柱の助成補助金があるとか、ハウスの助成があるとかというあたりのところをお伝えさせていただいております。あわせて、県の補助金事業にもし該当するようなものがあれば、それも併せて説明をさせていただいている状況でございます。

それから、農地の貸し借りでございますが、代替わり等で少しトラブ的なというのがあるということですが、農地については、基本的には利用権の設定というふうな制度がございます。これについては、農地について借手、それから貸手、お互いの中での賃借契約というふうなところで、町としましては制度を説明する立場でございます。なので、そのあたりで明確に契約というところで結んでいただくのが一番分かりやすいというふうに思ひます。その中でも明記できないようなものがあるれば、別のもので覚書を交わすとか、そういったところで紙に残すというふうなことも説明する中で助言として入れれば、こういうことは解決できるのかなというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 利用権の設定とか覚書を残しておれば、まず問題は発生するところがないなと思っておりますので、こういうのがなかったから今問題があるんじゃないな、そこら辺のことを聞いておりますので、これから農地の貸し借り、それから売買については、助言はできると思ひますので、助言をしていただいて、新規就農者の方が安心して和気町で農業ができるように努めていただきたいと思っております。

それから、新規就農で來られた方は農業でもうける予定で來られてる方が多いと思ひます。また、別に、移住してこられて、家を買ったんですが、農地がついていて、そこを管理したりするのにいろいろ作ってみたいというようなこともあるんじゃないかと思ひますので、そういうふうな新規就農でなし、家庭菜園的な、私も農業興味が出てきたのでやってみようという場合を想定して、相談会とか、もしできればそこら辺のことも考えてほしいなと思っておりますので、そこら辺の、やってもいいというふうなことがあれば考えていただきたいと思ひますが、それはどうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

移住者、それからそのほかの方で、家庭菜園的なところも含めての農業をやってみようというところですが、全体的なところを含めて就農相談のほうへつなげさせていただいて、農業をやりたい希望的なところであったりとか、気持ち的なところであったりとか、そのあたりのところも確認させていただきながら、家庭菜園ではこんな感じですよ、それ以上のことだったらこんな感じですよみたいな、そういうお話をさせていただ

けたら一番ベストかなというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

実際に移住してこられる方で、なりわいとしての農業ではなくて、農地で家庭菜園的なことをしたいというふうと言われる方というのは結構多いです。そういった方でやってみたいという方では、移住のこっこの担当のほうでそういったようなことをされてる方に少し結びつけて、体験とか、教えてもらうとか、そういったようなサポートは幾らかしております、そういったことで農園のどこへお手伝いに行ってもらって学んでいただくとか、そういったフォローはさせていただいておりますので、また今後産業振興課と調整して、そういったどれだけ支援ができるかというようなことも考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今言われたように移住者の方、無農薬の野菜作りをやってみたいとか、そういう人も結構おられるように聞いております。オーガニックビレッジ宣言をしたので、野菜の無農薬を自分で作ってるんだけど、余って、ほかに友達にあげるのはいいんですが、売ってもいいかなというようなこともあると思いますので、そこら辺もオーガニックビレッジ宣言をしたということもありますので、そこら辺の把握と、それからそこら辺で副業として、少しこういうことをして、ちゃんとすれば売れる野菜になるというようなこともまたPRをしていただきたいと思っております。

私の質問は、いつもですが、農家を取りあえずもうかって、大規模農家はもうかっているんでしょうが、小規模農家がもうかるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本稔君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君は質問者席へ移動してください。

5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ただいま議長に許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

少子化対策の一環として、町長は子育て支援策をどしどし進められています。私は、子育て支援は少子化対策の一輪、片輪であると強く思います。そして、そのもう片方の一輪、これは公共事業、企業誘致等、和気町での産業復興、この件については同僚議員それぞれから、農業も含めて、いろんな質問が出ました。そういう観点で、両輪が順調に進んで初めて少子化が止まるのか、もしくは人口が増えるのかと思っておりますので、その観点で質問させていただきます。

まず1点目、和気駅の周辺開発につきまして。

バリアフリー計画等の中で、和気町のエレベーターの設置案や、和気町北側駐車場の拡張案、これは町長が何度か議会にも提案をしていただき、そのように進んでいると私は認識しております。ただ、この全体の和気駅周辺を含めた、同僚議員の方からもあります、この周辺開発は現在どのように町としては開発されようとして、その中でこういうエレベーターだとか、駐車場があるのかというこういう位置づけ、要するに10年先、20年先の和気町を見越した大きな計画の中にあるのか、ただ目の前のエレベーターだけ造ればよいと思っておられるのか、そのあたりの考えをお願いします。

2点目は、その中で長い目で見たとすれば、もしくはそういうふうな長期的な視野からあったとしたら、今年度はどこまでどうしていくのか、これが2点目です。

それから3点目は、今日は私の一般質問の参考資料として、早島町の早島駅の一新と、早島町は駅を大改革して、にぎわいをつくっていくという、これは山陽新聞の5月29日の朝刊の記事ですけども、これについて執行

部としてはつかんでおられて、どのようにこの記事を見られて考えられたのか、そのあたりを教えていただきたい。

そして最後は、和気町では同様のようこの和気駅一括総合計画といえますか、そのようなことが事業としてできるかどうか、このあたりについての考えをお聞きしたい。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

神崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在和気駅周辺をどのように開発していこうと考えているかについてでございますが、社会の高齢化が進む中、シルバー世代やハンディキャップをお持ちの方などが安全・安心に公共交通機関を御利用いただける環境を整備するために、現在和気駅へのエレベーター設置に向けてJRと協議を進めているところでございます。あわせて、和気駅の利用促進のために駅前駐車場の拡幅についても検討しているところでございます。この2つを軸といたしまして事業を進め、和気駅構内も含めた周辺整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目のその中で今年の計画はどのような事業かについてでございますが、エレベーター設置に関して、現在、JRと協議調整を重ねているところでございます。同様に駐車場の拡幅についても今後進めてまいります。また、タクシーの乗降場所、待機場所のスペースについても今後の検討課題と考えておるところでございます。

次に、3点目の早島駅一新事業についてはどのような事業か把握しているのかについてでございますが、新聞報道の内容や早島町への問合せにより概要を把握しておるところでございます。早島駅周辺地域再生拠点化事業として、約15億円をかけて早島駅の駅舎、自由通路、交流スペース、情報発信スペース等の建物の建築、駅周辺の駅前広場等の建設を行い、まちのにぎわいを向上させ、コミュニティの形成や公共交通機関の利便性向上などを目的としております。補助メニューといたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプを活用とした国庫補助と起債を財源といたしておるところでございます。JRからの負担は一切ございません。JRの所有区分は1階部分の改札機からホームまででございます。新たに建築するものの大半は早島町の所有区分になり、今後、それらの駅舎等の維持管理につきましては、光熱水費を含め、早島町が行うこととなっております。

次に、4点目の和気町では同様の事業実施は可能かについてでございますが、和気町では既にまちづくり交付金事業を活用し、和気駅周辺の整備事業を完了している点、エレベーター設置に活用する交付金メニューが早島町とは異なり、バリアフリー法により位置づけられたバリアフリー事業のみを対象とした補助メニューとなっている点、駅構内にその補助メニューを採用した場合、その施設は原則JRの所有区分となり、その部分の維持管理が発生しない点から、同様の事業実施は不可能と考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 神崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど担当部長が申し上げたとおり、現在和気駅のエレベーター設置に向けてJRと協議を進めており、今後、JRとの協議、調整終了後は、概略設計、補助申請、詳細設計、工事実施というように進めてまいりたいと考えています。あわせて、駅前の北口の駐車場の拡張についても、同時進行で進めてまいりたいと考えています。この2つを軸に事業を進めて、和気駅構内を含めた周辺整備も行っていきたいと考えています。

また、早島駅のことにつきましては、部長のほう詳しく説明をしました。和気町はバリアフリー法に位置づけられた事業として進めていきたいというのが、その考え方でございます。いずれにしましても、和気駅は本町

の重要な玄関口でございますので、和気駅及び周辺整備は将来の和気町にとって重要な事業であると考えていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 概要を、常日頃から駅前開発ということでお聞きしてますんで、そのとおり間違いないんですけど、この早島駅で、先ほど西本部長からもお話があった国の金がこの15億円のうち、約8億円、あと7億円が町の負担だということで、これを造るに当たっては根本的に和気町とは違う、和気町はバリアフリー法で行くということで違うんですけど、15億円のうちの7億円でいけるんかと思うて、ついぞ私なんかは安いなと思ってしまって、同じようなことを考えてしまったんですけど、そこには根拠となる法律が違うということなんで、そこには難しい面があるかと思いますが、同じやっていくならば、もう全体を考えた、特に和気駅の商店街が今もう閑散としてるといふか、あのあたりもあって、10年後、20年後を考えたときにバリアフリー法だけで対応するのが良いのかなという、何か、私もアイデアが出てこないでなかなか難しいですけど、町民の方の負担が少なく、そして受益できる方が多くと、若者世代がエレベーター、そして駐車場したときにそんなについぞ思ってしまったたり、町民の方からは、それだけが全ての和気の再開発にはつながらんだろうという御意見も聞きます。それならばとついぞ思ってしまうのが、こういう早島駅のような総合的な開発かなと。条件も違うし、それから人流も違います。しかし、和気町は和気駅を中心として成り立つべきものだと思います、その和気町に人がどれだけ来るかと、来ていただかなあかんし、それが子育ての一方と両輪となって初めて、和気町の人口が増える、最悪減らないというところまでしていただきたいので、なかなか難しい面はありますが、ぜひとも今お考えのバリアフリー法に基づくエレベーター、そして駐車場に加えて、今、町長もおっしゃっていましたが、いろいろ考えていきたいということなので、あたりを考えていただくことをお願いして、これはもう回答のほうは要りませんので、そのようにお願いしたい。

そして、次の2問目の質問に行きたいと思います。

2点目は、これも新聞ですけども、お配りした5月24日、岡山理科大と宮崎県の都農町との好適環境水の利用という記事と、そしてその下には、この6月18日、まさにこの議会が開催してる中で、町長が加計学園と包括連携協定を結ばれたという記事、この2点が私の一般質問の参考資料としてお配りさせてもらってます。これに関しまして質問させていただきます。

当然この記事にありますので、岡山理科大との包括連携協定についての現状については、観光振興、鳥獣対策、それに人工飼育水、または好適環境水という等で記事がありますんで、ある程度分かるんですが、これは現状はどうなっているのでしょうか。より詳しい御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、特にこの人工飼育水もしくは好適環境水ということで、今回宮崎県都農町の高級魚のタマカイというんですか、よく分かりませんが、その養殖に成功し、これを町の発展に使おうということで大々的に出ているので、どうしても二番煎じ、三番煎じになりますが、私なんかはそれこそ岡山県の魚だというハマチだとか、そういうものが、シャコがというのが出ないのかなと、こういうふうについぞ期待をしてしまいます。というところで、その2点を質問したいと思います。御回答お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員からいただきました岡山理科大学との包括連携協定についての御質問につきまして、答弁者は町長、副町長を御指名いただいておりますが、まず私のほうから御答弁させていただければと思っております。

まず、要旨の1番目、現状はどうなっているかということについてでございますが、新聞の記事にもありますとおり、先週の金曜日6月14日に、岡山理科大学にて、同大学を含む学校法人加計学園様と包括連携協定の調

印式が行われまして、包括連携協定を締結したという状況でございます。

協定の内容といたしましては、項目を読み上げさせていただきますが、人づくり、まちづくりの推進に関すること、観光振興や産業振興など、地域経済の発展に関すること、教育、スポーツ及び文化に関すること、健康福祉及び子育てに関すること、生態系の保全と保護に関することといったようなものとなっております。

そして、協定を結んだのが加計学園ということで、岡山理科大学ではなく、複数の学校、教育施設が含まれますので、そちらのほうは岡山理科大学、それから倉敷芸術科学大学、それから千葉科学大学といった大学、それから岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校、岡山理科大学附属高等学校、岡山理科大学附属中学校と、こういった幅広い学校と包括連携協定を結んでいるという状況でございます。

実際、協定の締結前から、町内で害獣対策として、鹿ソニックの実験等が行われております。今後は、加計学園と本町が抱える様々な課題を共有して、その課題に向けた協議を行い、共同で実施する取組を進めていくといった流れになってまいります。

次に、要旨の2番目の好適環境水は今後どのように進んでいくのかというお尋ねについてでございますが、新聞記事にもございましたように、宮崎県の都農町ではタマカイといったようなもので大々的にやられているというものがございます。好適環境水そのものは大手の回転ずしチェーン店で飼育された岡山理大ウナギというおすしがこれ提供されて、大きな話題になりました。そういったこともありまして、非常に注目されているものであります。本町としての町内で好適環境水の取組が実施できればという希望は持っておりますけれども、現時点におきましては、和気鶴飼谷温泉で岡山理大ウナギを使ったメニューが7月1日から提供するという予定で動いているほかは、今のところは具体的なものは無いという状況でございます。

以上、神崎議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 今おっしゃられたように理科大だけじゃなくて、当然加計学園なので、そのグループだということで、非常に広範囲な学校、もしくは分野と連携されているので、私が考えてるような話じゃなくて、もっともっといろんなアイデアが出てくるのかなというのを非常に期待します。その中で、どうしても他市町村のことがどうしても気になる。都農町は2024年12月にこれを結んだと、もう1年もたたんうちに研究を始めて、試験的にやったとか。あとNTTがその機材、特に好適環境水の利用といっても、陸上で海の魚を育てるので、水、温度、水質とか、どうしても条件を一定に保つとか、そういったものが必要なもので、こういうのを見ますと、締結したあと、アイデアが今度できたらじゃなくて、そこまでのことを事前研究もしたり、調べたりして都農町はやったのかなと。後追いですけども、この提携から後のスケジューリングを見ると、仕組んでやったのかなとぐらいに思えるぐらいのお話なので、和気町でも和気鶴飼谷温泉でウナギを使わせていただくということを今お聞きしましたけども、何とかしてこういうことを実現することが和気町の人流を起す呼び水になる。産業をつくる、人が集まる、人が働く、移住者が仕事ができる、こういうことを考えれば、プロジェクトチームをつくっていただいて、早急に今おっしゃったように一学校だけじゃなしに、それだけのグループであれば、医療関係であったりとかという話もあれば、高齢者の独居の老人対策とか、いろんなことが出てくるんじゃないかと思っております。

町長、副町長のほうにお聞きしたいけど、せっかく結んで、それは今までもいろんな学校といっぱい結んでるんですよ。でも、それで具体的な話が出ていないのはなかなかない。しかし、加計学園については、さっきおっしゃったように鹿ソニック、つまり害獣対策が先に少しはやられてるようなこともあるし、何か実効性が高い。ましてや、他市町村でやってると聞けば、これは行けるんじゃないかと、どうしても町民としては期待せざるを得ません。

そこで、お聞きします。

プロジェクトチーム等を立ち上げて、こういう方面にやりたいとか、今年度はこういう方向で計画しようというようなことがあれば、町長、副町長のほうからお願いしたいと。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。

今回6月14日に加計学園と包括連携協定を結ばせていただきました。当面担当課長が言いましたように和気鶴飼谷温泉で岡山理科大学ウナギを活用させていただくということにさせていただいています。

今後は、議員おっしゃるとおりもっと踏み込んだ取組をしたいと考えていますので、そのことにつきましては、私が旗振りになって積極的に頑張ってもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 町長から力強いお言葉いただいたので、期待して待っております。よろしく願いいたします。

続いて3点目、藤公園について。

藤公園は今年度料金も上げました。いろんな形で少し対応を変えております。しかしながら、たくさんの方が来られた。この議会中にも人数等言っていたいたんですけど、もう一度今回藤公園まつり、来場者がどのぐらい来られたのか、それから売上げがどうなったのか、このあたりをお聞かせください。

それから2点目は、入園料を引き上げましたが、来場者の方の反応はどうでしたか。これについても教えてください。

それから、藤公園を運営していく上での問題点は何でしょうか。町のほうで把握されておられれば、それを言ってください。

4点目は、その改善点や対策は何でしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の藤公園についての御質問にお答えいたします。

最初に、来場者数と売上げについてでございますが、令和6年度の藤まつりにつきましては、4月24日から、5月3日までの10日間開催し、期間中の入園者数は5万564人、売上げは2,002万3,000円でございます。

次に、入園料の引上げに関わる来場者の反応でございますが、現場の職員から聞き取りなどを行ったところ、入園料の引上げに対する苦情や否定的な御意見はございませんでした。

また、今年から入園料を引き上げたということもあり、来園者の方に今まで以上に喜んでいただけるような新たな取組としまして、和気鶴飼谷温泉の入浴セット券の販売や、藤の花のフォトコンテストを行っております。

次に、藤公園における問題点でございますが、最も大きな問題は、まつり開催時の道路の渋滞でございます。コロナ以降、個人旅行が増え、車の台数も増加傾向にあります。今年も花が満開となった4月28日には朝9時から夕方6時頃までのかなり長い時間渋滞となり、近隣住民の方に大変御迷惑をおかけしたところでございます。

その他の問題点につきましては、藤棚の老朽化、鹿による花の被害などがございます。

次に、改善策や対策は何かについてでございますが、まず渋滞対策でございますが、臨時駐車場の確保を検討するとともに、日中に集中する来園客を分散させるため、夜間の藤公園の魅力アップを図り、夜間のライトアップ時に来園者を促していきたいというふうに今現在検討しております。

藤棚の老朽化につきましては、工法が決定次第、全面的な更新を検討していきたいと考えております。

また、鹿による食害につきましては、今年度から取り組む高周波音を利用した追い払いの検証実験を藤公園でも実施できないかと、今現在検討しておる状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 再質問いたします。

今、岡課長のほうから問題点ということで、4月28日、これは私が聞くところ、和気インターから藤公園まで行くまでにマイカーで約2時間かかったと、こういうお話を聞きました。これが1日、2日だからいいかなということもあるかもしれませんが、一番いい4月28日の見頃のときにそれだけ人が来られてることなんで、それを駐車場の拡張、それから夜間の来場者を増やす等を言われたんですけど、もう一つ積極性に欠けるかなと。当然のことながら、一つは、前から言うてますけど、公共機関の利用を促進して、和気町は和気駅まで当然電車で来ていただくと、そこからどうするかと。当然今の段階だと、タクシー、それから非常に原始的ですけど、自転車、それから歩くとか。ただ、町民の方から聞いているのは、町外から来られる方から、和気駅まで行くんだけど、どうやったら行けるかなというから、タクシーで行くと往復で4,000円ぐらい、こう答えると、聞かれる方が70代だと、高いなど。初めて行ってみたいんだけどちょっと無理かなというような声も毎年聞かれます。なので、できることならば、高齢の方は日本一の藤だから1回は行ってみたいというお気持ちもあつてのお話だと思うので、こういう方もフォローしていくのが和気町、日本一の藤公園であれば、やっていきたいかなということで、前から言われてます巡回バス、巡回バスを日笠経由で回したらというのがあるんですけど、このあたりは問題解決の一助になりませんかでしょうか。それをお聞きしたい。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

藤まつりの渋滞対策ということでございますが、先ほども説明させていただきましたが、今年の藤まつりについて4月28日、大渋滞が起こっております。これにつきましては、状況も併せて言わせてもらいますと、ゴールデンウィーク最初の3連休でございました。週間天気予報も1日目と3日目が雨だということもあつて、中日の28日は晴れだったということで、その日を狙ってこられたということも渋滞の原因になった一つではないかというふうに思っております。そういうことも併せて、大体年間に1日から2日、そういった渋滞が発生しております。そういった状況も踏まえて、基本的な解決策としまして、専用駐車場を増設するという方法がございます。ですけれども、藤公園周辺の立地条件等を考えますと、今すぐ適した場所がないというふうに思っております。また、1年のうちに2日程度の渋滞のために多額の予算を充てることは現実的ではないというふうに考えております。

今現在、渋滞対策の案としまして、先ほども説明させていただきましたが、周辺の民間企業であったりとか、公共施設などにももし御協力いただけるのであれ、臨時駐車場の確保を検討していきたいと。それからまた併せて、日中に集中する来客を分散させたいと。そのためには夜間の藤公園の魅力を最大限高めて、夜のライトアップのときに来てくださいというように促していきたいというふうなことも思っております。

またあわせて、開園期間中のイベントなんかも少しあります。そのあたりの時間調整であったりとか、その辺のことを少し調整させていただいて、お客様の滞在時間を少しでも短縮させて、人の動きの回転をよくするというようなことも少し考えております。

それからあわせて、SNSを使用させていただいて、例えば渋滞情報であったりとか、天気予報も含めてなんですけど、そういった小まめな情報発信をしていくのも一つの方法かなというふうに今現在思っております。またあわせて、役場にかかってくる電話の問合せにつきましても、今まで以上に混雑しますとか、渋滞します、そ

れから多いというようなことを少し説明させていただきながら、今後の対応をしていきたいと。そういったところで、少し工夫することのできるのところからいろいろなことを検討していきたいというふうに思っております。結局スペースの確保であったりとか、先ほども言いましたけど、人の動きの、そのあたりの回転をよくすることによって駐車場の回転もよくなるというふうに思っております。

それから、巡回バス、シャトルバスにつきましても、運行について関連してくることだと思っております。シャトルバスについては、渋滞問題に加えまして、高齢者の方対策であったりとか、車をお持ちでない方のためなどのことも含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 特に、巡回バスについては、公共交通の会議でもいろいろあると思いますけど、渋滞する日にちが1週間も2週間も続くわけではないし、和気町のホームページで和気町へ来てくださいと、たくさん宣伝をしていただいて、あとは巡回バスが1日とか2日であれば、民間企業さんとの折り合いも可能かなと。とにかく渋滞を回避して、よりたくさんの人に来ていただく、これがいいんじゃないかなと。たくさん来ていただければいろんな対応ができますから、取りあえず検討していきたいと課長は言っていたとんで、もうこれは今年度中、来年が今度また始まります。この藤まつりが終わった時点から来年が始まるわけですから、今から準備しないと来年に間に合わないの、早急に巡回バス、その日だけとか、朝から何便とか、具体的に持ち込んで話をさせていただきたい。そして、より多くの人に来ていただければ、タクシー会社も潤うし、和気町も潤うしと、当然のことなんで、ウィン・ウィンは当然あると私は確信しております。

最後に、町長から一言お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 藤まつりは和気町の大きなイベントの一つでございます。したがって、多くの方に来ていただけることは非常にありがたいというふうに感じています。しかし、その一方、こうした交通渋滞なんかも招いていますので、この交通渋滞をいかに緩和していくかということイベントの縮小も提案がありましたけれども、また入場者の方々の状況を発信するだとか、いろいろな方法を考えてまいりたいと思っています。シャトルバスにつきましても検討の一つであろうというふうに思いますし、協力いただける企業がございましたら、臨時駐車場もお借りをするというようなことも、様々な視点から考えて、藤まつりを盛り上げていきたいと考えてますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 以上で、神崎の質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日20日は、休会とし、21日午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時54分 散会

令和6年第4回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 令和6年6月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年6月21日 午前9時00分開議 午前10時01分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 山野 英里                      2番 山田 浩子                      3番 我澤 隆司  
4番 従野 勝                          5番 神崎 良一                      6番 山本 稔  
7番 居樹 豊                          8番 万代 哲央                      9番 山本 泰正  
10番 広瀬 正男                      11番 西中 純一                      12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 太田 啓 補                      副 町 長 今田 好 泰  
教 育 長 徳永 昭 伸                      総 務 部 長 則枝 日出樹  
危機管理室長 河野 憲 一                      財 政 課 長 海野 均  
まち経営課長 寺尾 純 一                      税 務 課 長 豊福 真 治  
民生福祉部長 万代 明                      住 民 課 長 竹内 香  
生活環境課長 井上 輝 昭                      健康福祉課長 松田 明 久  
産業建設部長 西本 幸 司                      産業振興課長 岡 恵 一  
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司                      上下水道課長 柚本 賢 治  
総務事業部長 永宗 宣 之                      会 計 管 理 者 清水 洋 右  
教 育 次 長 新田 憲 一                      学校教育課長 嶋村 尚 美  
社会教育課長 森元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 赤田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 4 3 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 4 号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 5 号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 6 号 和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 7 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 4 8 号 令和 6 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 4 9 号 令和 6 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 5 0 号 令和 6 年度和気町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	原案可決
	議案第 5 2 号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について	原案可決
	議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について	原案可決
	議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について	原案可決
	請願第 1 号 介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める請願書	趣旨採択
	陳情第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択
追加日程第 1	発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書	原案可決
日程第 2	議案第 5 6 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
日程第 3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで6月18日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、先般開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告申し上げます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告でございます。

去る6月18日、会議終了後、3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、各常任委員長から付託案件の審査結果の報告がありまして、この後各委員長から委員長報告がございます。

次に、追加議案として、一般会計補正予算が本日追加上程されます。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されておりますので、本日議題としております。

以上、委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第43号から議案第55号までの13件、請願1件及び陳情1件についてを一括議題とし、各常任委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和6年第4回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案9件でございます。

去る6月13日午後1時から議会議場において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに担当部・課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告いたします。

まず、議案第43号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。全会一致で可決であります。

審査の過程で、委員より、検討委員会のメンバー構成と学識経験者はどんな方かとの質疑に対し、メンバーは16人で、学識経験者や区長、PTA、学校運営協議会の方、町議やにこにこ園、小・中学校の校長などで構成したい。学識経験者は協定を結んでいる大学の先生を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第44号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第45号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第47号令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で可決であります。

審査の過程で、まず執行部から、部活動の地域移行の状況についてと、和気町同窓会支援事業補助金の説明があった後、委員より、部活動が合同で行われているが、生徒の交通手段はどうしているのかとの質疑に対し、保護者に送迎をお願いしているが、いろいろな方法を探って解決していかないといけない問題であるとの答弁がありました。

別の委員から、同窓会支援事業補助金について、オンライン同窓会は含まれるのかとの質疑に対し、オンラインは想定していない。あくまで出会いの場を創出することで補助金が出るようになっていくが、今後検討もしていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、今回の事業はどういう考えで設定されたのかとの質疑に対し、未婚、既婚とありますが、35歳以下を対象にしていますので、全て非婚ということはないだろうということで、縛りなく広く使っていただければということで行っておりますとの答弁がありました。

また、別の委員から、佐伯中と和気中が合同で部活動ができないかとの質疑に対し、中学校体育連盟はそれぞれの部活動で決まり事があり、今の段階では同じ町でも合同でできない。少子化のこともあり、今はクラブに移行して、同じ町内または近隣の市町と組んでスポーツ活動ができるような方向で進んでいる。町としてもその方向で行っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第52号工事請負変更契約の締結についてであります。特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第53号工事請負契約の締結についてであります。全会一致で可決であります。

審査の過程で、入札制度が変わったが、地元業者だけになっているので、不自然さを感じている。よく検討してほしいとの希望がありました。

次に、議案第54号工事請負契約の締結についてであります。特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第55号工事請負契約の締結についてであります。特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。特に質疑もなく、採決の結果、全会一致で採択であります。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第43号から議案第45号及び議案第52号から議案第55号までの7件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第43号から議案第45号及び議案第52号から議案第55号までの7件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第43号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第45号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第52号工事請負変更契約の締結について、議案第53号工事請負契約の締結について、議案第54号工事請負契約の締結について、議案第55号工事請負契約の締結について、以上7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。7件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号から議案第45号及び議案第52号から議案第55号までの7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年第4回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案6件、請願1件につきまして、去る6月13日午前9時から議会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下に、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第46号和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例についてですが、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、宿泊を受け付けないと聞いたが、それはどういうことかとの質疑あり、施設は廃止しないので、条例で料金設定を行った。運用面では、本館の受付はしない方向である。3食の食事提供はコストがかかるので、受付しないことが経費節減につながるという判断であるとの答弁がありました。

同委員から、ログハウスの宿泊料は値上げするかとの質疑があり、今の運用の実質的な変更は特になく、据置きであるとの回答がありました。

次に、議案第47号令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、障害者福祉費で346万3,000円が国庫返納金で補正されているが、これはどういうことかとの質疑があり、自立支援給付費の返還で過年度分の事業費が確定したので、それに伴う返還金であると答弁がありました。

別の委員から、ロマンツェの宿泊使用料はどれくらいの利用者を見込んで計上しているのかとの質疑があり、令和4年度、令和5年度の実績を基に予算編成し、今後約150棟の使用見込みで計上したと答弁がありました。

また、同委員から、ロマンツェの施設管理料はどのくらいかかるのかとの質疑があり、今年4月からの9か月間の人件費で約750万円、施設維持費として約650万円と、合計で1,400万円積算していると答弁がありました。

また、同委員から、乳幼児紙おむつ無償提供事業について、対象者数、配布方法、導入方法はどの質疑があり、対象者数は140人を予定し、配布方法は役場での配布を考えておる。導入方法は、今年度はサブスクリプションを検討していると答弁がありました。

別の委員から、ロマンツェの指定管理料250万円の根拠はどの質疑があり、平成25年に250万円となったが、積算の中身は承知していない。施設から生じる収益と実際にかかる経費の差額が250万円と算出され、実際に平成25年、平成26年度は収支ができていた。その積算は妥当であったと思われると答弁がありました。

別の委員から、環境衛生費の調査設計委託料3,450万7,000円の詳細はどの質疑があり、設計委託料の内訳は、和気鶴飼谷温泉の省エネ改修、薬草園への太陽光発電設置及びその他近隣の太陽光発電設置、この調査等の3項目にかかる費用であると答弁がありました。

次に、議案第48号令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第49号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第50号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第51号公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような提案、要望、答弁がありました。

委員から、シルバー人材センター等に委託してキャンプ場をやってみたらとの提案があり、提案いただいたオートキャンプ場や、今はやりのグランピングのようなものがよいのか、今後町直営観光施設としていくのがよいのか、民間事業者にも有効に活用していただくのがよいのかも含めて、時間をいただき検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員からは、ロマンツェの管理がうやむやにならないように、早急に考えて町民の皆さんに有意義に使っていただけるような方法をできれば9月議会に出してほしいとの要望があり、9月にらせるかは別にして、できるだけ早い段階で皆さんに諮りたいとの答弁がありました。

次に、請願第1号介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める請願書についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、賛成多数で趣旨採択であります。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第46号、議案第48号から議案第51号の5件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第46号、議案第48号から議案第51号の5件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第46号和気町三保高原スポーツ&リゾート施設条例の一部を改正する条例について、議案第48号令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第49号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第50号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第51号公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、以上5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号、議案第48号から議案第51号の5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

請願第1号介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める請願書についてを採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、議案第47号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第47号令和6年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第47号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第47号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号は、各委員長の報告のとおり決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時24分 休憩

午前9時39分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長（居樹 豊君） それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告申し

上げます。

本日の日程第1において採択されました陳情第1号を、この後の追加日程第1において発議第1号として、本日追加提案することに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（当瀬万享君） 追加日程第1、発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

次に、提出者であります居樹 豊君に趣旨説明を求めます。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、意見書につきましての趣旨説明ということで、お手元の資料に意見書の全文がございますけれども、内容的なものは下記にありますようなことで、そこを読み上げまして趣旨説明といたしたいと思っております。

まず、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること、また30人学級等、さらなる少人数学級について検討すること。

2番目、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3つ目に、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用ができるよう、少人数学級実施のための加配を削減しないこと。

4番目、必要な新規採用者数を確保するとともに、教職員が意欲を持って働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講ずること。

5番目、教員の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見を提出するという内容でございます。

○議長（当瀬万享君） これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

居樹君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第1号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第1号を討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第56号令和6年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日追加提案いたしております議案第56号の令和6年度和気町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

この補正は、既定の予算に987万5,000円を追加し、予算の総額を97億392万円とするもので、主な内容は、歳入では農地災害復旧事業国庫補助金等の追加、歳出では農地災害、農業用施設災害、林業用施設災害、公共土木施設災害に関する復旧経費を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第56号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第56号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第56号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第56号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第56号は、討論を省略し、採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

初めに、議案第56号令和6年度和気町一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されています。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓輔君） 令和6年第4回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきまして提案いたしました報告3件、条例改正4件、補正予算4件、その他5件、そして本日追加提案いたしました補正予算1件につきまして、慎重に御審議、御議決いただきまして誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、くれぐれも御自愛をいただきまして、ますます町政発展のため御活躍されますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 今期定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、今定例会が議員各位の終始極めて真剣な御審議により、議了できました。皆さん方の御精励に対し、衷心より厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもって御協力いただいたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申し上げました意見なり要望事項なりにつきましては、特に考慮を払われた業務を遂行されますよう要望を申し上げます。

今定例会から、質問者席を設置しての一般質問が実施されました。改善すべき点もあったと思われます。今後も、よりよい議論の場が持てるように進めてまいります。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分御留意くださるようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして令和6年第4回和気町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月21日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 我 澤 隆 司

和気町議会議員 従 野 勝

和気町議会議員 神 崎 良 一